

般社會に流通する紙幣の發行に關する業務を行ふものなりと述べ、又伊太利のデ・ピチ・マルコは貨幣と信用との機關を區別して、貨幣の機關となるものを銀行とし、各學者によりて見る所を異にし、從ふて定義も亦各々等しくないのである。

又銀行の意義は英米と歐洲大陸諸國との間に於て其の解釋を異にしてゐる。即ち英米に於ては銀行は一般公衆より、其の手許有高若くは所有者が一時利用せざる資金を短期に預り、其の一部を準備金とし、其餘を手形の割引若くは短期の貸付等に利用するものを言ひ、從ふて主として銀行を振替銀行特に英米等に於て最も發達したる預金銀行に限り、長期の資金を吸収して不動産を抵當として貸付をなすもの或は有價證券の賣買をなすものは之を銀行と稱しない。之に反して歐洲大陸に於ては貨幣信用並に有價證券に關する營業をなすものを一般に銀行と稱し、預金銀行、振替銀行は勿論、債券を發行して長期の貸付をなす不動産銀行或は公債、社債、株券の發行を受け、此等有價證券の賣買を業とするものをも總て之を銀行となし、銀行なる概念を極めて廣義に解釋してゐる。彼のパチオヨットが有名なる其の著書ロンバート・ストリートに於て歐洲大陸の人々は英蘭銀行の重役に關する規定中に、銀行家は其の利害、英蘭銀行と相反するの故を以て、英蘭銀行の重役となることを得ずとの定めあるにも拘らず、英蘭銀行の重役中にロスチャイルド

ドの列するを見て之を解するに苦むのであると言ふてゐるのは、此の關係を最も如實に説明したるものである。即ち歐洲大陸に於ては、銀行なる意義を一般に廣く解釋するの故にロスチャイルドは銀行家に相違なく、從ふて當然英蘭銀行の重役たること能はざるものなりと信ずるも、英國に於ては銀行の概念を殆んど預金銀行に限るを以て預金業務を營まざるロスチャイルドは銀行家ではなく、從ふて英蘭銀行重役たるに何等の差支へはないのである。

斯くの如く、銀行の意義は國により時代により銀行其のもの内容異なり、學者又各々其の見所を同じくせざるが故に、之れを一定せんことは甚だ困難なりと云はなければならぬ。殊に我が國の銀行は、初めは英米の銀行制度を模倣し、後に至りて大陸の銀行制度を折衷したるものなれば大陸諸國とも英米二國とも其の事情を同じくしない。從ふて英米若くは大陸諸國に行はるる銀行の意義中孰れか其の一を取りて直に之れを我が國に適用せんとするも、種々の困難あるを免がれ得ない。即ち普通に英國に行はるる解釋を以て之れを我が國に適用せんとするも、我が國には短期の資金を吸収して之れを短期に放資する預金銀行の外、既に債券を發行して長期の貸付をなす勸業銀行、農工銀行、拓殖銀行あり、外國爲替の業務を主とする横濱正金銀行あり、工業資金の調達を主として國債證券、地方債券及び株券を擔保とする貸付並に工場に屬する敷地、建

物其の他不動産に對する貸付をなす興業銀行あり、此等を銀行と稱し、人皆之れを怪しまない。之を以て其の解釋は我が國の實狀に適せず餘りに狭きに過ぎる。

然ればとて大陸諸國に行はるる意義を採用し、貨幣、信用並に有價證券に關する業務を行ふものを銀行とするならば、一見我が國の實際に最も適合するものの如くに見ゆるも、單に貨幣信用並に有價證券に關する業務を行ふものなりと云ふのみにては銀行と質商若くは株式仲買人との區別更に明瞭ならざるのみならず銀行の意義餘りに漠然たるの感があり、殊に歐洲大陸に於て銀行に關聯して有價證券に關する業務と言へば所謂證券銀行若くは投機銀行の行ふ業務を言ふもので、有價證券の仲買を意味する外、危険にして且つ投機的なる株券の賣買をも意味するものである。然るに我が國に於ては普通銀行は投機に關係すべきにあらざるのみならず、歐洲大陸の投機銀行若くは普通に動産銀行と稱せらるるものに最も近似したる興業銀行に於ても、銀行の投機的營業に従事するは極めて危険なりとし、株券の賣買は之を禁止するものなるが故に、歐洲大陸に於て行はるる解釋は未だ以て直ちに我が國に適合せしめることは出來ないのである。

彼の銀行を以て單に貨幣に關する業務を行ふものなりとする定義の如きは其の意義極めて漠然たるもので、銀行と銀行類似業とを區別することが出來ない。又歴史上嘗て伊太利に發達したる

兩替銀行の如きは、全く之れを貨幣に關する機關なりと云ふことを得るも、現今に於ける銀行の業務は預金と云ひ、割引と云ひ、貸付と云ひ、或は紙幣の發行と云ひ、凡て信用に關するもので貨幣に關する業務ではない。今日の銀行の業務にして貨幣に關するものは、僅かに兩替、地金銀の賣買等極めて重要ならざる小數の業務あるに過ぎない。されば銀行は信用の機關なりとこそ言ふべきで、貨幣の機關なりと言ふことは穩當であるとはなし難い。素より斯く言へば信用は貨幣に關するものなるが故に、貨幣に關する業務なりと言はば信用の業務は自ら其の中に包含せらるるものなりと言ふ者あらんも、今日の經濟學上に於ては貨幣と信用とは各々別なる概念で、信用は一方の給付が現在なるも、他方の反對給付が將來にあり、而かも其の反對給付のあるべきを信任するものなるが故に、之れを貨幣と同一視し、之れを混同することは出來ないのである。

或は銀行を以て貨幣並に貨幣の要求權を賣買するもの、若くは一括して購買力の賣買をなすものなりとなすは、素より誤謬なりと云ふことは出來ない。されど貨幣の賣買なる語は、普通に使用せらるるものではなくて、穩當なる用語ではない。若し又貨幣の賣買なる語は、銀行業の實質を捉へたるものなりとするも物品賣買を業とするものも、其の實質上の反面を見れば貨幣の賣買をなすものである。然るときは最も明瞭に區別せらるべき銀行と、物品商とは之れを區別するこ

とは不可能となる。

更らに銀行の意義を其の営む業務に鑑みて一定せんとするは甚だ適當なる方法なりとも云ひ得やう。然れど是れ又今日の銀行は種々なる業務を営むが故に、其の凡てを列挙するは冗長に亘り煩雜に過ぐるのみならず、銀行にも種々なる種類ありて、其の業務の中、銀行に依りて之れを営むものと然らざるものとあり、譬へば預金、割引、貸付の業務は苟くも銀行たる以上之れを営まざるものなしと云ふことを云ひ得るも、金融上甚だ重要な關係を有し、銀行業務中決して之れを輕視するを許さざる紙幣の發行の如きは、今や極めて少數の國々を除けば、凡て中央銀行の獨占する所となり、普通銀行は紙幣の發行をなさず、又外國爲替、債券發行に關する業務の如きは特殊の銀行の營む業務で、一般的銀行の業務ではない。従ふて此等の業務を銀行の定義中に列挙すれば、此等の業務を營む金融機關は銀行なれども然らざるものは銀行にあらざることとなり、是れ亦實際の事情に適合せざることとなる。

茲に於て多少とも正確なる銀行の意義を定め、之れに定義を下さんと欲せば、第一、銀行は時代により種々なる變遷をなし、國により異なる發達をなしたるものなるが故に、少くとも現在我が國に於ける銀行を標準とし、又第二、銀行は國民經濟上重要な職能を盡すものなるも、其の業

務多岐に亘るものなるが故に、銀行の本質に鑑みる必要があるのである。今之れによりて銀行の定義を下せば、

銀行とは自己の計算を以て一方より信用を受け之れを他方に與ふるを業とする企業である。

と言ふを以て適當とする。此の定義は銀行を廣義に解したるものなれども、普通に歐洲大陸に於て行はるる廣義の解釋と全く同様なるものではない。以下少しく右の定義の説明を試みることにしやう。

一 銀行は自己の計算を以て其の業務を行ふものである

銀行は一方より信用を受け之れを他方に與ふるを業とするものなるが故に、一方より之れを受けて更らに他方に之れを與ふる所謂媒介の業を行ふものであるとも見へる。されど其の信用を受けるに於ても、或は之れを與ふるに於ても、凡て獨立して自己の責任を以て之れを行ふもので、決して他人の計算を以て之れを行ふものではないのである。然れば銀行は甲より信用を受け之れを乙に與ふる場合に於て、甲に對しては自ら債務者となり、乙に對しては自ら債權者となるもので、甲の信用を直ちに乙に與へ、銀行は只媒介の勞を取るに止まり、自ら何等の責任を負はないものではない。普通我が國に於ては媒介なる語は、唯紹介の勞を採り自ら直接に責任を負はざる

ものを意味するものなるを以て、銀行の意義を定むるに、唯信用の媒介をなすものなりとするは決して適當であると云ふことは云ひ得ないのである。

二 銀行は信用に関する業務を行ふものである

普通に銀行は信用機關なりと言ふによりても之れを知り得るが如く、銀行は信用に関する業務を行ふものである。然るに斯く云ふ時は、元來信用は現在に於ける財の給付に對し將來に於ける反對給付あることを信任するものなるが故に、斯かる信用には財に關するものと貨幣に關するものがある。之れを單に信用に關する業務を行ふものなりとなすときは、其の孰れを意味するや明瞭ならずとするものもあらう。實に信用に關する業務には貨幣に關するものと財に關するものとがあり而して銀行の行ふ信用の業務は財に關するものではなくて貨幣に關するものなること右の言の如くである。然れど、茲に信用に關する業務を行ふとは言へ既に掲げたる定義にも示すが如く、銀行なるものは一方に信用を受け之れを他方に與ふるを業とするものである。單に信用の業務を行ふものは凡て是れ銀行なりと云ふのではない。而して現今に於けるが如き信用經濟の時代に於ては信用を殆んど其の大部分貨幣に關するもので、財に關するものは極めて一小部分を占むるに過ぎざるのみならず、其の一小部分たる財に關する信用も之れを一方に受け更らに之を他

方に與へ、之れを業とする如きは決して重要なるものにあらざるを以て、銀行は信用に關する業務を行ふものなりと云はば足り、必らずしも貨幣に關する信用の業務を行ふものなりと云ふの必要は更らにないのである。

斯く云はば人或は銀行は信用に關する業務を行ふに止まらず、貨幣其のものに關する業務をも之れを行ふにあらずやと言ふ者あらん。實に貨幣と信用とは經濟上既に別なる觀念であるのみならず銀行の起原は兩替に初まりたるもので、現今に於ても兩替は尙ほ銀行業務の一たるものなるが故に、銀行は貨幣に關する業務を行ふこと敢へて疑ひを狭むべきではない。但し銀行業務に於ける兩替の地位たるや、銀行の起原が兩替にありと云ふに止まり、銀行は爾來種々なる變遷發達を遂げ貨幣保管所となり、振替銀行となり、更に進みて近代の意味に於ける預金銀行となり、全く信用の機關として存在し、現今に於ける銀行の行ふ業務は預金にせよ、紙幣の發行にせよ、債券の發行にせよ、將た又貸付にせよ、悉く信用に關する業務にあらざるはなく、且つ兩替の如きは甚だ重要ならざる銀行附隨業務の一たるに過ぎない。銀行にして斯る業務を行はざるものもある。これを行はざるも、銀行たるに於て更らに何等の差支へはない。其の他貨幣に關する業務なりと見られ得る地金銀若くは地金銀の賣買の如き、是れ又銀行附隨業務の一で、斯る業務を營ま

ざる銀行もある。現今に於ける銀行は信用に關する業務を行ふもので、貨幣に關する業務は之れを信用に關する業務に比較して重要ならざるのみならず、銀行の概念を定むるに必要缺くべからざるものではないのである。然れば縦令全く之れを等閑に附せないまでも、特に取り立てて之れを銀行の定義中に包含せしむるの必要はないのである。

三 銀行は一方に得たる信用を更らに他方に與ふるを業とするものである

銀行業が他の業務と異なる最も主要なる點は何處にありやと云はば是れ實に銀行は一方に得たる信用を更らに他方に與ふるを業とするの點にある。然れば此の點は、銀行の最も重要なる本質と見るべきで、銀行の意義を明かにし、之れに定義を下さんとする場合には必ず看過するを許さざるものである。若し銀行の意義若くは定義と稱するものにして此の點に注意せざらんか、是れ決して完全なるものと言ふことは出來ないのである。リカードは嘗て銀行は他人の資本を利用するに至りて初めて起るもので、自己の資本を使用しつつある間は、之れ資本家で銀行ではないと述べたが、其の趣旨は又右に述べたると同一義に外ならないのである。

かるが故に、廣く獨逸に於て行はるるが如く、銀行を以て、貨幣、信用並に有價證券に關する業務を營むものとなすは、縦令獨逸の經濟事情に適するものなりとは云へ、未だ銀行の根本義を

明かにしたるものなりとは云ひ難い。之れによりて銀行と質商若くは其他の銀行類似業との區別をなすこと困難である。又銀行は一方に於ける信用を他方に與ふるを業とするものなるが故に、單に有價證券の賣買に従事するものは銀行ではないのである。但し、一方に於て受けたる信用を他方に與ふる場合に於て、其の信用の業務を短期に限るときは、是れ普通英米に於て行はるるが如き狭き意味の銀行となるもので我が國の實際に適合しない。茲には之れを短期に限らないで、一方に債券を發行して之れによりて長期の信用を受け、更らに之れを不動産抵當貸付の如き長期の信用に使用するも、亦之れを銀行なりとしなければならぬのである。

四 銀行は一の企業である

企業とは自己の計算と危険とを以て他人の爲めに繼續的に營利に従事するものを云ふものなるが故に、銀行も亦一の企業たるや敢て説明するまでもない。而して企業の種類形式に種々なるものあるが如く、銀行に於ても或は國家によりて設立せらるるものあり、或は組合の形式によるものあり、或は個人の經營にかかるものあり、或は會社組織によるものあり、其の會社組織の中にも、株式會社なるものあり、合資會社なるものあり、若しくは株式合資會社なるものもあるの理である。然れども現今の我國に於ては銀行は凡て株式會社の組織に依るべきものとなし、

株式會社以外の銀行を許さないのである。

我が國に於ては、昭和二年三月三十日法律第二十一號を以て新銀行法を公布し、之を昭和三年一月一日より實施し、明治二十三年八月公布の法律第七十二號、銀行條例を廢止したるが、新法令の第一條には、一、預金の受入と金錢の貸付又は手形の割引とを併せ爲すこと、二、爲替取引を爲すことの業務を營む者は之を銀行とす、と定め、同時に營業として預金の受入を爲す者は之を銀行と見做すこととし、銀行の意義を定めた。されど之れは法律上の意義で、同時に所謂普通銀行に關する規定であることを知らなければならぬ。經濟上の定義と法律上の定義とは常に必ずしも相一致するものではない。殊に右の銀行法に定めたる銀行以外に我國に銀行なしと云ふのではない。現に我が國に於ては右銀行法以外に、日本銀行條例、橫濱正金銀行條例、日本勸業銀行法、農工銀行法、日本興業銀行法、臺灣銀行法、北海道拓殖銀行法、朝鮮銀行法、並に貯蓄銀行條例等の種々なる法律があり、それら銀行の營業を定め其の意義を明かにしてゐる。而して此等の特別法によりて規定せらるる銀行は、一般銀行法に於て規定せらるるものより、其の營業範圍は廣く、種々なる業務に亘り其の意義は更らに廣いのである。然れば我が國の法律上に於ても、銀行なるものは單に銀行法令に規定せらるるものに止らないので日本銀行條例以下種々なる

特別法によりて規定せらるる銀行も亦銀行なりと見做さるるものなるは敢て何等の疑を狭む餘地はないのである。されば經濟上銀行の定義を下し其の意義を明かにせんと欲せば、單に銀行法に定めたる規定を唯一の準繩となすのみならず、廣く一般の銀行に就いて之れを考察せなければならぬ。但し新銀行法の銀行の意義は、之れを舊法に比すれば大に經濟上の意義に接近するに至りたるを見るのである⁽⁶⁾。

銀行の意義は以上の如くである。然れば銀行も亦一の商業たるに外ならない。但し普通の商業は製造業者と消費者との間に介在して、財に著しき加工をなすことなく、利益を得て讓渡する意思を以て財を取得し、場所、時間並に分量の上に於て財を配給するものなるが、銀行は資本の生産者と消費者との間に介在して信用を取扱ひ、一方に信用を得て之れを他方に與ふるを業とするものである。是れ銀行と他の商業との異なる主要なる點である。而して此の區別は常に明瞭に維持せられなくてはならないもので、其の混同は往々にして經濟上に種々なる弊害を生ずるのである。

銀行は歐米諸國の國語に於ては之れをバンク (英獨語 Bank 佛語 Banque) と稱し、支那に於ては従前より錢舖又は銀莊と云ふて居た。我が國の銀行なる文字は何處より來たれるものであらう

か。素より我が國の銀行は歐米諸國と交通を開くに至りてより始めて新たに其の制度を移入しかるものなることは明かである。されど、普通我が國の商業上に於て店舗を意味するに行なる文字を使用することはない。然るにも拘らず、獨り銀行のみ行なる文字を有するは多少之れを解するに苦まざるを得ないのである。支那に於ては行を洋行と結合して我が國の商店と同一義に使用するの慣習がある。我國の銀行なる文字は恐らくは支那より傳はり來たりたるものであらふ。同國に於ては鄭其照の著はせる英華字典に於て始めてバンクを銀行と譯したと云ふことである。

歐米の國語に於てはバンクなる文字は中世紀の頃、伊太利に於て其の當時の銀行なる兩替商が臺を市場に持ち出でて其の上に於て營業したるに始まるものであると云はれて居る。即ち伊太利語に於ては其の臺を Banco と稱し、其の上に於て營業するものを Bancharia と云ひ、若し兩替商が其の債務を履行すること能はざるときには、其の臺を破壊し之を Bancorutto と言つたのである。今日 Bank, Banker 並に Bankruptcy (破産の意) は右の伊太利語より來れるものである。特に獨逸語の破産なる語は英語よりも一層伊太利語に近く、破産を Bankrott と稱して居る。而して現今多くの銀行學者は皆右の説に一致して敢て之れに反對はしないのである。獨り英國の銀行家で且つ有名なる銀行論の著者なるマクレオッド (Macleod) は Bank は ロシツクの語 Bank (堆

積若くは群集の意) より出でたるもので、初めは公債を意味したるものとなし、一般の通説を排斥してゐる。但し此の説に賛同するものは極めて稀れである⁽³⁾。

註

- (1) Macleod, H. D. The Theory and Practice of Banking, London, 1912, 6th Edition. Vol. 1, p. 321.
- (2) Schäffle, Das gesellschaftliche System der Menschlichen Wirtschaft, Tübingen, 1867, Bd. II, S. 145.
- (3) Dunbar, Chapters on the Theory and History of Banking, N. Y. 1903, P. 9.
- (4) De Viti de Marco, La funzione della Banca, Rom. 1898.
- (5) Bagehot, Lombard Street.
- (6) 銀行法 参照。
- (7) ただ前編貨幣論に於いても觸るところあつたやうに支拂ひ共同體に於ける貨幣及び銀行組織の變化(此の點に就いての比較的詳細なる記述は Schliter, K. W. Geldschöpfung bei Depositenbanken, Würzburg 1935, S. 32—54 に見られる。)は現金支拂ひに代る小切手支拂を増大し、然も其の小切手振出の基礎をなす預金が多く銀行の造出するものである(此の點 Phillips, Bank Credit, New York 1924; Langston and Whitney Banking Practice, 1921, P. 252; Kniffin, American Banking Practice, 1921, pp. 9—10; Phillips, C. A. Op. cit. p. 40; Withers, H. The Meaning of Money, London 1930, p. 62; Withers, Op. cit. p. 70; Hahn, A. Volkswirtschaftliche Theorie des Bankkredits, Tübingen 1930, S. 28—29 を見よ)となし、ハーンの如きは『吾々は是等の情勢から次の如く結論する。即ち、銀行の能働的業務は對應する受働的業務を生ぜしめるから銀行の受働的業務は能働的業務の前提をなすものではない。能働的業務は同時の信用許容 Kreditgewährung の反射に過ぎない。』a. a. O. S. 25—26 と云つて居るが之は

第二章 銀行の意義

極端に失するとはいへ、最近、例へば、ゲオルグ・ハルムの如く、『銀行とは利子を出して受入れ或は自身が附加的に造出した信用を與へる制度である。』Halm, G. Geld-Kredit-Banken, München und Leipzig 1935, S. 115. とす銀行を以て信用を一方に受くると共に自ら造出して他方に與ふるものとなすものが多くなつて來て居るやうである。

(8) 山崎覺次郎 銀行論。

内藤章 銀行論 七—九頁。

Maclod, vol. 1 p. 317.

Obst, G. Banken und Bankpolitik, Leipzig, 1909, S. 1.

Vol. 1 Okt, G. —

第三章 銀行の效用並に其の地位

銀行は既に前章に於て述べたるが如く、歴史上種々なる變遷を経て發達進化して、終に今日見るが如き所謂近代的銀行となるに至りたるものである。是れを以て、今若し單に幼稚なる經濟に於けるが如き銀行を標準として、銀行とは貨幣の兩替、預金の保管、經濟社會に必要な通貨の流通若くは送金の如き貨幣に關する業務を其の主要なるものとして行ふものなりとする時は、銀行の經濟上に及ぼす效用たるや、未だ大いに重要なものなりと云ふことは出來ない。然れども今日の銀行は主として貨幣に關する業務のみを行ふものではなくして、寧ろ主として信用に關する業務を營むものなるが故に、現今に於ける銀行は其の職能を果す上より見て、經濟上に極めて重要な效用を及ぼすものたることは明かであるのである。今現在に於ける銀行が經濟上に及ぼす凡ての效用を總括して之れを列擧すれば大略左の如くである。

一 銀行は金銀其の他貴重なる財を安全に保管する

金銀其の他貴重なる財寶の保管は、これ幼稚なる經濟に於て設立せられたる銀行の業務中、最も重要なものの一であつたのである。然るに現今に於ては、保管の業務は最早銀行業務の重要

なる部分を占めるものではなくて、唯僅かに附隨的業務の一として知らるるに過ぎない。但し今日の銀行も、尙ほ保護預りの方法によりて種々なる有價證券、金銀若くは其の他の財寶の保管をなし、盜難及び火災の厄を免がれしめてゐる。是れを以て往時に於けるが如く財寶を盛夏ストーブの中に隠蔽し、冬の來る頃之れを忘れて終に焼失せしむるが如き不時の損害を絶無ならしめ、財寶を安全に保管するのである。

二 銀行は正貨の使用を節約し其の磨滅を防ぐものである

紙幣、小切手、振替、手形交換等の制度は凡て正貨を基礎として作用するもので、正貨は銀行の庫中に蓄藏せられ、現實に使用せらるることなく、此等のものが正貨に代りて交換の媒介をなし支拂の具となるものである。さればそれだけ正貨の使用を節約し其の磨滅を少なからしむるのである。今信用の大いに發達したる英國の實際を見るに、銀行に拂込まるる預金の中九割九分までは信用證券であつた、其の残り僅かに五分のみが正貨たるに過ぎないのである。帳簿上の決済、振替、手形交換高又夥しき巨大なる額に達しつつある。米國も亦英國と同じく信用の大いに發達したる國で、銀行に拂込まるる預金の割合は、右英國に就いて述べたると甚しき相違はなく、獨逸に於ては信用證券七割七分乃至八割で、現金二割乃至二割五分の割合であると云はれて居る。

之れを見ても如何に正貨の節約せられつつあるやを窮知し得るに足る。我が國に於ては斯る調査統計未だ乏しきが故に正確に之れを紹介すること能はざるも、我が國は金本位國なるも、金貨の社會に流通するもの殆ど之れなく、硬貨は僅かに補助貨幣のみで、其餘は悉く紙幣若くは信用證券なるが故に我が國に於ける正貨節約の程度は、之れ又著しきものがある。

三 銀行は遠隔の地方に對する支拂を容易ならしめる

銀行は單に國內に於けるのみならず、海外に於ても支店、出張所、代理店を有し、殆ど如何なる地方に對しても商業上の支拂若くは旅客の送金を便利ならしめてゐる。而して商工業に従事するものは勿論普通の私人も遠隔の地方に送金するの必要ある場合には、或は使者を以て之れをなすことを得べく、或は郵便若くは電信爲替を利用し得ざるにあらざるも、前者は時間と努方とを要すること夥しく、後者は手續煩雜で、費用嵩み且つ其の送金の金額に制限あるが故に、普通多くは銀行の便による場合が多い。

四 銀行は各地方に必要な通貨を流通せしむる

銀行は各地方の取引を容易にし計算支拂の便宜を計るものなるが故に、小取引多き處には補助貨、大取引多き處には大額の貨幣を供給し、各地方の必要に適應する通貨を流通せしめるのであ

る。

五 銀行は資本の效用を大にして生産業を盛ならしめる

經濟社會には、一方に大いに企業的才幹を懐くも資本を有せざるが故に其の才幹を發揮し得ざる者がある反面に、他方には未成年者、寡婦、若くは其の他之れに類する者の如き資本を有すれども自ら之れを利用することを得ない者がある。若し社會に銀行なるものなかりせば、右の如き資本並に企業的才幹は共に其の用をなさず、所謂實の持腐となるのであるが、幸に銀行あり、右兩者の間に介在し、資本を有して之れを利用し得ざる者より其の資本を事業經營の才を有して而かも資本無き爲めに困める者に使用せしめる。それが爲めに資本の效用は一層大となるのである。又縦令資本を利用し得る商工業者と雖も、若し何時にても銀行に走れば、貨幣を得るの見込確實なること、恰かも米屋に赴けば何時なりとも米を得る如く、車屋に走れば何時にても自動車若くは人力車を雇入るることを得るが如くならば、自ら必要以上の米を蓄へ車を備へ置かざると同一の理由により、一時放資に苦む資金は勿論、其の手許金までも之れを銀行に預け入るるであらふ。従ふて此等の資金も亦銀行のあるによりて一層有効に利用せらるることは疑のないことである。彼のロンバートストリート著書を以て有名なるパデョオットは、英國が國際金融市場に

於て甚だ優越なる地位を占むる理由を、其の資金が銀行に集中せらるるの事實に歸し、同じ百萬圓の資金も之れを全國に分布せらるる時は、如何なる人も之れを何れに見出し、何れに求むべきやを知らない。従ふて何等有力なるものではないのである。然るに若し之れを何れか一銀行の手許に所有せしめんか、銀行は其の欲する所に之れを貸付くことを得べく、資本を得んと欲する者は之れを何處に求むべきやを知る事が出来る。故に甚だ有用なるものとなると述べたが其の意は蓋し之れに外ならないのであらう。

尙ほ又銀行は既に述べたるが如く、信用により僅少の準備金を基礎として之れに幾層倍する紙幣を發行し、或は小切手を振出さしめ、或は手形を引受け、又手形交換の方法に依り直接正貨を使用することなくして莫大なる取引を決済せしむるものなるが故に、これ亦資本の效用を大ならしむるものと云はなければならぬ。然るに人或は資本の效用を増大することは應て資本の増加と其の效果に於て甚しき區別なきが故に、資本の效用の増加を以て直ちに資本それ自體の増加なりと斷ずるものもないとは限らないのである。然れども資本の效用の増加と資本それ自體の増加とを同一視し、銀行は資本を増加せしむるものなりと言ふは、事、少しく早計に失するの虞れがある。何となれば銀行が資本を増加するものなりや否やは、資本の意義如何によりて異り、若し

資本を以て單に實際生産の爲めに使用せらるる財に限るものとすれば、銀行は空しく貯藏せられたる資金を銀行の預金となさしめ、之れを他に貸付けて生産の爲めに使用せしむることとなす場合多きが故に、銀行は資本を増加するものなりと謂ひ得るも、資本を一層廣義に解して、資本は單に生産の爲めに實際に使用せらるる財に限らず、將來生産の爲めに使用せんとして蓄へ置かるる凡ての資金をも之れを含むものなりとする時は、資本は其の全體に於て、銀行あるがために別に増加するものではないのである。又銀行は無より有を生ぜしめ得るものではない。併しながら個人經濟の上より之れを見れば、銀行が資本を貸付くる場合には、新たに其の個人に資本を與ふるものなるが故に、之れを資本の増加なりと言ふことも出來得る。されど之れを國民經濟の上より見れば、一方の債權は他方の債務に相當し、兩者互に相殺せらるるが故に、之れを資本の増加と見ることは出來ないのである。

若し夫れ銀行起りて資本を増加する場合ありと云はば、それは銀行のなき場合に凡て消費せられたるものが銀行存在するに至りて銀行に預け入れられ、生産の爲めに使用せらるるに至る場合あるのみである。然れど斯の如き資本の増加は、之れを其の全體より見れば、甚だ重要なものにあらざるのみならず、生産の爲めに使用せられんとする資本が一時銀行に預け入れらるるとす

るも、銀行にして自ら之れを不生産的に貸付くこととすれば、却つて右と全く反對の結果を生ずることとなる。之を以て此等の事情を考察するときには未だ遽かに銀行は資本を増加せしむるものなりと云ふことは出來ないのである。

然れど資本は銀行に依りて一層有效なるものとなるべく、之れによりて一國の生産を盛んならしむることは少しも疑ひはない。實に今や公債、社債を始め種々なる事業に要する多くの資本は殆ど凡て銀行を通じて供給せらるるもので、銀行は經濟社會に於て極めて重要な地位を占むるものと云ふべく、社會に銀行存在せざれば、今日の如き鐵道も、船舶も、電信電話も、將た又商工業も、之れが發達を望むことは到底能はざるものである。殊に今日の如き如何なる事業を起すに當りても資本は其の最も必要な條件であつて、資本の供給を受け得る者は興り、然らざる者は亡ぶるの狀況なる資本主義的經濟組織を有する時代に於ては、資本供給者たる銀行は産業發達の方角さへも左右し得るの勢力を有するものであると云ふことが出來るのである。

六 銀行は資金の需要供給を調節する

金融市場に於ては金融季節なるものありて、同じ一年の間に於ても、或る時は大いに資本に對する需要増加することもあれば、又或る時は資金の需要左程緊切ならざることもある。即ち經濟

事情の變化によりて金融の大いに逼迫することもあれば、又大いに緩慢なることもあり、資金に對する需要供給の關係は常に一定するものではないのである。今若しかくの如く資金に對する供給の關係變動する時に當りて社會に獨り正貨のみ流通するものならんには、金融市場は時々甚しく動搖し、經濟社會は其の弊に堪へざることとなる。然るに銀行は此の間にありて或は兌換券の發行を伸縮し、或は小切手、手形、振替、手形交換等の制度を利用して通貨に屈伸力を與へ、資金に對する需要と供給の關係を調節するものである。殊に不幸にして經濟界に恐慌の起る場合には、銀行は其の確實なる信用を利用して社會人心の不安定を鎮め、恐慌の慘禍をして少なからしめ、時には或は之れを未發に防ぎ、或は一旦恐慌起るも其の未だ甚しき程度に及ばざる中に、之れを鎮靜せしむることを得るのである。

七 銀行は國際間の經濟關係を圓滑にし從ふて國際間の平和を確保する

銀行は單に國內に於て、信用の業務を行ふに止らず、國際間に於ても、或は貿易上より生ずる支拂ひを容易にし、或は公債、社債の引受けをなし、その他種々なる國際放資をなし、之れによりて貿易を獎勵し、國際間の經濟關係を親密にし、更らに此の關係を破壊し經濟上に恐るべき禍害を加ふる戰爭を少なからしめ、世界平和の氣運を増進することを得るものである。

八 銀行は物價の變動を少なからしめ、經濟社會の動搖を少なからしめる

既に述べたるが如く、銀行は資金に對する需要、供給の關係を調節するものであると云ふ以上銀行は資金をして甚しく逼迫せしめず、又甚しく緩慢ならしめず、從ふて利子をして甚しく騰貴若くは下落せしむることなく、物價の變動をして少なからしむるものである。又、銀行は尙ほ此の外に信用の機關となり、信用をして大いに正貨に代らしむるものなるが故に、縱令貴金屬の產出一時大いに増加或は減少することあるも、直ちに通貨の著しき膨脹若くは收縮とならしむることなく、僅かに信用に對する準備の割合を調節し、多少利子の高低に影響を及ぼすに止まりて、直ちに物價をして甚しく變動せしむることなく、從ふて經濟社會の動亂を少なからしむるものである。

九 銀行は資金貸借の上に保險の作用をなすものである

銀行と取引をなす者は、之れを大別して二種の階級となすことが出來得る。即ち其の一は銀行に信用を與ふる銀行の債權者であつて、他は銀行より信用を受くる銀行の債務者である。素より實際上銀行と取引をなすものの中には、同一人にして銀行に對する債權者となり、又同時に債務者となるものもあれど、銀行は一方に受けたる信用を更らに他方に與ふるものなるが故に、銀行

は銀行に信用を與ふる債權者と銀行より信用を受くる債務者との兩者の間に立ちて其の業務を行ふものなりと見ることが出来るのである。然るに銀行が一方に於て受けたる信用を他方に與ふる場合に、銀行は其の銀行に對する凡ての債權者に對して債務者となるもので、其の債權者より得たる信用を更らに如何なる者に與ふるやは、全く銀行の自由に定め得る所にかかり、銀行は其の債務者の如何なるものなるやを債權者に知らしむるの義務はない。従ふて譬へば銀行に預金をなすものは其の預金は銀行により、更らに他に貸付けらるるものなるが故に、事の實際に於ては、彼は其の預金の貸付けられたる者に對して、債權者の地位に立つものなれども、其の資金は銀行を通じて貸付けられ、預金者と債務者とは直接の交渉なければ、預金者は銀行に對しては債權者となるも、預金の貸付を受けたる者に對しては何等直接の關係は有しないのである。之れを以て今若し銀行に對して預金をなす者が銀行に預金せずして直に其の資金を個人に貸付くる際には其の個人にして失敗に終りたる場合には其の貸付金の返済は之れを受くること不可能となり、危険甚だ大なるものなると。然るに、銀行に預金をなし銀行を通じて貸付けしむることとなす時は、銀行より信用を受けたる凡ての債務者全體が間接に債務者となり、個人の失敗により生ずる所の直接の危険は之れを免れ得ることとなるのである。従ふて貸付金の返済を受くること能はざる危

険は個人より銀行の債務者全體に押し廣められ、茲に危険は分配せらるるに至ることとなる。これ一種の保險作用であるのである。

十 銀行は商工業者の時間と努力と並に費用を節約せしめ、商工業に従事するものに良好なる習慣を養成せしめ信用の發達に資する

多くの貨幣を計算し過誤に陥るの危険を冒すよりも、一枚の證券を作成するの容易であり、且つ便利なるに若くはなく、正當に貨幣の良惡、證券の眞偽を識別すること能はずして、之より争ひを惹起せんよりは、之れを最も適當なるものに委ねて、時間と努力並に費用を省略するの優れるに及ばないであらう。商工業者が銀行と取引するに至れば、右の如き利益は直ちに之れを享有することを得るもので、時間の節約は恰かも交通機關の發達が距離を短縮するが如く取引を敏活にし努力、費用の省略は手代、番頭若くは事務員の數を商業取引の増加に應じて増員する必要なからしめ、事業の利益を増加するに至ることとなるのである。

又我國の銀行は、新たに取引を開始するに當りて、取引先の身元、信用の調査を輕卒にし、競争上如何なるものとも直ちに取引するを辭せざるが如き傾きあるも、銀行にして新たに取引を開始する場合には、其の取引先の身元、信用の調査を嚴重にし、且つ取引開始後と雖も、信用を重

んぜざる取引先に對しては、容赦なく其の取引を謝絶するの途に出ずるに於ては、商工業者は銀行と取引せざれば、其の信用を高むること能はず、且つ種々なる利益を享受すること能はざるに立至るが故に、自ら信用を重んじ、従ふて一般商工業界の信用を高むることとなる。殊に銀行にして信用を生命とし、之れを重んずること嚴重なると同時に、時間を嚴格に勵行することせば、不規律なる商工業者と雖も、漸次時間の觀念を重んずることとなるに立至るであらう。我が國の商人が銀行と取引するに至りて時間を守るの良習慣を養成せしめられたることは決して少くないのである。

十一 銀行は國民の貯蓄心を獎勵し健全なる社會政策を行ふ

銀行は零碎なる資金も尙ほ之れを預りて、預金に利子を附し、確實安全に保管して利殖せしむるものなるが故に、國民の貯蓄心を獎勵し、將來を慮る勤儉の美風を養成すること決して少くないのである。従ふて銀行は信用組合の制度と相俟ちて、社會の下層にある者にも恒心を有せしめ、困難なる社會問題の解決に資すること甚だ大なるものがある。

銀行の經濟社會に及ぼす效用の概略、以上述べたるが如くである。尙ほ其の效用を數へ來たならば、獨り以上列擧したるものみに止らず、他にも之れあるべけれど、以上の説明は銀行の效

用を明かにして餘りあることと思はれる。實に今日の如き信用經濟の時代に於ては、銀行は一日と雖も欠くべからざるもので、社會に銀行がなかりせば、殖産興業の進歩は勿論、廣く文化の向上發達も得て之れを望むこと能はざるは明かなることと云はなければならぬ。獨逸の經濟學者コンラード (Conrad) は、銀行の經濟社會に於ける地位を説明して、恰も之れ人體に於ける血液の循環を司る心臟の如きものなりと言ふて居るが、言葉は簡單ながら、經濟社會に於ける血液は之れ即ち貨幣なるが故に、比喻極めて要を得たるものなりと云ふことが出来るのである。

現今に於ける銀行の地位たるや極めて重要なもので、決して之れを輕視することを許さないものである。かるが故に、之れに従事する者は嘗て大いに卑められ、人士の齡ひするを屑しとせざりしものなるにも拘らず、今や却つて社會一般より尊敬せられ、其の地位を重要視せらるるに至つた。而して之れに従事するものも、亦之れを他の商工業に従事するものに比すれば、比較的素養あるもの多く優秀なるものも亦多きやうである。特に英國に於ては銀行家に比較的學問識見の高き人多く、英國に於ける銀行に關する文献の名著はローソンの銀行史と云ひ、バジヨオットの金融論と云ひ、マクレオド、ギルバート、クレヤ、イーストン等の銀行論と云ひ、悉く實際家の手になつたもので、博識篤學なる學者をして後へに瞠若たらしむるものがある。又以て其の一

斑を察するに足るものがある。然れども效用多きものは之れを亂用するの弊も亦大なるものがある。若し銀行にして信用を重んぜず、或は預金を濫用し、或は輕卒なる貸付割引をなし、或は不健全なる事業を獎勵して妄りに株式、社債等を發行せしめ、投機を激勵して終には經濟社會を攪亂し自ら又破産倒産の悲境に陥るが如きこととなれば、其の社會を害すること決して少くはないのである。

第四章 銀行の研究

銀行は既に述べたるが如く、經濟上極めて重要な職能を有し、其の關係する所甚だ廣きものなるが故に、之れが研究は忽諸に付すべからざるは勿論、其の研究の方法は最近凡て社會現象の研究に於けるが如く、演繹並に歸納の兩方法を併せ用ひて遺憾なきを期せなければならぬことは今更云ふまでもない。然ればこのことに關しては、茲に喋々するの必要はないのである。

然れど銀行の研究に關しては、尙ほ茲に聊か注意せざるべからざることがある。それは即ち第一、銀行は特別に獨立したる經濟學の一科として之れを研究せざるべからざることと 第二、之れが研究は豫め其の觀察點を十分明かになし置かざるべからずと云ふことは是れである。抑々、銀行は今日に至るまで久しき間經濟學の一科として研究せられたもので、人若し普通の經濟原論を繙くならば、必ず銀行に關する種々なる學說を見ることであらう。又經濟原論中にありても、それが總論、生産、交換、分配及び消費の如き諸部分に分たるものとすれば、銀行は必ず其の交換の部門に於て其の一般の學理を研究せらるるのである。これ銀行は生産、交換、分配並に消費の諸部門の何れにも皆多少の關係を有せざることなきも、交換の媒介には最も重要な關係を有し、交

換の部門と最も密接なる關係を有するに由るからである。然れば斯の如く、既に一般經濟上の原理原則を論究する經濟原論中に於て銀行の研究をなす以上は、別に銀行論なるものを置きて特別に之れが研究をなさざるべからざる必要な如くなるも、それにも拘らず、尙ほ茲に銀行論なるものを置きて特別に研究に従事するは、其の理由何れにありやと云ふに、これ銀行は(一)其の關係する所甚だ廣く經濟上甚だ重要な職能を有すること、(二)銀行は夙に稍々見るべき發達をなし、其の攻究すべき材料の甚だ少なからざること、(三)銀行は一個の營利的事業として經營せられ、一般國民經濟より之れを研究すると同時に私經濟の上より之れを見ざるべからざる必要があり、到底之れを一般經濟原論中に於て論じ盡すこと能はざるに基きたるに由るに外ならぬものである。

銀行は國民經濟竝に私經濟即ち其の經營の兩方面より研究せられざるべからずと云ふは、これ銀行研究の觀察點に關聯するもので、應て右の第二の注意に相當するものである。即ち銀行は之れを研究するに當りて國民經濟竝に私經濟の兩方面より觀察し得るもので、銀行の一般的性質を明かにし、其の職能を論じ、其の種々なる影響を研究するが如きは前者に屬し、銀行業を經營し如何にせば安全に且つ多くの利益を得べきやを研究するは、後者に屬するものである。但し同じ

く國民經濟上の見地より銀行を研究するにしても、唯單に其の性質を論究し、其の原理原則を明かにせんとする場合と、如何にせば國民經濟上銀行をして最も有効に其の効果を發揮せしめ得るやを研究せんとする場合との別があるのである。前者は即ち銀行の一般的原理にして、後者は銀行の政策論である。茲に於て銀行は少くとも左に三個の視角より之れを見ることを得べく、從ふて其の研究は之れを三部門に分つことを得るのである。即ち其の第一は銀行の一般的原理を國民經濟上の觀察點より研究せんとするもので、之れを銀行原論と稱すべく、其の第二は、銀行をして國民經濟上最も有效ならしむべく、之れが方針を確立せしめんとするもので、國家政策上の問題となるべく、從ふて之れが研究は銀行政策論と名付くべく、最後に其の第三は銀行は如何に之れを經營し、如何にせば最も多く利益を得べきやを知らしめんとするもので、主として私經濟上の立場より之れを見なければならぬものである。從ふて之れを銀行經營論と稱へるのである。之れ素より筆者の區分である。

されど今日に至るまで、銀行の研究は如何なる國に於て最も發達したりやと云ふに、先づ指を英國に屈しなければならぬ。而して其の研究は既に述べたる如く、専ら實際家の手によりて行はれたるが故に、英國に於ける銀行論は其の經營と云ふ點より論究せられたるものが尠くないの

である。私經濟の觀察點より研究せらるる銀行、即ち茲に稱する銀行經營論は、既に稍々見るべき進歩を遂げたりと云はれざるにもあらざれど、今日に至るまでの一般銀行の研究は、尙ほ主として國民經濟上の觀察點に立ちて論じたる傾がある。銀行を私經濟的見地より觀察すると云ふものの、尙ほ其の少なからざる原理原則は之れを經濟學に藉り、而かも銀行の技術的經營の方面は大いに等閑に付されつつあるの憾みも未だ全然なしと云ふことは出來ないのである。殊に銀行の政策に至りては其の全部悉く之れを國民經濟上の觀察點に限られたるは云ふまでもなく、銀行の研究は國民經濟上の考察を主として、之れに私經濟的研究を加へて經濟學の一科となしたるものである。斯くて漸く銀行が主として其の經營の方面より觀察せらるるに至りたるは、これ最近商業經營學の發達進歩と相伴ひたるもので、最近歐米の諸國に於ては、商科大學大いに發達し、其の教授科目として商業經營學なるもの盛に攻究せられ、銀行も亦其の一科として新なる注意を惹くに至りたるものである。然れば銀行經營論は其の氣運に伴ふて研究せられざるべからざるものである。但し銀行經營論が十分に科學的方法を以て研究さるるの域に達するには尙ほ多少の困難あるが故に、銀行經營論の完全なる論述は未だ容易に之れを企て得られざるも、將來此の研究は大いに發達すべきことは明かなることである。

今、銀行の研究に關し、主要なる参考書を掲ぐれば左の如くである。尙ほ拙著、銀行原論の卷末には参考書の一覽表を付けて置いた。金融に關する参考書は實に汗牛棟充も啻ならざるものがあるのである。

| | |
|----------|-----------|
| 山崎覺次郎 著 | 貨幣銀行問題一斑 |
| 堀江歸一 著 | 銀行論 |
| 佐野善作 共著 | 銀行論 |
| 高垣寅次郎 著 | 銀行論 |
| 内藤章 著 | 最新銀行論 |
| 杉程次郎 著 | 銀行論 |
| 青木得三 著 | 特殊銀行論 |
| 松崎壽 著 | 最近の獨逸銀行業 |
| 串本友三郎 著 | 佛蘭西の銀行及金融 |
| 豐崎善之助 著 | 本邦銀行發達史 |
| 石澤久五郎 著 | 銀行集中論 |
| 高垣寅次郎 著 | 我國の金融市場 |
| 山室宗文 著 | 銀行法解説 |
| 西原寛一 著 | 準備銀行と金融市場 |
| 東京銀行集會所譯 | 銀行經營學 |
| 大槻爲八 著 | 銀行實務法 |
| 田村秀實 著 | |

第二編 銀行

- 川口西三著 銀行事務解説
原 靜著 銀行實務誌
太田哲三著 銀行の實務と會計
大阪銀行集會所編 銀行の検査及監督法
長谷川 安兵衛著 銀行會計學
石卷 良夫著 手形交換の實務
拙 著 銀行原論
同 我國の金融と景氣

- Bagehot, W. Lombard Street, 1878.
Barrett, A. R. Modern Banking Methods and Practical Bank Bookkeeping, 1903.
Beckerath, H. O. Kapitalmarkt und Geldmarkt, 1916.
Bosenick, A. Neudeutsche gemischte Bankwirtschaft, 1912.
Buchwald, B. Die Technik des Bankbetriebs, 1920.
Burgess, W. R. The Reserve Banks and the Money Market, 1927.
Cannon, J. G. Clearing House, 1908.
Comant, C. A. The Principles of Money and Banking 11 Vol. 1905.
Couteille-Seneuil, J. G. Les Operations de Banque, 1920.
Daunenbaum, F. Hypothekenbanken. 1911.

- De. Viti. de Marco, La funzione della Banca, 1898.
Dierschke, K. Müller, F. Die Noten Banken der Welt, 1926.
Dunbar, C. F. Chapters on the Theory and History of Banking, 1917.
Fisk, A. K. The Modern Bank, 1904.
Gilbart, J. W. The History, Principles and Practice of Banking, 11 Vol. 1905.
Hawtrey, R. G. Trade and credit, 1928.
Hübner, D. Die Banken, 1854.
Jafté, E. Das englische Bankwesen, 1912.
Jeidels, O. Das Verhältnis der deutschen Grossbanken zur Industrie, 1912.
Kasutsch. J. Handbuch des Bank und Börsenwesens, 1912.
Kennerer. E. W. The A. B. C. of the Federal Reserve System, 1918.
Keynes, J. M., A Treaties on Money, 11 Vol. 1930.
Kisch, C. H. & Elkin, W. A. Central Banks, 1928.
Kniffin, W. H. Commercial banking, Principles and Practice, 1923.
Lavington, F. The English Capital Market, 1921.
Leiner, F. Das Bankgeschäft und seine Technik, 1929.
Lexis, W. Das Kredit und Bankwesen, 1914.
Loehr, J. Das deutsche Bankwesen, 1921.

- Macleod, H. D. *The Theory and Practice of Banking*, 11 Vol 1902.
 Minty, L. L. M. *American Banking Methods*, 1923.
 Minty, L. L. M. *English Banking Methods*, 1925.
 Model-Loeb. *Die grossen Berliner Effektenbanken*, 1896.
 Morgan. D. T. *Land Credits*, 1915.
 Nussbaum, A. *Lehrbuch des deutschen Hypothekenwesens*, 1921.
 Obst, G. *Geld-Bank-und Börsenwesen*, 18 aufl, 1922.
 Obst, G. *Das Bankgeschäft*, 1914.
 Riesser, J. *Die deutschen Grossbanken und ihre Konzentration*, 1912.
 Sattler, H. *Die Effektenbanken*, 1890.
 Schäffle, A. V. *Das gesellschaftliche System der Menschlichen Wirtschaft*, Tübingen. 1867.
 Schär, J. F. *Technik des Bankgeschäfts*, 1918.
 Schär, J. F. *Die Bank im Dienste des Kaufmannes*, 1920.
 Seillich, O. *Die Banken*, 1924.
 Wagner, A. *System der Zettelbankpolitik*, 1873.
 Weber, A. *Depositbanken und Spekulationsbanken*, 1915.
 Willis. H. P. *The Federal Reserve System*, 1923.
 Wolff. H. W. *Peoples' Bank*, 1919.

Wright J. *Fiarm Mortgage Financing*, 1923.

Wright J. *Bank, Credit and Agriculture*, 1922.

尙ほ近著の二三をあげれば次の如し

Gerstenberg, *Finacial Organisation and Management of Business*, New York 1934.

Phillips, *Bank Credit*, New York 1928.

Somary, *Bankpolitik*, Tübingen 1934.

Thalheim, *Die Finanzierung der Wirtschaft*, Leipzig 1934.

Westphal, *Das reguläre Bankgeschäft der deutschen Kreditbanken seit der Marktstabilisierung*, Berlin 1932.

第五章 銀行の種類

我が國に於ては、銀行は之を普通銀行と特殊銀行とに區別し、預金業務を主要なる業務として商人を其の取引先とする商業銀行を普通銀行と稱し、普通銀行に屬せざる日本銀行、正金銀行、勸業銀行、農工銀行、臺灣銀行、拓殖銀行、朝鮮銀行、貯蓄銀行等を特殊銀行と稱するも、銀行の種類は獨り右の如き分類法によりてのみ區別し得らるるものではない。其の之れを考察する標準の異なるに應じて多少漠然たるにもせよ、學理上尙ほ他に之れを分類し得るものである。今其の主なるものを掲ぐれば左の如くである。

第一節 銀行の營業を標準とする區別

苟くも銀行たる以上は一方に信用を受け他方に之を與ふるものなるが故に、信用を與ふる能働的業務と信用を受くる受働的業務を兼ね行ひ、又能働的業務も受働的業務も其の種々なる業務を包括するものなるが故に、單に銀行の業務を標準として銀行を區別する時は、同一の銀行を同時に種々なる分類中に入れざるべからざる不都合も生じ來るのである。従ふて實際上の銀行の分類

法としては決して完全なるものなりとは云ひ得ざるも、事實上銀行が其の營む業務中、其の孰れに重きを置くやを標準として之を區別すれば、左の數種となすことを得るのである。而して銀行が其の營む業務中孰れに重きを置くかを標準として銀行の種類を分つことは、實際上に於ても常に屢々見る所である。今先づ銀行の受働的業務より之れを區別すれば左の如くである。

一 預金銀行

銀行たる以上、預金業務を營み預金を受け取らざるもの全然之れなきが故に、凡ての銀行は悉く預金銀行なりと言ひ得るも、預金業務を銀行營業の中心となし、預金業務に最も重きを置き、短期信用に關する業務を主として營むものは、特に之れを預金銀行と稱し、他の銀行と區別するを普通とするのである。而して此の種の銀行は、同じく預金にありても極めて短期なる要求拂の預金を有すること多きが故に、其の能働的業務としては、短期信用に屬する手形の割引、當座貸越、短期貸付等を其の主なるものとし、不動産抵當貸付の如き資金を固定するの虞れあるもの、若しくは有價證券賣買の如き資金を失ふの危険多きものは努めて之れを避け、縦令斯かる業務を行ふも、深き注意を之れに拂ひ、最も慎重なる經營の方法によるものである。貯蓄銀行も亦一種の預金銀行である。

二 紙幣發行銀行

紙幣を發行する銀行は、名詮自稱之れを紙幣發行銀行と云ふ。今や多くの國々に於ては紙幣の發行は之れを單一の銀行に獨占せしむるも、尙ほ國に依り多數の銀行に紙幣を發行せしめ、分散制度を採用するものもない譯ではない。而して紙幣を發行する銀行は、凡て預金業務を營むものなるが、紙幣發行の集中制度を採用する國に於ける紙幣發行銀行は、預金よりも其の本來の業務たる紙幣の發行に重きを置き、分散制度の國に於ける紙幣發行銀行は、紙幣發行の業務よりも預金に重きを置き、預金銀行たるの觀があるのである。

三 債券發行銀行

長期の信用を受くるが爲めに債券を發行する銀行を云ふのである。我が國に於て債券の發行を許さるる銀行は勸業銀行、農工銀行、北海道拓殖銀行、興業銀行及び朝鮮殖産銀行が即ち之れである。

次に銀行の能働的業務より之を區別すれば左の如くである。

一 割引銀行

之れ主として手形割引の業務を行ひ、之れに重きを置くの銀行を云ふのである。而して殆ど凡

ての銀行は皆手形割引の業務を營まざるものなく、從ふて其の點に於ては殆んど凡ての銀行は割引銀行なりと云ふことを得ざるにあらざるも、尙ほ手形割引を專業とする銀行全然なしと云ふことは出来ない。例へばビル・ブローカー即ち手形仲買人の如き、嘗ては手形割引の媒介をなし、其の周旋をなすに止まりし時代に於ては、俄かに之れを銀行と稱することを得ざりしものなるも今や手形仲買人は自己の計算を以て手形の割引をなし、巨大なる資本を擁するもの尠なからず、其の名は手形仲買人なるも、其の實は純然たる一の大なる割引銀行なりと言ふも差支はないのである。

二 動産擔保貸付銀行

動産を擔保として貸付をなすを業とするもので、貴金屬、有價證券、商品等の動産に對して、一定の金額を直ちに貸付することもあれば、或は其の貸付けたる金額を預金となさしめ之に對して小切手を振出さしめることもある。

三 不動産銀打

是れ土地、家屋の如き不動産を抵當として長期の信用を與ふる業務を主として營む銀行を云ふのである。我が國の勸業銀行、農工銀行は、始め農業の改良發達を圖るが爲め資金を貸付くるを

以て目的とし、之れに一部工業銀行の性質を加味したるものなりしにも拘はらず、後更らに廣く不動産を抵當として貸付をなすことを許され、今や勸業銀行並に農工銀行は農業土地たると都市に存在する土地たるとを問はず、多少の制限を被るの外、總ての不動産に對して貸付をなすことを得るに至り、從來に比較すれば、一層純然たる不動産銀行たるの性質を帯ぶることとなるに至つた。

四 動産銀行

茲に動産銀行と稱するは、所謂一般動産を擔保として貸付をなす銀行を云ふのではなく、主として公債、社債の發行、會社の創立、合併等に關する業務を營み、自己の計算を以て有價證券の賣買を行ふも、銀行自ら事業の經營に與ふるものを云ふのである。我が國に於て之れに最も近きものを求むれば日本興業銀行が即ち之れである。

第二節 銀行の取引先を標準とする區別

銀行の取引先には種々なる經濟上の階級あり、銀行は必ずしも其の一階級に限りて取引するものにあらざるが故に、單に銀行の取引先を標準として銀行を分類すれば、恰かも銀行の營む業務

を標準として銀行を分類するが如く、同一の銀行を同時に二三の種類に分たざるべからざる不便が伴ふのである。然れど銀行が主として取引する經濟上の階級を標準として見れば左の種類に區別することが出来るのである。

一 商業銀行

主として商人の爲めに資金を融通する機關たるものを云ふのである。商人は固定資本よりも多く流通資本を迅速に運轉して其の業を營むものなるが故に、若し其の仕入れたる商品の販賣停滯するか、若くは信用を以て其の商品を賣渡し其の代金を得ること能はざるに於ては、忽ちにして資本の運轉を阻止せられ、其の業務を縮少せざるべからざるのみならず、時には甚しき困難に陥るを免かるること能はざるものである。されば信用を以て商品を賣渡したる場合には手形を振り出し、之れを銀行に持參して割引をなし、商品の賣行停滯する時は、將來商品の販賣に依り其の債務を償ふの豫定を以て、商品を擔保として銀行より資金の融通を受け、之れによりて其の業務を繼續するものである。然れば商人を取引先とする銀行は、短期の貸付、手形割引の如き短期信用に關する業務に重きを置き、預金銀行、紙幣發行銀行、割引銀行、動産擔保貸付銀行等凡て之れに屬するものである。

二 農業銀行

農業銀行とは主として農業に従事するものを其の取引先となし、土地の改良、買込、負債償却等の爲めに長期の信用を與へ、又種子、肥料、家畜、農具等の買入れの爲めに主に動産擔保若くは對人信用を以て短期の資金を融通する等の業務をも兼ね行ふものを云ふのである。我が國の農工銀行及び勸業銀行は農工資金を貸付くる爲に、其の所有者の如何なる階級に屬するものたるを問はず土地、家屋を抵當として資金を貸付くるも、之れも亦一種の農業銀行であるのである。

三 工業銀行

工業銀行とは主として工業に従事するものを其の取引先となし、工業資金の供給をなすものを云ふのである。我が國の興業銀行は其の音工業と相通するも、株券の賣買の如きは凡てそれを禁ぜられ、唯株券、社債等を擔保として廣く貸付をなし、短期の資金以外に工業資金の爲めには不動産を抵當として長期の貸付をなし、又、歐洲に於ける動産銀行は多くは債券を發行せざるも我が國に於ては債券發行の特權を與へられ工業の進歩發達を計らんとするものである。素より或る銀行が工業銀行たるや否やは其の貸付の擔保たる株券、社債並に不動産が果して大部分工業に屬するものなるや否やによりて之れを決定せざるべからざるも、我國の興業銀行は普通の動産銀行

よりも、なほ一層工業銀行たるの性質を有するものなりと言ひ得る。尙ほ此の外、小商工業者を取引先とするものを庶民銀行とし、一種の區別をなすことも出来るのである。

第三節 銀行の法律上の關係を標準とする區別

銀行も一の企業なれば他の企業と同じく種々なる形式により設立せらるべく、其の法律上の關係により合名會社銀行、合資會社銀行、株式會社銀行、株式合資會社銀行、組合銀行、個人銀行、官有銀行等に區別せらるるも、我が國には半官半民の銀行ありとは云へ、法律上の區別ではなく、又、純然たる官立銀行なく、且つ銀行法の改正により銀行は凡て資本金百萬圓以上の株式會社の組織を以て經營せざるべからざることとなりたれば、我が國に於ては株式會社銀行あるのみである。

第四節 銀行の地位を標準とする區別

銀行の地位を標準として之れを區別すれば、左の四種となすことが出来るのである。

一 中央銀行

金融市場の中樞となりて紙幣發行の獨占權を有するか、若くは紙幣發行銀行中最も重要な地位を占むるものを云ふのである。英國に於てはロンドンに存在する銀行を首府銀行と稱するも、我が國に於ては中央銀行の外、金融市場の中心地にある銀行を言ひ表はす文字は市中銀行と云ふ以外にないのである。

二 地方銀行

三 植民地銀行

四 外國銀行

此等は凡て其の名の示すが如く、地方にあるを地方銀行と云ひ、植民地にあるを植民地銀行と云ひ、外國の銀行を外國銀行と云ふに過ぎない。然れど英國に於ては植民地銀行並に外國銀行は一種の銀行を形造くるもので、凡て植民地、若くは外國に本店を有し、ロンドンに其の支店を設け、植民地の開發、貿易の決済等の業務に従事する外、公債、社債の募集をなし、英國の資本を海外に放資するの業務を營むものを云ふのである。

註

E Stillich, O. Die Banken, Berlin S. 1924 S. 6—12.

内藤章 銀行論 一五—二六頁。

第六章 銀行の業務並に其の經營上の原則

第一節 銀行業務の種類

銀行は種々なる業務を營むもので、或は預金を受くることあり、或は兌換券を發行することあり、或は債券を發行することあり、或は手形の割引をなすことあり、或は貸付をなすことあり、又或は公債證書、大藏省證券若くは其の他有價證券の委託賣買、手形、小切手の取立、兩替、金の賣買、保護預り、爲替取組等の業務をなすことがある。然れど今此等銀行の行ふ業務を通覽するときは、其の間自ら區別があるのである。即ち銀行の業務の中銀行自ら信用を受けるものあれば、信用を與ふるものあり、又信用を受くることもなければ與ふるものもある。従ふて少くとも銀行の業務は、之れを大別して三種となすことを得るのである。其の第一は、銀行業務の中銀行自ら之れによりて信用を受くるもので、預金並に紙幣及び債券の發行は之れに屬し之れを受働的業務と云ひ、其の第二は、銀行が之れによりて自ら信用を與ふるもので、割引、貸付之れに屬し、之れを能働的業務と云ひ、其の第三は、信用を與ふることもなければ、受くるこ

ともなきもので、有價證券の依託賣買、手形、小切手の取立、兩替、金銀の賣買、保護預り、爲替取組等の業務之れに屬し、之れを附隨的業務と云ふのである。今、表を以て之れを示さば左の如くである。

受働的業務 (Passivgeschäfte)

- 第一 預金
- 第二 紙幣の發行
- 第三 債券

能働的業務 (Aktivgeschäfte)

- 第一 割引
 - 普通の割引
 - 擔保付割引
- 第二 貸付
 - イ 動産擔保貸付
 - ロ 信用貸付
 - ハ 當座貸越
 - ニ 保證貸付
 - ホ コール・マネー
 - ヘ 不動産抵當貸付

附隨的業務 (Indifferentengeschäfte)

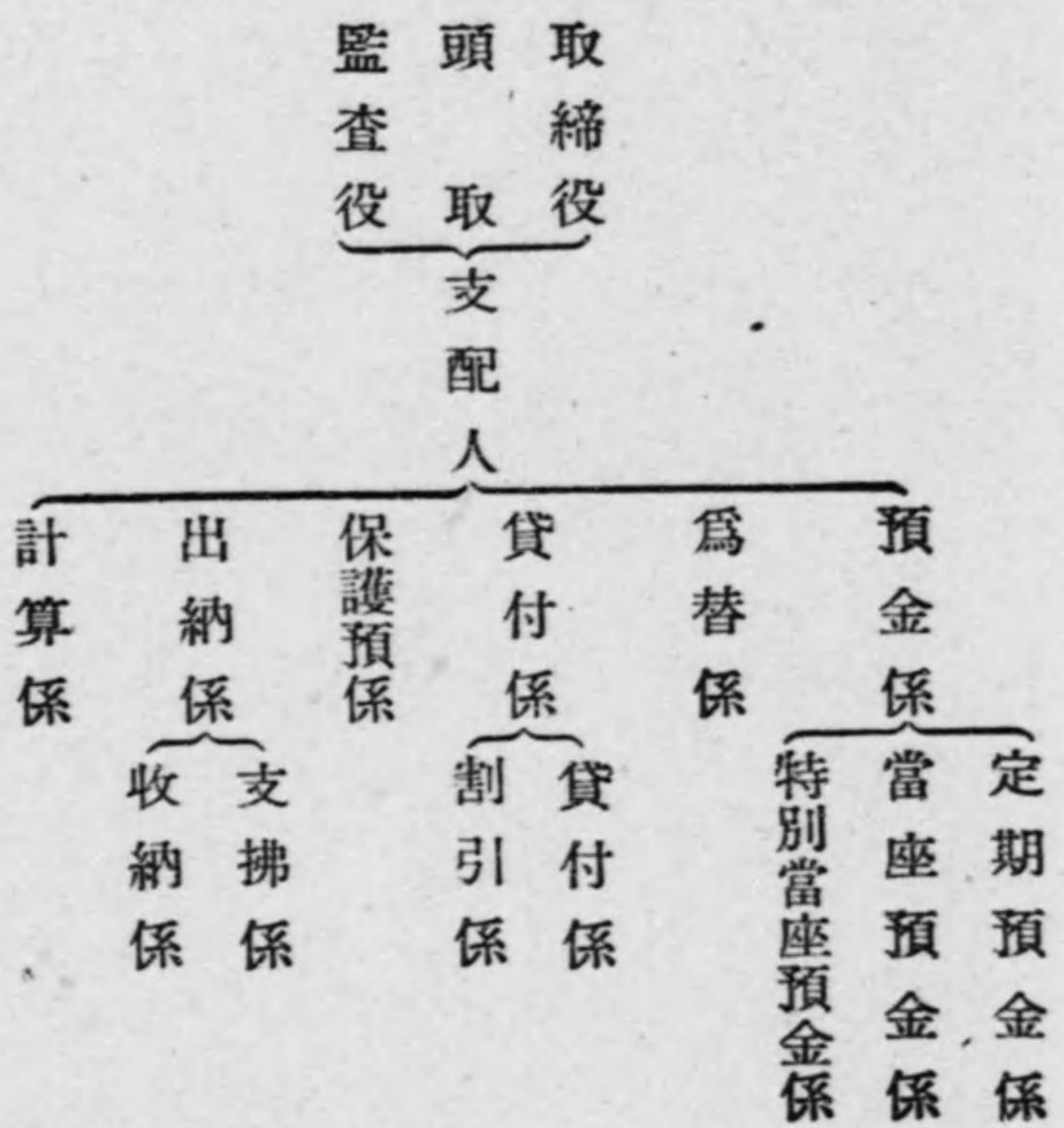
- 第一 取立並に支拂
- 第二 兩替
- 第三 地金銀賣買
- 第四 保護預り
- 第五 有價證券の引受並に其の賣買
- 第六 信託業務
- 第七 爲替

素より凡ての銀行は以上列記したる凡ての業務を行はざる可らざるものではない。又實際上之れを營むものでもない。銀行の種類如何により右列舉したる業務の中、其の凡てを行ふものもあれば、或は其の内數種を限りて之れを行ふものもある。然れど苟しくも銀行たる以上は、一方に信用を受けて之れを他方に與ふるものなるが故に、銀行は受働的並に能働的業務の一若くは一以上を結合して其の業務を營まざるべからざるものである。然らざればそは銀行ではない。唯附隨的業務は之れを營まざるも、銀行たるに於て、其の意義に差違を生ぜず、銀行により之れを營まざるものもあり、又此等の業務の内、或者は今日尙ほ極めて重要なる關係を有するも、或者は單

に銀行の沿革上過去の銀行が之れに重きを置きたるに止まり、今日に於ては何等之れを重要視するの必要なきものもある。尙ほ銀行は自ら手形を振り出すこともあり、之れを引受くることもある。且つ一旦割引したる手形を再割引することもあり、外國宛手形を賣り出すこともあり、或は又銀行の不動産若くは動産を擔保として他より融通を受くることもあるのである。此等は凡て銀行が信用を受くるもので銀行の受働的業務なりと云ひ得ざることもない。然れど此等の信用は銀行が一時的の必要より之れを受くるもので、銀行の營業として之れを營むものではない。従ふて之れを其の受働的業務中に入ることとは出来ない。依つて此等は別に之れを説明し、之れに就ては茲に述べざることにする。

第二節 銀行の業務と銀行の組織

今茲に普通の商業銀行を標準とし、銀行が其の業務を如何にして經營するやを示すが爲めに、銀行の組織を示せば次の如くである。但し銀行業務の大小繁閑によりて其の組織が凡ての銀行を通じて必ずしも同一にあらざることは、敢へて説明するまでもないことであらう。



第三節 銀行の業務と經營上の原則

銀行の業務を茲に受働的並に能働的業務の二種に區別したるは、之れによりて銀行の最も重大なる經營上の原則を説明し得ると信じたるによるのである。即ち其の原則とは、銀行は其の受働たる信用より以上の信用を濫りに他に與ふべきではない。換言すれば、銀行は其の受働的業務の

狀況如何によりて其の能働的業務を調節し、この兩者を常に適當なる關係に於て保たしめざるべからずと云ふこと、即ち之れである。素より銀行にも種々なる種類あり、動産銀行の如きは時には其の能働的業務の狀況如何によりて受働的業務を調節するが如く見る場合なきにもあらず、又銀行の種類如何によりて必ずしも同様に論ずること能はざるも、銀行は常に此の兩者の業務の調和を計ることを等閑視すること能はざるものである。譬へば、茲に要求次第に支拂はざるべからざる多くの預金を有する銀行ありとせよ。此の場合其の預金を長期の信用を以て貸付くこととすれば、預金拂戻しの請求を受くるも之れに應ずること不可能となりて、爲めに支拂停止となり其の信用を傷けざるべからざることとなるべく、之れに反して、債券を發行して長期の信用を受けながら、之れによりて得たる資金を單に短期手形の割引に使用するならば、債券發行の理由は消滅することとなるのである。然るに學者此の原則を認め、之れを嚴重に解釋し、銀行は其の受けたる信用と全く同様なる信用を他に與へざるべからずと云ふものがある。ヒュブナー(Hübner)の如きは其の一人である。但し、此の解釋は餘りに嚴重に過ぎたるもので、銀行は其の受けたる信用と常に全く同一の信用のみ與ふるの必要はないのである。譬へば、要求拂の預金を有する銀行は、其の資金を長期に固定するは素より不可なれど、然ればとて其の資金を悉く要求拂の貸

付に使用するの必要は更にない。經驗上要求拂の預金にても、全部の預金を悉く同時に拂戻せよとの要求を受くるが如きこと絶えてあるべきものにあらざるが故に、一部分は短期の期限附貸付に利用するも亦可なりと云はなければならぬ。要は受働的業務の狀況如何によりて能働的業務を調節すれば足りるのである。

第七章 資本金及び積立金

銀行の業務を一々説明する前に當りて茲に特に一章を設け銀行の資本金及び積立金に就きて説き示さう。是れ銀行は既に述べたるが如く一の企業なるが故に、資本主義的經濟組織に立脚する現代の經濟社會にありては資本を有せずして斯業に従事すること能はざるのみならず、銀行の資本金は之を他の諸事業のそれに比較すれば、其の間に少しく其の趣を異にするものあるが故である。素より銀行の資本と言ふも今日迄、普通に論述せらるるが如くに、他の諸事業のそれと根本的に異なる性質を有し、銀行の資本金は保證たるの性質で、保險事業の資本金に似て他の事業の資本金の如く經營の爲に使用せらるるものではなく、從ふて事業會社の資本金は其の業務の大小に比例するも、銀行の資本金は其の業務の大小により必ずしも増減するの必要なしと云ふ程、截然たる區別をなし得るものとは信じられない。されど、それにしても普通の所謂事業會社に於ては資本金は直接に其の事業經營の爲に多く使用せらるるもので、資本は即ち營業資本となりて之れを運用して利益を得んとするもので、縦令借入金若くは社債によりて他の資本を使用すること之れあるも自己資本に對しては從たる關係を有するに過ぎざるが普通である。然るに銀行の資本金

は、銀行の種類によりて素より一概に論ずること困難なるも、保險業の資本と稍々同じく、其の資本金は一に之を營業上に運用し、之れによりて銀行業を經營し利益を納めんとするものではなく、資本金は其の業務を營むが爲めに之れに對する保證と看做される。而して銀行の營業資金は一、拂込資本金（但し其の一部分は建築等の如きものに使用せられる）二、積立金 三、預金よりなるもので、此の三者中預金銀行に於ては預金は最も重要なものである。

銀行は此の預金を得るが爲めに、一般の信用を得なければならぬ。此の一般の信用は單に資本金額の大なることのみによりて得らるべきものではなく、銀行經營者の適任なるや否や、重役自身の信用、資金運用の方法、並に其の他の事情によりて定まるものである。但し、銀行は先ず自ら資本金を有し預金者を安心せしめなくてはならない。此の意味に於て銀行の資本金は保證と看做さるるものである。

銀行の資本金若し過大に失するときは、配當の割合を減少するが故に之れを増加せんと欲して危険なる營業も之れを敢へてするに至るべく、之れを避けなければならぬ。それと同時に之れに反し、徒らに配當を多くせんとして資本金を小にするときは十分なる活動をなすこと能はず、金融逼迫の際には直に貸出を引締め、伸縮力を缺くの不便がある。されば銀行の資本金は主とし

て債務に對する保證として、營業の狀況と銀行所在地の事情に鑑み、一般の信用を得る程度に止め、預金の増加、營業の擴張等の如き事情により時々必要に應じて漸次に増加するを便利とする。然るが故に銀行は豫め資本金額を一定して公に之れを登記し、實際は其の一部のみを拂込ませしめ、必要の起る度毎に更らに漸次に拂込を爲さしむるを以て普通とするのである。後者を拂込資本金と稱し、前者を公稱資本金と云ふのである。我が國に於ては、銀行も事業會社も共に最初の拂込資本金額は公稱資本の只四分の一に達すれば足るもので、事業會社にありて、全額拂込をなすものは稀なれど、預金銀行の盛んなる英國に於ては、事業會社は多くは全額拂込をなし銀行は一部分の拂込を以て其の業務を営むものが多いのである。

米國に於ては嘗て銀行の資本金を一に人口によりて制限し、我が國の舊國立銀行條例に於ても亦之れと同様の規定を爲したることがある。されど銀行の資本金額を法律を以て一定し、且つ其の標準を獨り人口に取り、その他一切の實際上の事情を顧みざる時は、或る地方の銀行は資本金過大に失するに拘らず、他の地方の銀行は法定の資本金額を有するのみにては過少に失することあり、既に述べたる弊害の外、後者の場合に於ては銀行の濫設を促し、前者の場合に於ては、銀行の設立を妨ぐこととなるべく、法律を以て資本金額を一定するも良好なる結果を望むこと能

はざるものである。

銀行は毎期決算毎に其の利益の一部分を別に積立て第一、銀行不時の損失の爲め、第二、利益の配當を均一にするが爲め、第三、營業什器具消却の爲めに備ふるのである。之れを積立金と稱する。積立金の内、銀行が其の資本金の總額に達するまで毎期決算毎に利益の配當をなす前に其の十分の一を必ず先づ積立てざるべからざるものがある。之れ銀行法に於て規定する所、法律の命ずるものなるが故に、之れを法定積立金と言ふのである。其の餘は銀行が隨意に積立てるもので、之れを任意積立金と稱するのである。又銀行によりては其の營業所新築の如き格段なる目的の爲めに積立金をなし、之れを別段積立金と名付けるものもある。其の孰れにもせよ積立金は銀行が之を利用して利益を得れば其の利益は凡て資本金に對する配當に充つることを得べきものなるを以て、積立金多ければ多き程、資本金に對する配當も亦増大すべき理由である。

次に既に述べたるが如く銀行の資本金は保證として思惟せらるる要素多きが故に、其の使命を果さんが爲めに銀行は如何にして之れを利用し運用すべきものなりや。之れ次に當然起るべき問題である。而して銀行は、其の資本金を運用すべきものなれど、其の運用法に關しては學者並に實際家の所見必ずしも一致しない。彼の銀行の資本金を以て全く保證に存するものとなし、之れ

を他の普通の營利事業の資本と全く相異なる性質を有するものとなすものは、一般に銀行の資本は之れを確實にして價格の變動少なき國債に放資するを以て適當となすが如く、其の理由として銀行（特に預金銀行）は割引、貸付の業務を營むものなれど、時に斯る業務より銀行に損失を惹き起すことあり、而して銀行の資本金は斯る損失生じた場合、其の保證として使用せらるべきものなるが故に、國債放資の如き割引、貸付以外確實なる方法に運用せられなければならない。之れ危険の分配をなす良法たるに外ならざるものであるとなすのである。されど銀行の資本金は果して全部之れを國債に放資するを以て最も適當なる方法なりと云ひ得ようか。必ずしも、其の可なる所以を知らない。寧ろ國債と共に確實なる割引、貸付に利用するも亦正當なりと云ひ得るのである。以下に其の理由を述べることとせしやう。

一 銀行の資本金は之れを國債に放資するも、未だ以て銀行の困難を救ふには足りない

抑々國債は甚だ確實なるもので、且つ比較的其の價格の動搖少なきは疑なしとするも、銀行が困難に陥り其の資本金に依頼せざるべからざる時は如何なる時なるか。素より一般金融市場に係なく、一銀行のみ其の經營を誤りたるが爲め困難に陥り資本金に依頼せざるべからざることもあり得べく、斯る際に於ては銀行は其の所有する國債を市場に賣り放ち其の急に應じ得るのであ

る。従ふてかかる場合に於ては銀行の資本金は之れを國債に放資するを以て、甚だ適當なる方法なりと云ひ得べきも、斯る事情は寧ろ例外的の場合に起るもので、普通多くの場合に於ては、銀行の困難に陥り、延いて其の資本金に依頼せざるべからざる時は、一般金融市場緊縮を告げ資金缺乏を來すとき、特に經濟恐慌起りたるの時でなければならぬ。従ふて斯る時は殆ど凡ての銀行悉く其の資金の缺乏を感じ、皆其の所有する有價證券を賣り放ちて之れを現金に換へんことを欲し、公債を買入れんとする者なく、之れを賣却せんと欲するもなし能はざるの時である。既に賣却すること能はずば、それが如何に確實なるものなるも銀行の困難は到底之れを救済すること能はず。假りに之れを賣却し得るとするも、金融逼迫して各銀行共に之れを賣り急ぐ時は其の價格の下落は免れ得べからざることとは明かで、従ふて之れを賣却せんとする銀行は、爲めに大なる損失を蒙ることとなるべく、斯る損失は却つて銀行をして更らに大なる危険に陥らしむるものである。之を以て國債は常に必ずしも適當なる放資の方法ではないのである。

斯く云はば人或は、それは中央銀行に對して云ひ得べきことで、普通の銀行は其の困難に陥りたる場合に、其の援助を中央銀行に求め得るが故に、其の所有する國債は、之れを中央銀行に擔保として資金の融通を求め得べく、普通の銀行は其の資本金を公債に放資するも決して不適當なる

方法なりと非難するの理由なしと云ふものもあらう。實に普通銀行は其の困難に陥りたる場合には其の所有する國債を擔保として資金を借り入るることを得るが故に、其の資本金を國債に放資するも必ずしも不適當なる方法とは言ひ難い。時には却つて良好なる方法であるかも知れない。されど資本金が、國民經濟上最も重要な關係を有するの時は唯一銀行が其の經營を誤りて失敗に陥り、資本金に依頼せざるべからざる場合ではなく、一般金融市場逼迫を告げ、特に經濟恐慌を起し、多くの銀行が困難に陥るの際なれば、如何に中央銀行なればとて、其れ自體の準備金をも顧みず、過大の紙幣を發行し、無制限なる資金の需要に應じ得らるべきではない。普通銀行が斯る際にも尙ほ且つ國債を擔保として中央銀行より融通を受け得べしとの希望に安心し國債にのみ放資するが如きは、決して其の宜しきを得たる資本金運用の方法なりとは斷じ得られないのである。

二 銀行の資本金は之れを國債に放資すべしと云ふは、之れ銀行の資本金は保證たるの性質を有するものなりと云ふことを銀行元來の本質に鑑みて正當に解せざるものである

銀行の資本金は其の性質、債權者に對する保證となるものなりと云ふも、此の保證は必ずしも銀行が損失を蒙り、之れが爲めに支拂停止、若くは破産の悲境に陥りたるの時、始めて有效なる

ものとなり、資本金を以て債權者の損失を償ふものとのみ解すべきではないのである。素より資本金は右の如き場合にも有效なるものたることは勿論なるが、銀行が大いに注意すべき最も重要なことは、銀行をして支拂停止若くは破産に陥ることなからしむるにある。即ち銀行の業務中重要な關係を有する當座預金に付いて之れを云はば、當座預金は銀行が要求次第何時にても其の支拂をなすべきことを契約するものである。従ふて銀行は此の契約により要求次第に其の義務を果さなければならぬ。斯くして、銀行は其の資本金を運用し、完全に其の義務を果し、債權者の利益を保證するに注意しなければならぬ。之れが爲めには必要な場合に處分すること困難なる證券に放資せんよりも、寧ろ迅速に資金を回收し得る確實なる短期の割引、若くは貸付に使用するも亦一方法たるを知らなければならぬ。

三 銀行の資本金は之れを國債に放資すべしとなすものは英蘭銀行若くは佛蘭西銀行の實際を見て此等銀行の歴史的關係を等閑視するものである

銀行の資本金は之れを公債に放資すべきものなり、となす者は例を英蘭銀行若くは佛蘭西銀行の實際に採り其の論據を強めんとする者であらう。實に英蘭銀行は既に二百年以上其の營業を繼續するも其の資本金の大部分は常に之れを政府に對する貸上金、若しくは公債に固定し、營業資

金として之れを利用することは殆どない。故に英蘭銀行の資本金は營業資金とはならずして、銀行の債務に對する最後の保證として所有せらるるに過ぎないのである。次に佛蘭西銀行の例を見るも、之れ亦英國に於けると同じく公債と政府貸上に其の資本金及準備金を放出してゐる。

されど、之等諸國の中央銀行が其の資本金及準備金の大部分を公債に放資し、或は政府貸上金に固定するは、之れ此等銀行の歴史的關係に依存することが大である。即ち、英蘭銀行、佛蘭西銀行の如きは政府に貸上金をなし、其の國債を所有することを肯んぜざれば到底銀行を創立し、銀行業を營み若くは紙幣銀行の特權を獲得すること能はざりしものである。之れを以て此等の銀行が其の資本金を國債に放資するは、斯くすることが銀行業經營の原則に適ひ、資本金を運用するに最も適當なる方法としたるが爲めに依るのではない。

さりながら割引、貸付にも恰も國債に不確實なるものがある如く、又甚だ危険なるものもあり銀行に損失を生ぜしむる原因となるものも少くない。かるが故に銀行は此等の運用に關しては十分なる注意を拂はなければならぬ。而して銀行にして割引貸付に對し、周到なる注意を怠らざる以上、斯種の業務は、元と之れ短期にして確實なるものなるが故に、銀行資金運用の方法として大に適當なるものである。殊に資金を固定せしむることも少なく、短期にして流動性あるが其

の特長である。但し以上は銀行資本金並に準備金運用の大體に就て述べたるに過ぎないので、銀行資本金及準備金は如何なる事情を問はず悉く之れを割引、貸付に使用し之れを國債に放資すべからずと言ふのではない。要は割引、貸付にも極めて確實なるものあり、銀行の資本金を之れに運用するも、其の性質上、可なりと云ふべく、獨り國家の信用によりて發行せられ其の價格の動搖比較的少なきの理由を以て、銀行の經濟上の職能をも顧みず、其の活動を等閑視して國債のみ放資するが唯一の運用法にあらざるを述べたのである。其の國民經濟の事情は大に之れを考慮に入れ、同時に銀行の種類に鑑み適當なる方針に出づべきである。

第八章 預金

預金は銀行の受働的業務中、其の最も重要なものの一に屬する。而して預金は其の初め今日の保護預りに相當し、預りたるものと必ず同一のものを返却することを要したるものなりしが、法制の進歩に伴ひ、生命、財産の安固となりたると、經濟狀態の發達により預りたる者は預りたるものと同一のものを返却するを要せざることとなりしのみならず、銀行は久しき間の經驗により、預金は其の全部同時に返済を請求せらるるものにあらざるを悟り、茲に銀行は其の預金の全部を保管せず、唯其の一部分を準備として之を手許に置き他は之れを貸付、割引等に利用し、以て之れより利益を得ることとなつた。従ふて預金者は嘗ては預金に對して、其の安全なる保管に酬ゆるが爲め手数料を支拂ひしものなりしが、今や却つて銀行より預金に對する利子を受け、而も必要の場合には預金の拂戻を請求し得る權利を保留することとなるに至つた。之れ其の變化である。

第一節 預金の種類

預金は種々の觀察點より之れを區別することが出来る。今其の種類を列舉せば左の如くである。

一 銀行業務の便宜を主とする區別

此の區別は我が國の銀行の實際に於て預金業務の便宜上區別するに止り、別に學理上統一あるものではない。但し銀行業務の實際の便宜と云ふものの其の最も主なる區別の標準は、預金の期限である。而して此の區別は學理上統一ある標準によらざるにも拘はらず、尙ほこゝに一の分類として記載する所以は、之れ能ふ限り學理と實際との調和を計らんと試みたるに外ならない。此の區別に屬するものは左の如くである。

A 定期預金

此の預金は一定の期限を定めて預け入れらるるもので、其の期限到來せば預金者は其の返済を要求し得るも、期限内には預金者に自由に之れを引き出すことは能はざるを其の原則となすものである。而して其の期限は我が國に於ては通常六ヶ月を最も普通とし、主として關西地方に多き三ヶ月若しくは一ヶ年と定めるものもある。定期預金は其の預け入れの際、其の利子を契約するものなれば、其の期間中利子の變動あれば、預金者が銀行か孰れか一方の不利となるが故に其の期間餘りに久しきに亙らざるものである。英米其の他の諸國に於ては其の利子の支拂ひの方法、

我が國と異なるが故に、一ヶ年以上或は三ヶ年或は五ヶ年の期限を附するものも稀としない。定期預金に對しては、銀行は通帳を使用することなく、預金者に定期預金證書を交付する。

定期預金の利子は銀行間の協定によりて定められる。之れ我が國に於ては銀行の預金中、定期預金が最も多く、銀行資金の吸収の爲め甚しき競争の行はるるを避けんとするに依るのである。されど此の利子の協定は、信用を異にする銀行間に預金の異動を生じ、信用の確實なる銀行に預金が集まるの傾向を惹起する。かるが故に諸銀行を甲種、乙種の二種に分類して兩者の間に利率を異にして以て預金の異動を防止してゐる。

B 當座預金

之れ出納時を選まず、何時にても預け入れあらば之れを受取り、要求あらば直に拂戻すべき預金である。従ふて此の當座預金は、當座貸越と合して時に當座勘定と稱せられる。斯の如く當座預金は其の出納極めて自由なるものなるが故に、斯る預金をなすものは主として金銭出納の頻繁なる商人である。即ち商人は其の日々の營業の爲め、多かれ少なかれ、其の手許に常に必ず支拂準備を有せざるべからざるものなれど、さりとして果して幾何の金額を準備として日々手許に保有すべきや、之れを知ること難く、又縦令必要なる資金の額は之れを正確に知り得とするも、其の

金額を日々其の手許に保有するときは、之れより盜難、火災、紛失等の厄に遭遇するの惧なきを得ない。若し又右の如き惧れ毫も之れなしとするも、其の出納を一々自らすれば、其の度毎に煩雜なる手数を要し、時には誤謬を生じ、損失を招くの危険もある。かるが故に商人は、かかる危険、手数等を脱れんが爲めに銀行と當座勘定の取引を開くに至るのである。

定期預金は主として利殖を目的とする人々に依りて預け入れらるるものなるも、當座預金の場合は銀行が當座預金者の金銭出納の役目をなすものである。従ふて利殖の爲めに當座預金をなすものは極めて少ない。且つ銀行は當座預金者に對しては其の出納の事務を行ふのみならず、取立て送金の如き種々なる附帶業務をも之れを行ひ、其の取引先の便宜を圖るものである。

銀行は斯くして、當座預金者の爲めに種々なる業務を營み、且つ其の預金は何時にても要求次第に之れを支拂ふべきものなれば、銀行は安んじて之れを利用すること能はず、従ふて之より何等の利益をも納むること能はざるが如く思惟され得るも、其の實、多くの場合に於て預け入れられたる預金は直ちに其の全部が同時に拂戻を要求せらるるものではなく、銀行は當座預金と雖も之れを利用し得る。之を以て一般原則としては銀行は當座預金に利子を附せざるを常とするも、右の如き理由により、我が國の如き特に金利高き國に於ては當座預金をも成るべく多額に之を吸

收せんとして互に競争し、低率ながらも利子を附することとしてゐる。

又當座預金は小切手を以て引き出さるるを原則とし、此の預金は小切手によりて大いに活躍し貨幣それ自體に増減なくとも、此の預金の經濟的自然の作用による増減は商業上の取引を圓滑にし、金融を疏通し、貨幣の伸縮力を大ならしむること少くはないのである。之を以て之れを預金通貨 (Deposit currency) と呼ばるる。

C 特別當座預金

此の預金は出納時を撰ばず何時にても預け入れ、竝に引き出しの自由なること前述の當座預金と何等異なる所なく、従ふて、之を當座預金の特別なる一種と思惟せらるゝも、其の金額は比較的小額で、同時に利殖の目的を有するものである。英語に於て此の預金のことを *Petty Saving Account* と稱せらるるが此の預金の内容を最もよく言ひ表はしてゐる。又特別當座預金は小切手の使用を許さざるを原則とし、預け入れ、拂ひ戻共に其の通帳によるものである。

D 通知預金

通知預金とは引出の際、豫め其の旨を銀行に通知する約束を以て預け入るゝ預金で、通知の期限は其の引き出すべき金額の大小、金融界若くに銀行竝に取引先の事情、或は其の他の事情によ

りて必ずしも一定せず、或は前日なることあり、或は三日前なることあり、又一週間前なることもある。通常短かきは前日、長きものにも一週間を出ることは稀である。

銀行は通知預金に關しては預金引き出の際には豫め通知を受くるが故に、其の通知を受けて始めて支拂の準備をなさば足り、當座預金に於けるが如く常に多くの準備金を蓄ふる必要なく、預金の大部分は之れを利用し得るが故に、銀行に取りては此の預金は有利なるものと云ひ得るのである。

E 預金手形預金

預金手形預金は、銀行が預け入れられたる預金に對して預金手形を渡すものである。されば預金手形預金は、預金手形を知れば直ちに理解せらるるものである。而して預金手形は、其の本質定期預金に對して渡さるる預金證書と異なるものではなく、預金を受取りたることを證明すると同時に、之れと引換へに其の預金を支拂ふことを約するものである。然るに縱令其の本質は敢て異らざるも、預金手形と預金證書とは全然同様なるものではない。即ち預金手形に於ては、其の預金は預主、指圖人、又は持參人に對して支拂ふことを約せられ、轉帳流通するを許さるゝに反し、預金證書は一切譲り渡しを禁ぜられ、流通性を有せざるものである。且つ預金證書は必ず確定期

限付のものなれども、預金手形は間々確定期のものあるに止り、多くは之れに期限なく、一覽拂を普通とし、一覽拂のものには利子を付せない。其の期限付のものに對しては利子を付すこと之れあるも、期限經過後の日數に對しては利子を附せないのである。而して今や預金手形は多く小切手を使用せらるることとなつてゐる。

F 別段預金

此の預金は何等特別なる理論上の理由ありて區別せられたるものではない。唯銀行の預金たるには相違なきも、他の種の預金の中に入るること能はざるものなるが故に、銀行事務の整理上別段預金なる項目を設け、種々雜多なる預金を總括するに過ぎざるものである。即ち當座勘定を有せざる取引先の爲めに臨時に手形代金、配當金若くは利子を取立て未だ之れを其の依頼人に支拂はざるもの、證據金の拂込、役員身元保證金の如き、一の特別なる科目を起すに足らざる預金を整理するが爲めに置かるるものである。此の預金には利子を付するものあり付せざるものあり、預金證書を交付するものあり、交付せざるものもあり、其の預金の種類の一定せざるが如く同様ではなく。

G 貯蓄預金

貯蓄預金とは比較的資力乏しき人々が、勤勉節約の結果得たる資金を預け入るるを主旨とするもので、其の金額は普通小額を常とし以上述べたる各種の預金が主として商業資金なるに反して、専ら貯蓄を奨励し勤儉の美風を養成するを以て目的とし、零碎なる資金を集めて一國竝に一個人の爲めにも有用なる資金を構成せしめんとするものである。

二 利子の有無を標準とする區別

之れ預金に利子を付するや否やによりて區別するものである。定期預金竝に通知預金は其の期限の到來するまで、若くは通知を受くるまで銀行が其の預金を使用し得べく、又貯蓄預金は貯蓄を奨励するが爲め、預金に利子を付するものである。當座預金は要求次第何時にても拂戻すべきものなるが故に、他の預金に比し銀行は之れを利用するに困難を感ずるや勿論なれども全部同時に其の返済を求めらるるものにあらざれば、尙ほ其の一部は貸付、割引の如き短期信用の方法によりて之れを利殖し得べく、多少ながらも利子を付するものである。特別當座預金は幾分貯蓄の意味を含むが故に、之れ又普通に當座預金よりも少しく高き利子を付するものである。併しながら、昭和二年四月金融恐慌の結果、都市の各銀行は申合せをなし、當座預金は殘高千圓以上、特別當座預金は殘高百圓以上なるにあらざれば規約の利子を付せざることとしてゐる。恐らく近き

將來に於て利子を全然付せざるに至るであらう。預金手形預金には前項に於ても述べたるが如く利子を付せざることをしてゐる。

次に我が日本銀行を初め、各國の中央銀行は一般に當座預金に利子を付せない。之れ中央銀行の特別なる地位より生ずるもので、中央銀行は金融界に於て信用最も高きものなるが故に若し中央銀行にして預金に利子を付することとすれば、預金者は競ふて中央銀行に預金することとなるべく、普通銀行を誘導すべき中央銀行が之れと競争することとなり、又中央銀行にして夥しき預金を有し大に一國の資金を吸収する時は、經濟界一旦動亂し中央銀行が金融を緩和するが爲めに自由にして且つ寛大なる貸付をなさざるべからざるの際に、預金の取付を受け、中央銀行自ら恐慌の渦中に投げらるるの虞なしとせぬからである。然るに中央銀行は預金に利子を付せざるにも拘らず、尙且つ預金を有する理由は **イ**、中央銀行の信用高きこと **ロ**、多くの支店出張所を有し金融上に特別なる便宜を有すること **ハ**、手形交換の帳尻を無手数料を以て決済するにより普通銀行が主として預金をなすに依存するのである。但し世界戦後中央銀行は其の預金に利子を付するの傾向がある。これ其の資金を充實せんとするによるのである。

預金利子の高低は、一般經濟界の狀況、金融の繁閑によるの外、期限の有無若くは其の長短によりて定まるのである。又預金利子は銀行が貸付、割引に對して要求する利子によりて制限せられるものである。

三 預金の主體を標準とする區別

預金は其の主體を標準として、公預金私預金とに區別する。國家又は地方團體の預金は公預金で、社會、私人の預金は私預金である。殊に中央銀行は國家の預金を公預金として別に之れを報告する。之れ公預金は國家の歳出入を規定する法制の結果増減し、金融の繁閑と直接の關係なきが故に私預金により一般金融上の趨勢を知らしめんとするにあるのである。

國家は一般金融界を動亂せしめざらんが爲めに、其の歳入は之れを國庫に自ら保管することなく、銀行に預け入れる。前者を國庫制度、後者を預金制度と云ふのである。我が國に於ては久しく國庫制度を維持したるも、終に預金制度を採用するに至つた。

第二節 小 切 手

當座預金は小切手を以て引き出さるるものなること既に之れを述べた。此の小切手は國により多少其の規定を異にするも、一の支拂命令であり、無利子で且つ一覽拂である。通常、銀行に對

して振り出され、預金者が銀行に一定の金額を記名人、指圖人、又は持參人に支拂ふべきことを命ずる證券である。小切手の所持人は其の日付より十日間内に之れを呈示して其の支拂を受けざるべからざるを法律は規定してゐる。是れ小切手は一般に支拂に用ひらるるも、元と預金に基づくものなれば紙幣の如く無期限に轉帳流通せしむべきものにあらざるが故である。

小切手の種類には種々あれど其の重なるものは、**第一**、線引小切手である。線引小切手は之れを一般竝に特別の二種に區別し得られるのである。一般線引小切手とは小切手の表面に單に一の平行線を引くか、若くは其の平行線内に銀行の二字を書き入るるものである。然るときは其の受取人は、必ず自己の取引する銀行に依頼して之れを取り立てなければならぬ。若し更らに其の平行線内に特定されたる銀行の名稱を記載するときは、之れ特別線引小切手で、其の特定されたる銀行によらざれば、之れを取り立つることを得ないのである。蓋し、小切手は持參人拂なれば不正の方法を以て小切手を取得したる者あるも、銀行は之れに對して其の支拂を拒むこと能はず爲めに往々詐僞の行はるることがあるからである。之れを以て、斯く線引小切手を發明し、銀行と取引するもの以外に使用することを得ざらしめ、不正手段を防がんとしたるものである。**第二**は保證小切手である。小切手の振出人又は受取人が銀行より其の小切手の必ず支拂はるべき旨の

保證を受くるもので、米國に於て最も盛に行はれてゐた。而して斯く銀行より支拂の保證を受くるものあるときは、銀行は直ちに其の振出人の預金より、其の保證したる金額を恰も其の當時支拂をなしたるものの如く差引くのである。されば此の小切手は必ず支拂はるべく、小切手を受け取りたる當時は預金ありたるにも拘らず、支拂の要求を遅延したるが爲めに、後日支拂を要求する場合に其の小切手振出人の預金缺乏し、支拂を拒絶せらるるが如き虞れ全く之れなきものである。但し、銀行が預金なきにも拘らず、小切手の保證をなす時は、之れ恰も何等の準備なくして紙幣を發行すると異なることなく、種々の弊害を生ぜしめることとなる。故に米國に於ては、斯かる場合には銀行の營業を停止し以て嚴重なる制裁を加へてゐる。

小切手の效用は、銀行の效用を述べたる所を参照せば自ら了解せらるるであらふ。小切手は貨幣の使用を節約し、資本を有効に使用せしめ、取引を圓滑にし、其の效用甚だ大なるものがある。但し、小切手は往々亂用せらるることがあり、又銀行と取引なき者に對しては、却つて不便である。何となれば、支拂を受くる場合、貨幣を受け取ればそれ一回にて用を辨ずるも、小切手を受取らば之れを銀行に持參せざれば通貨を得ること能はず、且つ銀行に持參するまでは其の小切手が果して支拂はるるや否やも知ることを得ざるが故である。されど銀行と取引する者に取りて

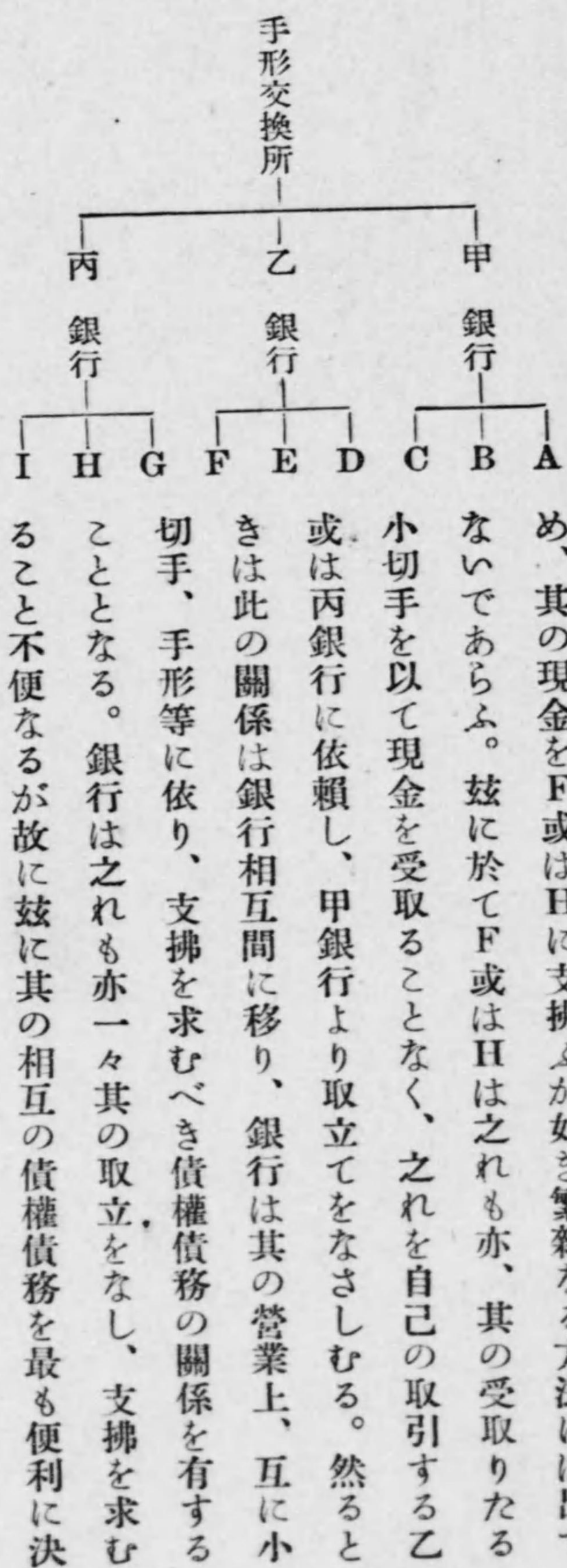
は、小切手は甚だ便利なるもので、殊に手形交換所の作用によりて其の効用益々大となるものである。

第三節 振替並に手形交換所

抑々社會に銀行なるものなく、各個人夫れ／＼其の支拂をなす場合に一々現金を以て直接に之れを爲すならば、其の煩雜や甚だ大なるものがあらう。されど銀行、其の間に介在し、種々の作用を營めば、殆んど現金を使用せずして莫大なる金額の取引を最も容易に完了することを得るのである。而して此の最も著しき銀行の作用は振替並に手形交換である。振替 (Cheque) とは多數の者が同一の銀行と取引する場合に、現金受渡の煩を避け、銀行の帳簿上に於て貸借を決済する方法である。今圖を以て之れを示さば甲なる銀行と取引するAがBに支拂をなさんとすれば甲銀行はAの依頼によりAの預金中より其の支拂ふべき金額を差引き、更らに之をBの預金に記入してAよりBに對する支拂を單に帳簿上に於て完了せしめるのである。

此の方法は大陸式銀行、就中獨逸の銀行に於て最も發達して居る。我が國に於ては塊太利の例に倣ひ之れを郵便局に採用して居る。然るに若しAにして圖中のF若しくはHに支拂をなさんと

すればFは乙銀行と取引しHは丙銀行と取引しつつあるが故に、Aは右振替の場合にBに支拂をなしたるが如く簡單なる方法に依ることは出来ない。恐らくはAは自己取引の甲銀行に宛て、小切手を振出し、之れをF或はHに與へるであらう。自ら其の小切手を甲銀行に持參して支拂を求



済するの必要を感ずるに至る。之れ手形交換の發生する理由である。

手形交換 (Clearing) とは、銀行相互間に生じたる債權債務を取立て現金を受け渡すの煩を避けんが爲めに銀行を代表する者、時を定めて一堂に集り、小切手、手形を交換し、貸借を相殺する

の方法を云ふのである。之れ各銀行が各々其の取引先より受け取りたる小切手其の他の證券を一々使者を以て取り立つるに於ては、銀行の數も多く取引先の數も亦甚だ夥しきことなれば時間、手數、費用は勿論、之が爲めに夥しき貨幣を必要とするが故に、之れを避けんとするに由るのである。恰も個人が銀行と取引して現金受渡の危険を免れ得るが如くに銀行は其の代表者を一個所に集め、自己銀行の受取りたる手形若くは小切手等にして他銀行の支拂ふべきものは之れをそれぞれ其の銀行に渡し、他銀行の受け取りたる小切手若くは手形等にして自己銀行の支拂ふべきものは之れを各々其の銀行より受け取り、自己銀行の受け取るべき部分と他銀行に支拂ふべき部分とを比較し、其の相對する部分は相殺し、只其の殘數のみ若し自己銀行が借方となれば之れを支拂ひ貸方となれば之れを受け取り、最も簡單に且つ安全に其の決済を行ふのである。又其の差引殘高に就ても實は現金を以て之れを受渡することなく、中央銀行ある所に於ては各銀行凡て中央銀行と取引し、既に述べたる振替の方法によりて各銀行の手形交換所に於ける差引殘高、所謂交換尻は中央銀行の帳簿上に於て決済されるのである。又中央銀行なき所に於ては中央銀行の帳簿上に於て之れを差引すること能はざるが故に手形交換所に屬する組合銀行各々手形交換所に貨幣を預け入れ、其の受取證書 (certificate) を以て決算をなすか、或は其の中の銀行交互に決済の任

に當ることとする。従ふて其の孰れの方法によるを問はず莫大なる金額の取引は何等の現金を用ひずして決済せらるるのである。此の手形、小切手等の交換を行ふ所は即ち手形交換所 (Clearing House) で、交換所は其の存在する都市に於ける銀行の組合によりて組織せられるものである。而して其の凡てが信用を主とするものなるが故に、濫りに凡ての銀行に加入するを許容するものではない。茲に於て其の手形交換の組合に加入せざる銀行は小切手、手形等の交換を行ふこと能はず、さりとして之れを行はざる時は不便甚しきが爲め、組合に屬する他の銀行に依頼し、自己銀行に代りて交換をなさしめる。之れを代理交換と云ふのである。地方銀行の爲めに行ふ交換は我が國に於ては未だ之れなきも、之れを地方交換 (Country clearing) と云ふのである。

手形交換は羅馬法の相殺^{コンベンサシヨ}に起因するものではあるが銀行間に於て盛んに此の方法の行はるるに至りたるは和蘭に始まる。而してジョン・ローは是れを彼の祖國蘇格士に傳へ、千七百六十年エデンバラに手形交換所を設置した。次いで千七百七十五年倫敦に新設せられ、此の倫敦の制度が各國に模倣せられ今日に於ては手形交換所の制度なき國は殆ど見ることを得ざるに至つた。

我國に於ては千八百七十九年始めて大阪に手形交換所創立せられ、現今に於ては大阪以外、東京、京都、横濱、神戸、名古屋を初め主要なる都市にして手形交換所なき状態である。其

の交換高の如きも、枚數三千萬枚、其の金額實に八百億圓以上の巨額に達して居る。其の如何に通貨の使用を節約せしむるや、蓋し念ひ半ばに過ぎるものがあらう。

茲に聊か注意し置くべきことは現今銀行に於ける預金發生の手續即ち之れである。人或は預金と云へば直ちに現金を銀行に預け入るるが如く解するものなきにあらざれど、今や預金は其の大部分小切手、手形の如き信用證券を以て預け入れられ、現金を以てせらるるものは極めて其の小部分である。又或る場合には預金は銀行に預け入るるが故に増加するにあらずして貸付割引の如き方法に依り銀行が貸出をなすときは其の金額は直ちに之れを支拂はず、一旦之れを預金となさしめ、何時にても小切手を以て引出さしむることとするが故に貸付割引の増加は直ちに預金の増加となるのである。

手形交換の狀況は貨幣に代はる信用の消長を示すものなるが故に金融界の趨勢を窺はんと欲する者は常に之れに注意せざるべからざることは論を待たない。

注

(1) 本編第二章、註(7)参照。

第四節 預金準備金

預金の種類は多多あれど、一旦預りたるものば何時か必ず再び之れを返済しなければならぬ。而して銀行預金の内にも、或は定期預金の如く或は通知預金の如く其の期日到達して之れが支拂をなすまでは安心して其の預金を使用し得るものもあれど、それにしても尙ほ銀行にして其の預金を固定するか、或は營業方針を誤りて損失を招きたる場合には、其の支拂に困難を生ずる。況んや當座銀行の如きは、要求次第何時にても支拂ふべきものなれば、之れに對して相當の準備をなすべきは當然で、然らざれば終には支拂停止或は破産の悲境に陥るの虞がある。素より金融順調にあるの日は一銀行の支拂停止或は破産の如きは敢て重大なる事件でないこともあらう。されど近代信用の發達は其の關係する所甚だ廣く、信用機關一部の故障も屢々重大なる影響を經濟社會全般に波及するものである。殊に金融逼迫人心多少危惧の念に襲はるる秋に當りては一銀行の支拂停止若くは破産も、其の影響を直ちに金融界全般に及ぼし、容旨ならざる動亂を惹起するところがある。信用に據りて立つ銀行は其の預金を十分なる注意を以て使用するは勿論、常に之れに對して適當なる準備金を有しなければならぬのである。

然るに普通金融上準備金(Reserve)と稱するときには紙幣發行に對する準備金を云ふことあり、時には預金に對する準備を意味することあり、用語稍明確を缺くの嫌ひがある。但し茲に論ずる準備金はその後者を指すものである。而して銀行が預金準備金を有せざるべからざることは敢て論ずるを俟たざる所なるも、さて、然らば其の準備金は如何なる割合を以て保管せざるべからざるや、之れ甚だ困難なる問題であり、又各國の制度相同じからず、法律を以て之れを規定するものもあれば之れを銀行に放任するものもある。紙幣の發行も預金も共に銀行の債務で本來の性質兩者甚だ相似たりと云はざるべからざるに紙幣發行に對する準備に關しては各國共に嚴重なる規定を有するにも拘らず、預金準備に關しては何等の規定をもなさざるもの多きは一見甚だ奇なるが如くにも見へる。然れど各國共に紙幣の發行は夙に發達して之を以て銀行の重要なる業務となし、聽て之れの特權となしたるに反し、預金が信用の發達により重要なる關係を有するに至りしは寧ろ其の後のことに屬し、又預金は社會の比較的少數のものに關すれども、紙幣は貨幣として一般に廣く流通して無智の徒も之れを受取らざるべからず、之れを拒むこと能はざるものなるが故に、此等を保護せんが爲めに特に紙幣に關しては嚴重なる準備金の規定をなすに至つたのである。

預金準備金は之を米國に於けるが如く法律を以て規定するを要するものなりや。之れ固より輕に斷定すべきにあらざるも、金融の事情は國や地方の産業上の關係や、時々の經濟界の狀勢、若くは金融の季節等により相同じからざるものなれば、一概に準備金の割合を定むこと難く、又銀行の側より見るも預金の種類若くは取引先の種類により常に同一たるべきにあらざるものなれば法律を以て之れを規定するも常に必ずしも實際の事情に適するものではない。却つて徒らに銀行を束縛するに過ぎざることもある。されば預金準備金は實際の事情を顧み、時々必要に應じて増減せしむるが爲め之れを銀行經營者の經驗と知識とに待ちて決定せしむるの外はない。而して銀行經營者は預金準備金は利子を生ぜざる資金で、準備金多ければ多きだけ其れだけ銀行の利益を削減するものなれども準備金は銀行の安全を計り其の信用を増進せしむるものなるが故に可成十分に之を貯へ、傍ら資金の運用に注意し、其の固定を避けなければならぬ。

預金準備金の保管制度に集中制度(One reserve system)と分散制度(Many reserve system)との二がある。分散制度とは各銀行互に其の準備金を自ら保管するを云ひ、米國並に形式上我が國に行はれる。之れに反して集中制度とは其の準備金を凡て最も信用高き銀行に保管せしめ、準備金を一箇所に集中するを云ひ、英國に行はれ、同國に於ては全國の準備金悉く英國銀行に集まるの

である。此の兩制度は孰れも各得失長短がある。集中制度は各銀行に於て少しく多額の預金拂戻の要求を受くるも、一々中央銀行に其の資金を仰がねばならず、些細なる取付も直ちに中央銀行に其の影響を及ぼす不便あれども、準備金を一箇所に集中するが故に、準備金の總額は比較的少額にして足り、其餘は之を他に使用し、資金の效用を大ならしむることが出来る。之に反して分散制度は各銀行自ら其の準備金を手許に有して比較的資金の餘裕を生ずれども、一國に於ける準備金の總額は比較的大となるべく、而も個々の銀行の準備金は凡て小額にして信用を繋ぐに十分なるの惧れがある。されば此の兩制度の孰れか一方にのみ依頼することは不利益で、金融界の趨勢は常に集中制度に偏するの傾向を有するものなれば、一方に集中制度を有するも尙ほ各銀行をして互に自ら十分なる準備金を有せしむるに努めなければならぬ。

然るに若し金融界動亂し恐慌起りて人心恐怖の念に襲はれんか。信用は地に墜ち人々互に自己の債務を辨濟するが爲め成るべく多くの資金を得んと欲し、銀行に對する取付は甚だ急を告ぐるに至る。斯る際に於ては銀行は其の預金全部に相當する準備金を有するにあらざれば到底絶對確實なりとは云へない。而も之れ到底望むべからざること、銀行は預金の一部分のみを準備とするに過ぎざれば、經濟恐慌起るに至らば銀行は種種なる手段方法を講じて其の資金を調達せねば

ならぬ。即ち銀行は貸付割引の利子を引上げると同時に、普通銀行は中央銀行に依頼する。中央銀行は國內に於ては、他に依頼すること能はざるが故に、時には外國の中央銀行に援助を求めるところもあるべく、或は制限外紙幣の發行をなし、或は國により兌換に打歩を要求し、或は銀行條例を停止する方法を執る處もある。

我が國に於ては金融逼迫し、或る銀行にして支拂停止をなさざるべからざることとならば多くは日本銀行に依頼すべく、時には一銀行の失敗は其の影響直ちに他の銀行に及び一般金融界を攪亂するの源となるべきが故に、爾余の信用ある銀行是れが爲めに保證の地位に立ち日本銀行より一時の融通を受け其の難關を通過せしむることもある。昭和二年の金融恐慌に於ては日本銀行特別融通法を制定して之を救濟した。

第九章 兌換銀行券の發行

銀行の自由 (Bankfreiheit) 即ち各銀行をして自由に兌換銀行券を發行せしむべしとの問題は嘗て銀行に關する議論の焦點なりしが、今や小數の國々を除けば各國共に凡て兌換銀行券の發行は之れを制限し、國家自ら設立したる銀行か或は一個單獨の大銀行に此の特權を與へ、その他の銀行には一切紙幣を發行せしめず、又縱令歴史上の關係によりて多數の銀行に紙幣を發行せしむる處に在りても、尙ほ中央銀行を設け是れに大部分の兌換銀行券を發行せしめ、他の銀行の兌換銀行券發行は漸次之れを制限し、中央銀行に之れを集中せんとするに至つた。即ち我が國の如き又此の例に漏れず、兌換銀行券の發行は之れを日本銀行に獨占せしめ、唯、臺灣に於て臺灣銀行、朝鮮に於て朝鮮銀行に兌換銀行券を發行せしむるの外、他の銀行には一切兌換銀行券を發行することを許さない。されば兌換銀行券の發行は一般銀行の業務として之れを論ずること能はざるも此の業務たる銀行の業務中最も重要なものの一で其の關係する所甚だ廣く、苟くも金融に關する研究をなし、銀行を理解せんと欲する者は常に深き注意を之に拂はねばならない。依りて以下銀行の受働的業務の第二として兌換銀行券の發行を説明することとする。

第一節 兌換銀行券の意義

史を按ずれば、太古バビロンの銀行、次で伊太利の銀行は支拂の約束證書を出したることがある。之れ恐らくは銀行紙幣の濫觴であらう。されど現今の如き意味に於ける兌換銀行券は千六百五十八年初めて瑞典に、次いで千七百八年蘇格土に於て發行せられたるものを其の始とする。我が國に於ては爲替會社始めて紙幣を發行したること第一章銀行の沿革に於て述べたるが如くである。

此處に兌換銀行券とは如何なるものなるやを示すが爲めに、其の定義を與ふれば兌換銀行券とは之れを發行する銀行が其の所持人に對して其の國の本位貨幣と何時にても兌換することを約する證券であると云ふべきである。兌換銀行券は簡單に兌換券、又は銀行紙幣とも呼ばれる。英語の Bank note 又は Convertible paper currency に相當するものである。但し近年行はるる金本位、一九二五年の英國の通貨及び銀行券條令に於いて制度化された金核本位に於いては本位金貨の自由鑄造は行はず、銀行券の金貨兌換も行はぬのである。従つて此の制度が採らるる限り、其處に發行する銀行券は一定金量の價値を表現するも金貨を兌換することなきものである。只對外的に貨幣

價值を自働的に維持する爲め、此の銀行券を以て一定量の金地金を一定價值を以て賣下げるものであることは貨幣論に於いて既に述べて來た通りである。

兌換券に關する規定は國により常に必ずしも一樣ではない。されど銀行の發行する紙幣は何時にても本位貨幣と兌換せられべきもので、又本質上貨幣なるが故に、多くの國に於ては之れを法貨 (Legal tender) として使用せしめる。我が國に於ては日本銀行條例中、別に同銀行の發行したる兌換券を法貨となすの規定なけれども、兌換銀行券條例第四條に、兌換銀行券は租稅海關稅其他一切の取引に差別なく通用するものとすとの規定あるが故に、此の規定により日本銀行の發行する兌換券は法貨として認めらるるものとする。尙ほ兌換券の意義を一層明瞭ならしむるが爲に兌換券と之れに類似する他の諸證券とを極めて簡單に比較して見れば左の如くである。

一 政府紙幣

政府紙幣は政府の發行する所に係り、兌換せらるるものと然らざるものがある。其の兌換せらるるものは兌換券と頗る相似て共に端數なき金額を有し、全部印刷せられ、貨幣として、流通するものなれども、尙ほ其の重なる相違としては、イ、債務者異なり、一は公の國家なれども他は私の銀行であり、ロ、發行の目的異なり、一は支拂の爲め他は貸付の爲めに發行せられ、ハ、

發行所に戻り來る事情異なり、一は租稅其他國家に對する支拂によりて發行所に戻り來るも、他は兌換又は貸付の返済、手形の支拂によりて發行所に回歸し來る。又不換紙幣は其の兌換せられざる點に於て兌換券と異なるものなれども、若し兌換券にして萬一兌換する能はざることとなり之に強制通用力を與へられんか。兩者は全く同一のものとなる。

二 一覽拂約束手形

約束手形で端數なき金額を有し、正式の裏書なくとも讓渡され、信用高き確實なる銀行に於て支拂はるるものならば兌換券と其の性質上殆んど區別することは出來ない。殊に小額なる一覽拂約束手形は兌換券と同じく流通する。かるが故に我が商法は三十圓以下の一覽拂約束手形の發行は之を禁じて居る。但し手形は要式證券で兌換券と形式上の區別がある。即ち、手形は必ず手形なる文字を示さねばならず、又受取人を指定せざるべからざる等兌換券と全く異なる規定の支配を受ける。

三 小切手

兌換券も小切手も共に銀行の債務を示すもので、殊に小切手にして其の支拂が保證せらるるときは、此の兩者は性質上殆んど之を區別することは出來ない。されど尙ほ多少の區別がある。即

ち **イ**、其の形式異なり、一は全部印刷されるも他は筆若くはペンを以て書かれたる部分があり又小切手は必ず小切手なる文字を示さねばならない。**ロ**、一は支拂の約束なれども他は支拂の命令である。**ハ**、一は支拂の要求に期間の制限なきも、他は十日間の制限あり。**ニ**、一は其の金額に端數なきも、他は往々端數を有する。**ホ**、一は受取を拒むこと能はざるも、他は之を拒むことが出来る。**ヘ**、以上の如き差異あるの結果、一は廣く一般に流通すれども、他は其の流通の範圍が比較的狭い。

兌換券は正貨の使用を節約し、其の紛失、磨滅を防ぎ、資本を有効に使用せしめ、兼ねて通貨の流通に伸縮力を與ふるの効力がある。

第二節 兌換銀行券發行の方法

兌換銀行券は何時にても本位貨幣と兌換せらるるを其の本體とし、法貨として廣く一般に流通するものである。然れば、若し兌換銀行券にして其の兌換滯滞するか或は兌換不能に陥るときは之れ不換紙幣となるもので一國の信用を攪亂して國民經濟上甚だ重大な惡影響を生ずるものである。之を以て兌換銀行券は常に兌換せらるることに注意せねばならない。是れ兌換銀行券の發行

に關しては、各國共に種々なる制限を設け其の準備に關しても種々なる規定を置き兌換の確實を計る所以である。而して此の制限並に規定は即ち兌換券發行の方法たるもので之れには種々なる制度がある。以下之れを説明しやう。

一 最多額制限法

此の制度は銀行の發行し得べき兌換銀行券の最多額を一定するものである。而して其の發行したる兌換券に對する準備に關しては一に之れを銀行の自由に定むる所に放任する。

此の方法は兌換券發行の最多額を一定し、如何なる場合に於ても其れ以上の發行を許さざるものなるが故に兌換券の濫發は之を防ぐことが出来る。されど **イ**、通貨の伸縮は到底之れを望むことが困難である。即ち金融の狀況にして特に兌換券の増發を必要とする場合ありても其の際既に其の發行の極度迄發行せられたらんには其れ以上増發することが出来ない。従ふて兌換券を増發して金融の逼迫を救ふこと困難で、經濟恐慌の際に於ては中央銀行は其の職能を盡すこと容易でなく、經濟上却て有害なる結果を生ずる惧がある。若し又斯る不幸なる結果を生ぜしめざらんとして、銀行の發行し得べき兌換券の最大額を更らに増加することとなさば一旦定めたる最大額の規定は其の意義を失ふこととなる。**ロ**、此の制度は兌換券發行に對する準備金殊に正貨準備も

一に之れを銀行に放任するものなれば、之れに對して常に適當なる割合の正貨準備が保たるべき保證がない。ハ、最多額を制限するは自ら其の中に正貨を準備として發行せらるる兌換券をも含むものなるが、正貨を準備として發行せらるる兌換券は正貨よりも便利で且つ確實なるものなれば、之れが流通を制限するの理由はない。ニ、最多額は其の標準を定むること困難で或は多きに失し、或は少きに失する虞れがある。

此の制度は世界大戦争前迄佛國に行はれたれども、一九二八年之れを改正して比例準備法を行ふこととした。而も此の制度が佛國に於て行はれし間は比較的良好なる成績を納めた。之れ佛蘭西銀行は其の發行したる兌換券に對して常に巨大なる正貨準備を有し、巧に此の制度を運用したるに依るのである。

二 比例準備制限法

此の制度は兌換券發行の總額に對して常に或る一定の割合の正貨準備を有せしむるものである。従ふて此の制度は兌換券と其の準備たる正貨との間に常に一定の割合を維持せしめ、而も其の一定の割合は兌換券の兌換をして確實ならしむることを得べき程度に其の準備を置くものなれば兌換券の兌換は之によりて大に安固ならしむることを得るものである。然れども尙ほ此の制度は其

の運用を誤らば種々なる缺點と弊害とを生ずるものである。今其の重なるものを掲ぐれば左の如くである。

A 比例を定むること困難である。

兌換券と正貨との割合は之れを幾何に定むべきや。素より之れを定むるに絶對的學理上の標準はなく、之れを過去の經驗に鑑みるの外はない。之れを以て若し其の標準を誤り其の比例過小に失せんか、兌換の基礎をして鞏固ならしむること能はず、若し又之れに反して準備の割合大に失せんか、徒らに有用の資金を死藏せしむるに至るの虞れがある。

B 通貨の伸縮力を失はしむる。

比例準備制限法は兌換券の發行額が其の比例の極度に達するときは、最早兌換券を増發することを許されない。之れを以て金融界動亂し兌換券を増發せしめざるべからざる必要がある場合に於ても、兌換券が其の際既に比例の制限に達する迄發行せられ居たらんには最早之を發行すること能はず金融界をして益々動亂せしむるに至る惧がある。

C 正貨減少する場合には著しく兌換券の回収を行はねばならない。

譬へば今若し何等かの事情によりて正貨準備減少することありとせよ。斯る場合には兌換券を

其の比例に相當するだけ回収せねばならない。然るに其の比例に相當するだけ兌換券を回収せんとせば其の回収額や之を正貨の減少に比すれば遙かに多額となる。

されど此等の此の制度の欠點は、兌換券を比例の極度迄發行したる場合を想像しての論議である。比例準備制限法も之れを巧に運用せば此等の欠點を除くことを得べく又兌換券は其の正貨準備を最も重要とするものなれば兌換券の本質上、比例準備は最も合理的のものである。従ふて世界の兌換券發行の方法は比例準備制限法が最も多數である。

米國の聯邦準備銀行法は此の制度を採用し、且つ之を改善し、加ふるに一種の制限外發行の制度を折衷したるものである。即ち正貨準備は之れを實際兌換券流通額の四割と定め、唯、時と場合の必要により之れを四割以下に低下することを許した。之れ制限外發行である。但し制限外發行は之に何等の制限を加へざる時は、兌換券は此の點より徒らに濫發せられ、經濟界を紊亂することとなるが故に制限外發行に對しては租税を支拂はしめる。即ち正貨準備四割以下に降下する時は銀行は四割以下三割二分五厘に至る迄の不足額に對し年一分の租税を支拂ひ、正貨準備更に低下して三割二分五厘以下に降るときは二分五厘毎に其の不足額に對して、一分五厘の租税を支拂はしむることとする。尙ほ制限外發行は最初は三十日間之を許すもので三十日間を經過するも

尙ほ制限外發行を繼續すべき必要あるときは更らに十五日間宛の期限を以て之れを許可する。

獨逸、佛蘭西は最近に、其他多數の諸國は夙に此の制度を採用して居る。比例の最も多くは三分の一である。

三 保證準備發行額直接制限法

保證準備即ち有價證券を準備として發行し得べき兌換券の總額を直接に一定し其れ以上の發行をなさんとせば必ず其れに相當する正貨準備を有すべきものとする制度である。時に又定額以上準備法或は一部準備法とも稱せられる。而して此の保證準備を以て發行する兌換券の金額は其の國に於て必要なりとする紙幣の最少額を以て標準とする。之れ其れだけの紙幣は如何なる場合たるを問はず其の國民經濟に於て必要とし必ず流通するものなれば正貨と兌換せらるる虞れなく之れに對しては正貨を準備とするの必要なしと云ふに基くものである。

此の制度は或る程度までは正貨準備なくして、兌換券を發行することを得せしめ其れ以上の發行に對しては、正貨を準備せしめ、之れによりて通貨の伸縮を計らんとするにあれども、保證準備發行額、既に達して而も尙ほ正貨を得るに困難なる際に其れ以上の通貨の必要あらば、銀行は急卒に兌換券を増發して其の急を救ふこと難く、従ふて金融界の困難を救濟すること能はず、爲

めに一般財界をして非常なる窮境に陥らしむるの缺點がある。

千八百四十四年制定せられ、一九二五年に其の一部分改正せられたるも今尙ほ英蘭銀行並に蘇格士銀行の兌換券の發行を規定する英國のロバート・ビール銀行條例は此の制度を採用するものである。ロバート・ビール銀行條例は所謂通貨主義 (Currency Principle) に基き制定せられたるもので、通貨主義は兌換券の發行は國家の特權なりとすると同時にヒューム並にリカードの特に重きを置きたる貨幣數量説に立脚するものである。其の主意とする所は若し一國に於て正貨のみ流通する場合に通貨の分量過多に失せんか、物價は騰貴し、輸入は増して輸出は減じ、外國爲替は自國に逆となり、正貨海外に流出して終には國內の通貨を減少せしむべく、若し又之に反して通貨少なきに失せんか、右と全く反對の作用を若起して終には通貨を増加し、之れに依りて以て通貨の伸縮を自由ならしむるものである。而して之れ甚だ望まじきことである。然れば縱令正貨よりも便利にして且つ費用の少なき兌換券を發行するにしても、正貨のみ流通する此の状態は之れを維持し、兌換券は單に兌換せらるるのみならず正貨流入するときは之れを増發し、正貨流出するときは之を回收せしめねばならない。然らざれば正貨海外に流出して兌換券之れに代はり、通貨膨脹して物貨の騰貴を促し、終には紙幣の亂發となり經濟界を紊亂するに至る。無制限なる

兌換券の發行は凡ての弊害の源泉となるものなれば宜しく之れが發行を制限し、或る程度以上の兌換券の發行は必ず之れに相當する正貨を準備となさしめねばならぬと云ふにある。當時此の主義を奉じたるものはオーバーストン、ノーマン等を其の重なるものとした。

然るに當時通貨主義に反對する一派があつた。ツック、フライトン、ウィルソン等その重なるもので、此等一派の主張する所を銀行主義 (Banking principle) と名づけた。銀行主義とは先づ貨幣の價値は其の需要によると云ふので兌換券は濫りに増發せらるるものではない。縱令其の必要以上に濫發せらるることあるも、必要なものは何人も自ら之れを保有せず銀行に預け入れる。之れを以て兌換券は需要あらば發行せられ需要なければ回收せらるるものである。従つて兌換券の發行は直ちに通貨の膨脹を促すものではない。通貨の膨脹は寧ろ却つて物價騰貴並に投機流行の結果である。かるが故に兌換券は其の發行を制限する必要なく、又縱令之を制限するも兌換券と同様の效力ある他の信用の制限をなさざれば其の效力は無いと云ふにあつた。

此の兩主義は互に眞理を有すれども、又共に誤謬を含むものである。即ち銀行主義の人々は兌換券の發行は之れに何等の制限を加ふるの必要なく、又之れを監督する必要もなしと云へど、兌換券は平常の際に於ては或は濫發せらるることなきも、物價騰貴し投機熱盛んに起るに至らば、

濫發せらるるの恐れがあり、又銀行史も其の濫發せられたるを證明して居る。次に通貨主義の人は唯兌換券の發行に重きを置き、正貨と兌換券のみを以て通貨となし、之れを同一視して他に預金あるを忘れ、小切手、手形、振替、手形交換等の存在を看過し、兌換券の發行に餘りに嚴重なる制限をなさんとした。之れが爲めに其の後の經驗が明白に之を示したるが如く、種々なる金融上の困難を醸した。

然るに此の兩主義論争の結果は終に通貨主義の勝利となり、此の主義に基きたるロバート・ピール銀行條例は終に制定せられ、效力を有することとなつた。茲に於て、此の銀行條例は **イ**、英蘭銀行を發行部と銀行部とに區別し、兌換券の發行は獨り發行部をして之れを司らしめ **ロ**、保證準備による兌換券の發行額は之れを一四〇〇萬磅と定め、其れ以上兌換券の發行をなさんとするれば、必ず是れに對して全額の正貨準備を有せしめ **ハ**、新たに他の銀行に兌換券の發行を許さず、唯既にイングランド並にウェールズに於て其の當時まで兌換券を發行したる銀行に對しては、一八四四年四月二十七日に先立つ十二週間平均の發行額を以て當該銀行兌換券發行の最大額となし、其の制限の下に於て兌換券を發行せしめ、若し斯る銀行にして其の特權を拋棄するときは、其の發行額の三分の二に相當する額を英蘭銀行の保證準備發行額に加ふることとした。

英國に於ける兌換券發行の根本は概要以上の如くである。此の制度は右既に述べたる缺點短所を有し、其の作用並に其の影響、必ずしも善良なりと云ふことを得ない。即ち此の條例制定後三年英國に恐慌あり、經濟界は英蘭銀行に援助を求むること急なりしも、同銀行は此の條例に束縛せられ自由に貸出をなすこと能はず、恐慌は此の銀行條例あるが爲め却つて益々甚しきを告げ、終に救ふべからざるに至つた。茲に於て此の條例を停止し、制限外兌換券の發行を許可することにした。之れを銀行條例の停止と云ふのである。されど此の停止は其の實、銀行條例を破るもので其の責任重大なれば政府は後に至りて必ず議會に責任解除を求めを例とする。一八五七年並に一八六六年にも亦同様の事があつた。然れど一八六六年以後英國にも屢々經濟恐慌あり殊に世界大戦争は財界に甚大なる影響を興へしも、再び銀行條例を停止することがない。而して一九二五年英國は此の法規を改正し紙幣の發行額は戰時中發行されたる政府紙幣即ち一磅並に十志の紙幣を合併し一九七五萬磅と定め金貨との兌換を廢止し、金を賣出す方法に改めた。但し一九三一年金本位を離脱した。

四 保證準備發行額間接制限法

此の制度は保證準備を以て發行し得べき兌換券の總額は豫め之を制限し其れ以上の發行を爲さ

んとせば之れに對して正貨準備を備へざるべからざることとなすも、若し租税を支拂ふときは制限以上の發行を爲すことを許し、保證準備による發行額を間接に制限するのを云ふのである。此の制度は普通に届伸法と稱せられる。

此の制度は右第三に就て述べたる制度の缺點を補はんが爲めに千八百七十五年初めて獨逸帝國銀行に採用せられたるもので、保證準備による兌換券の發行額は豫め之れを一定するも、必要な場合には制限以上の増發をなすことを許し、通貨の伸縮を計らんとするものである。而して制限以上の發行をなすときは之れを制限外發行と稱し、制限以内なるときは發行餘力ありと云ふのである。然るに若し此の制限外發行を濫りにせしむるときには通貨の膨脹を促し、物價を騰貴せしめ投機熱の流行となり、種々なる弊害を伴ふが故に制限外發行の兌換券に對しては之れを抑制する爲めに租税を支拂はしめる。然るときは銀行は租税を支拂ふが爲めに其の損失を償はんと欲して利子歩合を引上ぐべく、其の結果一方に企業熱を抑へ他方に兌換券を早く發行所たる銀行に歸來せしむることとなると云ふのである。

此處に於て世上或は此の制度を以て完全無缺なるが如くに思惟し、最良の制度なりとするもの少なからざれど、此の制度には又種々考慮すべく改善せざるべからざる缺點短所あるを知らな

ればならない。現に我が國に於ても此の制度は、右に述べたるが如くには運用されて居らないのである。

此の制度は明治二十一年我が兌換券銀行條例を定むるの際、獨逸の制度を斟酌して、我が國に採用せられた。即ち右條例に従へば我が國に於ては保證準備を以て發行し得べき兌換券の總額は最初七千萬圓と定められしも、明治二十五年には千五百萬圓、明治三十二年には三千五百萬圓を増加せられて一億二千萬圓に達し、更らに昭和七年七月一日より一躍八億八千萬圓を増加して十億圓となし、保證準備たるべきものは政府發行の公債證書、大藏省證券、其他確實なる證券又は商業手形に限られて居る。而して十億圓以上の兌換券を發行せんとすれば正貨準備を有せねばならない。正貨準備は最初銀なりしも、我が國の貨幣制度が明治三十年改正せられ、銀本位より金本位となりしが故に正貨準備又當然金貨若くは金地金となつた。其の額には素より制限はない。又此の正貨準備と十億圓の保證準備とを合せたるもの以上に兌換券を發行すれば之れを制限外發行と云ふのである。制限外發行は我が國に於ては無制限なるも、制限外發行をなす場合には銀行は其れと同額の保證準備を置くは勿論、大藏大臣の許可を得なければならぬ。大藏大臣は之れに許可を與ふるの權能を有し且つ制限外發行に對しては一箇年三分を下らざる發行税を課する。

之れ斯る手段によりて兌換券の回収を迅速ならしめんとするのである。但し我國の金利は未だ比較的-highが故に日本銀行は税を拂ふも尙ほ利益を擧ぐることを得べく、斯くては課税の目的は之れを達すること困難である。更らに實例を掲げて右の關係を説明せば、茲に日本銀行は四億圓の正貨準備を有して十五億の紙幣を發行したりとせよ。十五億圓より四億圓を差引きたる殘額十一億圓は保證準備によりて發行せらるる紙幣である。然るに日本銀行は保證準備を以て發行し得る紙幣の最大額は之れを十億圓に限らるるが故に右の内一億圓は制限外發行である。銀行は之れに對して年三分以上の租税を國庫に納めなければならぬ。若し又右の場合、日本銀行の保有する正貨準備六億圓ならんか。日本銀行は總額十六億圓まで兌換券を發行することを得る。然るに銀行は總額十五億圓の兌換券より發行し居らざるが故に尙ほ一億圓は發行し得るの餘裕を有するのである。之れを發行餘力と稱する。

五 對資本額制限法

此の制度は銀行の資本金を標準として兌換券の發行を制限せんとするものである。而して此の制度には單に資本金額を標準とする單純なるものもあれば、又他の方法を折衷するものもある。然れど概して之を云はば、此の制度は適當なるものではない。其の故如何となれば如何なる方法

たるを問はず、若し銀行の資金にして固定せらるるときは、此の制度に於ては準備金の規定不完全なるが故に、兌換券に最も必要なる兌換を確實にすること能はず、又兌換券發行額の制限、餘りに機械的で平素既に銀行の資金はそれ／＼使用され、兌換券亦其の制限に達するまで發行せられて尙ほ一旦金融上兌換券を増發して其の困難を救濟せざるべからざることあるも、其の目的を達すること困難で、經濟恐慌も終に之れを救濟する能はざることとなるが故である。

又、米國の國立銀行 (National banks) に於て行はるるが如き、資本金を標準として兌換券を發行せしむるの外、兌換券の保證として國債證券を政府に預託せしむる制度も亦必ずしも兌換券の兌換確實なりと云ふことは出來ない。何となれば斯る制度に於ては、兌換券の發行額は公債時價に依りて大に影響せられ又平常金融界平穩無事なる日に於ては公債證券は之れを賣却することを得べく、之によりて兌換券を發行し得べきも、其の證券賣却の爲めには多少の時日を必要とし、特に金融界混亂せる日に於ては公債證券も之を買入れんとするものなく、銀行は之れを賣却せんと欲するも其の目的を達すること難く、兌換券に最も必要なる要求次第に兌換すと云ふ條件を守ること能はざるに至る虞があるからである。

之れ米國が最近に至るまで此の制度を採用したるにも拘らず、終に之れを改正し聯邦準備銀行

を設立するに至つた所以であらう。然るにも拘らず、此の制度は今尚ほ加奈太に行はれ、同國に於ては米國と異なり、比較的良好なる成績を示しつつある。之れ主として其の運用の方法宜しきによるのである。即ち加奈太に於ては銀行は國債證書を預託する必要なきが故に、其の時價動搖の影響を受くること之なき上に、銀行は其の制限の極度迄兌換券を發行するものなく、平素常に發行の餘裕を存し、若し又或る銀行にして制限の極度迄兌換券を發行し金融界混亂したる際、大に困難に陥るものもあるも、銀行相互援助し尚ほ發行の餘裕を有する銀行より之に融通を與へ其の發行に伸縮力を有せしむるが故である。

第三節 兌換券の券面金額

兌換券の券面金額は其の流通期間の長短に重大なる關係がある。若し券面金額小なるときは、一般の小取引に使用せられ、社會の比較的下層に流通するが故に、其の發行所に歸來するには久しき時間を要し、若し之れに反して其の券面金額大なるときは、斯る兌換券は大取引にのみ使用せられ、之れを受取る者は比較的大なる注意を之に拂ひ、其の流通の範圍狭くして發行所に歸來することが速かである。されば兌換券の發行は之れを制限せんとせば其の券面金額を大にすべく

又社會に全く政府紙幣流通すること之れなければ、稍之れを小にすることを得べく、若し兌換券を變じて不換紙幣となし廣く之れを社會に流通せしめんとせば其の券面金額は成るべく之れを小にすることを要すべく、若し又社會に多數の發行銀行存在するときは、其の統一を計るが爲め紙幣の最小金額は之を一定しなければならぬ。

我が國の兌換銀行券は一圓、五圓、十圓、二十圓、五十圓、百圓、二百圓の七種とし、各種兌換券の發行高は大藏大臣之れを定むるの規定である。今日まで五十圓の兌換券は實際上未だ嘗て發行したることがない。英國に於ては最近まで五磅以下の兌換券なかりしも一九二八年より十志と一磅を發行することとなり、又英蘭銀行は一度發行して社會に出で再び銀行に歸來したる紙幣は再び使用しない。加奈太、米國に於ては最小の兌換銀行券は五弗なれども、米國に於ては千九百年以來五弗の兌換券は全發行額の三分の一以上たるを許されず又別に一弗の政府紙幣がある。獨逸に於ては其の初め最小の兌換券は百馬克なりしが、千九百六年帝國銀行は獨り五十並に二十馬克の兌換券を發行することを得ることとなり、他に一億二千萬馬克まで發行したる十馬克並に五馬克の政府紙幣があつた。スカンデナヴィヤ諸國に於ては五クローンの兌換券を發行した。

今右の例によりて之れを見るときは、我が國には政府紙幣之なきが故に、比較的小額の兌換券

を發行し得るの理である。従ふて其の最小額は僅かに一圓で、恐らく世界中最小なるものの部類に屬する。而して此の一圓紙幣は法貨なれども我國の本位貨幣の最小なるものは五圓で一圓なる金貨なければ、斯る兌換券は直ちに之れを本位貨幣と兌換することは出来ない。漸く五枚を以て始めて兌換を要求し得るのである。之れを以て我が政府は嘗て新貨幣法實施のとき補助貨幣を増發して漸次一圓紙幣に代へんと欲せしも、補助貨の最大なるものは五十錢で五圓以下の兌換券は之れを發行せんとするときは五圓以下の取引は凡て悉く此の五十錢銀貨を使用せねばならず之れ甚だ不便なるが故に當時、有力なる反對あり、政府も終に其の當初の主旨を貫徹すること能はざるに至つた。斯くして我國には主として紙幣流通し、國民も亦紙幣を好むが故に金貨を使用せず我が國は金貨國なるにも拘らず、金貨の流通せざる所以であるのである。

第十章 債券の發行

第一節 債券の意義

債券とは金錢借入の債務を表示する流通證券の一種である。而して此處に謂ふ所の債券は銀行の發行するものに限るものなれども、普通の商業銀行は凡て短期信用に關する業務を主として營むものなれば、債券は之れを發行するものではない。此の債券を發行する銀行は主として長期信用に關する業務を行ふ不動産銀行若くは時により不動産銀行に於て之れを見るのである。然れば、債券は斯る長期信用の金融機關に對する特權で且つ極めて重要な關係を有するものである。

抑々、不動産銀行若くは動産銀行は何故に債券を發行するものなりやと云ふに、國民經濟社會に於ける種々なる階級は其の資金運轉の方法に遅緩なるものと迅速なるものとあるに基くのである。即ち商人は其の仕入たる商品の轉賣により、商品仕入の爲めに放下したる資金を回收し、其の轉賣は昨日買入れたるものを今日直ちに賣却することを得べく、普通其の資金回收の期間は甚だ短かきが常である。工業家は其の製造品の販賣により原料並に賃銀に費せし資金を回收するこ

とを得べきも、原料に加工するには多少の期間を必要とし、其他に機械の買入、工場の設備に少からざる資金を要し、此等の資金は迅速に回収されるものではない。更らに農業者に至りては其の收穫によりて種子、肥料、並に賃銀に支拂ひたる資金を回収せざるべからざるも、其の收穫は年僅かに一回で而も灌漑、排水、其の他土地の改良の爲めに支出せられたる費用は容易に回歸せず、年々僅少なる收穫増加となりて久しきに亘りて回収せらるるに過ぎない。かるが故に若し此等の必要なる資金を信用によりて融通するものとせば其の信用は勢ひ長期でなければならぬ。而も此等長期の資金を要するものも、若し其の利子歩合にして餘りに高からば收支相償はず、農業の如き比較的利益の少なきものは特に長期にして且つ低利なる資金の融通を必要とする。然るに普通一般の銀行は比較的資金運轉の速なる商人並に工業家を取引先とし、主として短期信用の預金を取扱ひ、農業者並に工業家に必要な長期にして且つ低利なる資金は之を融通するものではない。之れを以て茲に特殊金融機關の必要を生じ、不動産銀行或は動産銀行を起さざるべからざるに至るのである。此等の銀行に發行せしむるもの之れ即ち債券で銀行は之れによりて資金を集め之れを多少長期の信用により貸付くるのである。

第二節 不動産銀行の債券

不動産銀行は其の始め佛蘭西に於て設立せられたるもので之れを *Credit foncier* と云ひ、獨逸に於ては之れを *Hypothek Bank* と云ふて居る。共に株式組織のものである。組合組織のものにはフリードリヒ大王が設立せしめられたる *Landschaft* あり *Landeskreditkassen* がある。此等は凡て債券 *Pfandbrief* 又は *Depenture* を發行する。我が國に於ては日本勸業銀行、農工銀行、北海道拓殖銀行並に朝鮮殖産銀行がある。又共に債券を發行する。

此の我が國の債券は勸業銀行に於ては年賦償還貸付金總高及其の引受けたる農工債券現在高を超過せざる範圍に於ては、其の拂込資本金額の十五倍まで發行することを得べく、農工銀行に於ては、年賦償還貸付金總高より、年賦償還貸付金の債權及其の擔保たる抵當權を擔保として日本勸業銀行より、年賦償却の方法に依り借入れたるものを控除したる金額を超過せざる範圍に於て其の拂込資本金額の十倍まで發行することを得べく、拓殖銀行にありては年賦償還の方法により不動産を抵當として貸付たる總金高を超過せざる範圍に於て、拂込資本金額の之又十倍まで發行することを得せしむる。

日本勸業銀行の發行する勸業債券並に農工銀行の發行する農工債券は共に其の券面金額十圓以上たるを要し、拓殖銀行の發行する拓殖債券は二十圓以上たるを要する。債券は凡て特別に請求あるにあらざれば普通無記名式である。又勸業債券は券面金額に對して單に利子を支拂ふのみならず割増金を附與することが出来る。従ふて普通債券なるにはあらずして割増付債券である。即ち勸業銀行は毎年二回定期に利子を支拂ふの外に、少なくとも年賦償還貸付金及び其の引受けたる農工債券の償還高に應じ、毎年二回以上抽籤によりて、其の債券を償還することを要し、之れに割増金を附することを得るのである。

債券の發行方法にも **イ、額面發行法** **ロ、額面以上發行法** **ハ、額面以下發行法**あること公債其他一般社債株式の發行に於けると異なるところはない。我が國の勸業債券は割増付なるが故に多少、人の射倖心を刺戟し、債券の發行價格を其の然らざるものよりも比較的高き割合を保たしむることが出来る。但し濫りに射倖心を激發し、投機心を獎勵するは之れ大に戒しめなければならぬことである。

債券は普通株式會社に於ては商法の規定する所により拂込資本額を超過して發行することを許されないにも拘らず不動産銀行は特別法の規定によりて、商法に拘束せらるることなく、拂込資

本金額の或は十倍或は十五倍までを發行することを許される。之れ明らかに特權である。其他我が國に於ては日本勸業銀行は割増付債券を發行することを許されたるが如き、農工銀行は地方廳の所有する其の株式に對して配當を免ぜられたるが如き、殊に預金部より低利資金を融通せられたるが如き、之れ皆な不動産銀行の受くる特權及び保護である。而して此等の特權や保護やは何故に與へらるるものなりやと云ふに之れ不動産銀行は長期貸付を低利を以てなすが故に外ならぬ。されば此當の銀行は其の最も重なる業務として、勸業銀行は五十箇年以内、農工銀行、拓殖銀行は三十箇年以内に於て年賦償還の方法を以て不動産を抵當として貸付を營むものである。

抵當物の評價を確實にして、債券の發行其の宜しきを得んか、債券は有價證券中、公債に次ぎ最も確實なるものである。されば歐洲の諸國に於ては、不動産銀行の債券は政府發行の公債證書と殆ど其の信用を均しくし、學者は斯る債券の利率を以て一般其の國の標準利率と看做し、資本家亦喜んで斯る債券に放資する。而して普通銀行は、本來自ら直接に長期の信用を以て其の資金を融通すること能はざるものなれども確實なる債券に對しては之れを擔保とし貸付をすることが出来る。従て債券は普通銀行に對しては放資の一方法を供し、不動産銀行に對しては資金吸集の上に至大なる便宜を與ふるものである。此の便宜は普通銀行が之れに資金を貸與するによりて一

層増大なる。

第三節 動産銀行の債券

不動産銀行は以上述べたるが如く、凡て債券を發行するが普通なれども、動産銀行には債券を發行するものと、發行せざるものがある。白耳義、埃太利、佛蘭西の動産銀行は債券を發行するも、其他の諸國の動産銀行は債券を發行せざるものが多い。而して之れを全體より云ふときは動産銀行にして債券を發行するものは寧ろ比較的少數に屬するものである。

動産銀行は *Credit Mobilier* と稱せらるるもので、其の初め白耳義に於て設立せられ、次で佛國巴里に於て *Péreire* 兄弟によりて設立せられしものが最も著名である。歐洲に於ては、動産銀行は普通の銀行業を營むと同時に、其の重なる業務として會社の設立を企てて、株式を賣買し、會社の合併を引受け、或は個人經營の事業を株式會社とし、各種の債券を引受け、又特殊の事業に資本を注入し其の事業と密接なる關係を維持し、主として多少の投機的分子を含む諸業に従事するものである。然れば動産銀行は多く投機的性質を帶び普通投機銀行（*Spekulationenbank*）と稱せられる。所謂大陸式銀行は多く此の種の銀行に屬するものである。

斯く動産銀行は投機に關係し甚だ危険なる業務に従事するものなるが故に其の經營宜しきを得ざる時は往々にして失敗に陥ることがある。歐洲の諸國にありてもペレールによりて設立せられたるものを始めとし、動産銀行の破産に瀕し、困難に遭遇したるもの擧げて數ふるに遑がない爲めに經濟界に悪影響を及ぼしたること決して少々ではない。然れば斯種の銀行は其の營業資金を主として其の自己資本に依頼すべく、當座其他の預金の如き、他人の資金に餘りに重きを置くべきものではない。又債券を發行するも斯る債券は不動産銀行の債券に比較すれば劣るとも優ることなく、少なくとも確實の點に於て大に遜じがある。されば債券を發行するも良好なる成績を擧ぐることは甚だ困難である。

然るに動産銀行にして、債券を發行するものは、其の債券の確實なる理由として株式の如きは本來其の價格の動搖常なきもので甚だ危険なれども、若し多くの種類の株式を所有するときは、一方に其の價格下落して損失を蒙るものもあるも、他方には其の價格騰貴するものもあり、彼是れ互に相差引せられ、之れを全體として見るときは、恰も保險の作用によりて、危険は分配せられ決して危険にして不安心であるのみ云ふことは出來ない。動産銀行の債券は多くの株式を擔保として發行せらるるものなるが故に右の理法によりて安全且確實なるものなりと云はれて居る。

如何にも多くの株式を擔保として債券を發行すれば其の債券は株式よりも一層確實なるものとなり、保險に附すると同一の効果を納め得ざる譯にも非ざれど、株式は公債と異なり、成效並に永續の見込必ずしも確然たらざる事業會社によりて發行せられ、其の價格の動搖、常に甚だ著しきものである。かるが故に其の評價は之れを極めて正確にすること困難で又其の株式より生ずる利益にありても比較的僅少の差を生ぜんか、寸毫の差千里の差を生じ斯る株式を擔保として債券を發行する銀行の利益を變じて損失となすことあり、動産銀行の債券は不動産銀行の不動産を擔保として發行する債券に比較すれば、危険は大きく且つ確實の點に於て大に劣るものなりと云はなければならぬ。

我が國の日本興業銀行は歐洲に於ける動産銀行の制度を斟酌して設立せられたるものなるも、此の銀行は以上述べたるが如き動産銀行と稍々其の性質を異にして居る。即ち我が國の興業銀行は歐洲諸國に於ける動産銀行の危険多く且つ失敗を重ねたる經驗に鑑み、株式賣買の如き投機的で且つ危険なる業務は一切之れを營むことを禁じ、以て相成るべく之れを確實なる銀行たらしめんとするに努めた。然れば其の後興業銀行法の改正ありて多少其の營業の範圍を擴張せしめたるも尙ほ全く動産銀行と全然同一視すべきものではない。

日本興業銀行の營業範圍は **第一**、國債證券、地方債證券、社債券又は株券を質とする貸付、**第二**、工場に屬する敷地又は建物、並に市制施行地及び勅令を以て指定する市街地に存在する宅地又は建物を擔保とする當座貸付又は定期貸付、但し斯る貸付金總高は拂込資本金額の二分の一を超過することを許さない。**第三**、預り金及び保護預り **第四**、地方債證券、社債券及株券に關する信託の業務並に **第五**、若し營業上餘裕金あるときは國債證券、地方債證券、社債券、株券及地金銀を買入るることを得る等である。

是によりて之れを觀れば、日本興業銀行は株券は之れを擔保として貸付をなすことを得べく唯營業上餘裕金あるときに限り、之れが買入をなすことを許さるるも株券の賣買は一切之れを許されない。従ふて此の點に於て日本興業銀行は動産銀行と異り、公債社債の信託並に此等を擔保とする貸付に重きを置くの點に於て普通銀行並に其の他の特殊銀行と異なるものである。而して我が國は國際經濟上未だ海外放資をなすの域に達せず、尙ほ専ら外資輸入をなしつつあるの國なるが故に、日本興業銀行は一時大に外資輸入の機關となり其の衝に當つた。

最後に興業銀行は三十個年以内に抽籤を以て償還すべき券面金額五十圓以上の債券を發行するの特權を與へられ、其の債券は拂込資本金額の十倍に達することを許されて居る。但し貸付金現

在高及其の所有に係る地方債證券、社債券、株券、手形、地金銀現在高を超過することを許されない。此の最後の規定は興業銀行の發行する債券を確實ならしめんとするの主意に出たるもので、動産銀行の唯株券を擔保となすものと多少異なり、比較的確實なるものなりと云ふことが出来る。

第十一章 割引

第一節 割引の意義

割引 (Discount, Diskont) とは手形の未だ支拂期日に至らざるものを銀行が其の取引の日より手形の満期日に至るまでの利子を差引き其の代價を其の所有者に支拂ひ裏書によりて手形を譲受くるを云ふのである。されば割引は銀行が未だ支拂期日に至らざる手形を買入るものなるに外ならない。利息は日歩を以て計算せられ、銀行が手形を買入れたるとき前以て控除せられる。之れを割引料と云ふのである。又一旦割引せられたる手形が更らに割引せらるるときは之れを再割引 (Rediscount) と云ふのである。

割引は銀行の能働的業務中最も重要なもので、又最も適當なる収益の方法であると云ふことが出来る。其の理由は **第一**、割引は銀行の資金を固定することがない。即ち割引は大抵九十日以内に支拂はるるもの多く、従ふて其の期間短かく、又割引は貸付の如く期限の到來する迄其の資金を回収し得ざるものと異なり、一時資金の必要を感ずるときは一旦割引したる手形も更らに

之れを再割引することを得べく、殊に割引の期間は本来短きが故に若し銀行にして平素、割引の期限を適當に按配し置き、一旦資金の必要を感ずるとき、新なる手形の割引を手控ふることせば資金は手形の支拂により自ら回収せらるることとなる。然れば割引は要求拂の預金を有する銀行に對して最も適當なる業務なりと云はなければならぬ。第二、割引は確實なる放資の方法である。即ち割引は手形によりて行はれ、手形上の債權は特別なる商法の規定によりて保護せられ手形の支拂人其の支拂を拒むも裏書人代りて其の責を負ふべく、又手形の不渡は非常なる不信用を招くものなれば其の支拂比較的確實にして手形所有者が資金を失ふが如き危険は比較的に少ない。且つ手形は支拂期日すれば必ず手形面の金額全部支拂はれ、公債其の他有價證券の如く金融緩慢なるとき其の價格騰貴し、金融逼迫のとき下落するが如きことがない。

割引の効用は資金の運轉を敏活にし、生産の擴張を促し、資金の效用をして大ならしむるにある。即ち今若し茲に手形あるも之れが割引行はれざれば手形の所有者は其の支拂期日まで空しく待たなければならぬ。其の間資金は之れを運轉すること困難で、生産も爲めに縮少せられざるを得ない。然るに此處に割引の方法あれば、賣却したる商品代價に對して振出されたる爲替手形若しくは賣上金に對して受取りたる約束手形は直ちに之れを現金に換ゆることを得べく、其の資

金は直ちに之れを生産に使用することを得べく、事業を擴張することが出来る。其の利益や大なるものである。

第二節 割引せらるる手形の種類並に割引の注意

割引の目的物たる手形には爲替手形並に約束手形の二種がある。而して此の二種の手形を通じ手形の性質により之れを區別すれば更らに左の如き結果を生ずるのである。

- (1) 生産者より卸商に宛てて振出されたる爲替手形、若しくは卸商より生産者に宛てて振出されたる約束手形
- (2) 卸商より小賣商に宛てて振出されたる爲替手形、若しくは小賣商より卸商に宛てて振出されたる約束手形
- (3) 小賣商より消費者に宛てて振出されたる爲替手形、若しくは消費者より小賣商に宛てて振出されたる約束手形
- (4) 商業以外の取引より生ずる地代、家賃の如きものに對して振出されたる手形
- (5) 融通手形 (Kites 或は Accommodation bills 或は Gefälligkeitwechsel)

右の分類は英國銀行家ギルバートに従ひたるものなるが、銀行は割引をなすに當り、之れに分なる注意をなさざるべからざるは素より云ふ迄もなく、若し然らずして銀行が割引を輕卒にし信用を濫用するが如きことあるときは、銀行はそれが爲めに損失を蒙り一般社會も亦其の惡影響を蒙らなければならぬ。茲に於て今右五種の手形に就て之れを見るに右五種の内銀行が安心して割引の要求を受け之れに應じ得るものは第一及び第二に屬するもの之れあるのみである。此等の手形は實際取引の結果發生するもので、手形關係人は斯る取引に習熟せる商人なれば比較的確實なる手形なりと云ふことを得る。第三に屬するものは往々、奢侈亂費を獎勵することとなり、第四に屬するものは商人以外のものが手形關係人となり、斯の種のもものは手形を使用するに慣れて居るものではなく、不適當なる者比較的多ければ銀行は斯る手形の割引に就ては大に注意するの必要がある。然らざれば銀行は縱令損失を蒙ること之なきまでも、徒らに繁雜なる手數と時間とを空費しなければならぬ。

融通手形若くは空手形と稱せらるるものは取引の結果振出さるるものではなく、多くは投機をなすか或は一時的融通を計らんが爲めに振出さるるものである。然れば其の支拂人は眞實の義務者にあらざることが多く、甲が乙に手形を振出さば乙又直ちに甲に振出し互に名義上の義務者と

なり、所謂慣れ合の上、手形を發行するものである。従ふて斯る手形は支拂期日に至るも支拂はれざるもの多く、銀行が斯る手形を割引すれば不慮の損失を蒙ることとなる。銀行は努めて斯る手形の割引を避け、若し斯る手形を割引するにしても尙ほ之れに特別な注意を拂ひ、苟も信用を害するが如きことなきやう注意が緊要である。但し同じく融通手形の内にありても信用確實なる人々より振出されたるもの若くは外國爲替の都合上發行せられたるものは比較的危険なるものは少ないのである。

融通手形を識別するの標準は **イ**、振出後直ちに割引を依頼すること **ロ**、手形面金額に端數なきこと **ハ**、振出より支拂までの期間長きこと **ニ**、手形關係人は親戚朋友等の如き商業上の取引に直接關係なきものなること **ホ**、手形の分類を示したる中に現はれたるが如き手形作成の正當の順序を顛倒すること等の諸點である。されど之れ素より大體の標準を示したるに過ぎざるもので、銀行は宜しく多數銀行に取引する者に注意し、裏書人の數並びに手形關係人の信用を調査し、銀行の力之れに及ばざるときは興信所其他の助けを借り、苟も誤謬なきを期せねばならぬ。

銀行が手形の割引をなすに當り、長期のものと短期のものとある場合孰れを選むべきかと云ふ

に、長期手形の割引は割引料高く、多額の資金を運轉し得べく、又其の資金は事業經營の爲めに使用せらるる利益なきにあらざれど銀行は宜しく短期手形を選びて割引するを要する。其の理由は **第一**、短期手形は長期手形に比して期間短かきが故に、其の間に手形關係人の財産上の變動少なく、従ふてそれだけ安全である。 **第二**、資金を固定することが少ない。 **第三**、短期にして頻繁に割引するときは資金の回轉が迅速となり其の資金は重利にて利用される。 **第四**、手數料を徴收すとせば其の割引の回數多ければ多き程手數料が多い。 **第五**、信用を亂用する惧れが少ないからである。尙ほ手形の割引には擔保品を添ふることがある。之れを擔保付割引と稱する。元來割引は單に手形のみ依るが原則なれども、時には手形の關係人に十分なる信用を置き難きものがある。斯かる場合には其の信用を補ふが爲めに之れに擔保品を付し、萬一手形の支拂はれざるとき其の擔保品を處分して之れが辨濟に充てしむることが出来る。然れば斯る割引は擔保付貸付の一種の變形たるに外ならざるもので、借用證書に代ふるに手形を以てするものである。

我が日本銀行に於ては見返品制度と稱せらるるものがある。之れ亦擔保付割引なるに外ならぬ。即ち日本銀行條例に於て貸付の擔保品となすことを許さるるものは公債證書、大藏省證券、地金銀等に限られて株券は之れを除外せられて居る。然るに金融逼迫の際、株券を擔保として貸

付をなすことを許されざるときは經濟界の困難は容易ではなく之れを救ふに方法がない。此處に於て明治二十三年金融逼迫の際始めて名を割引に藉り、當時政府保護の下にありし十三會社の株券を擔保として貸付をなすこととした。之れ此の制度の濫觴である。而して其の擔保品は之れを見返品と云ふた。手形の割引をなすに當り、其の擔保品を見返るの意であらう。而して今や日本勸業銀行、日本興業銀行、農工銀行等の發行する債券、市債券、確實なる株券其他も亦之れを見返品となすこととなつた。尙ほ荷爲替も亦同じく擔保付手形の割引である。

第三節 割引歩合

割引歩合 (Rate of discount) は云ふ迄もなく利子の一種で、一般利子を定むる經濟上の原因によりて決定せらるるや勿論である。されど割引歩合は我が國に於ては日を單位として計算せられ、手形を割引したるとき直ちに割引料として前以て控除するのである。尙ほ此の割引歩合には他の一般の利子と多少異なる獨特の點があり、且つ手形を割引し、それに對して支拂ふ利子歩合は甚だ重要な關係を有するものなれば茲に以下少しく之れに付て説明しやう。

割引歩合は手形の賣手と買手との間の關係によりて定まるものである。手形の賣手とは手形を

提供して資金を得んと欲する者で、手形の買手とは短期に資金を手形に放下せんとする者である。されば割引歩合は金融緩慢で手形の割引を欲する者少なければ安く、金融逼迫して割引を依頼するもの多ければ高くなる。又手形を供給して資金を得んと欲する者の多少は一般經濟の状況により通貨需要の緊切なるや否やによりて定まるのである。即ち手形に資金を放下せんとする者の多少は全く金融市場の状況によりて定まるものである。

次に金融市場の緩慢なるときは銀行に資金餘りあるのときで、斯るときは不景氣なるか、或は貴金屬の産出又は輸入多きときなるべく、之れに反して金融市場逼迫せるときは銀行に資金乏しきときで、斯るときは金融季節に於て多くの支拂を要するか、凶作其他の理由に依り輸入超過して正貨海外に輸出せらるるか、上景氣なるか、或は投機の盛なるときである。

尙ほ箇々の手形の割引歩合は右一般的事情の外に 第一、手形關係人の信用 第二、手形の期限 第三、手形の支拂地により其の高低を生ずるのである。

割引歩合に公定歩合 (Bank Rate) と市場歩合 (Market Rate) との二種がある。前者は中央銀行が時々之れを定めて一般に公表するもので、後者は普通一般金融市場に於ける割引歩合である。抑々中央銀行が特別に其の割引歩合を定むる所以は中央銀行は單に一個の營利的企業ではなく一

國通貨の流通を調節し、金融を統制するの職能を有し、且つ割引歩合の高低は國民經濟上甚だ重要なる影響を及ぼすものなるからである。即ち茲に投機盛んに起り資金の需要徒らに大となるか、或は正貨海外に流出して正貨準備減少し信用の基礎動搖するが如き虞あるときは、中央銀行は特殊の利害の如何を顧みず、社會一般の利益の爲めに割引歩合を左右し其の統制に任ずるのである。

歐洲の諸國に於ては公定割引歩合は市場歩合より高きが常なるに我が國及び露國に於ては其の關係久しく相反すと云はれて居る。然れば我が國に於ては割引歩合の安き日本銀行より資金を借入れ、直ちに之を高き割引歩合を以て他に貸付け、其の間の利差を利得する所謂鞘取銀行なるものが發生したことであつた。之れ日本銀行は兌換券發行の獨占權を有して豊富なる資金を有することに反し、一般市中銀行は尙ほ其の力微弱にして、市場の需要に應ずるに足る程の資力を有すること能はざるにるのである。但し普通銀行の預金増加し、資力充實するに至らば其の差は漸次に接近し斯る現象も漸次に消滅するものである。

斯の如く歐洲の諸國に於ては其の金融事情が我が國と異り、一般市場の資力豊富なるが故に普通銀行は中央銀行よりも低利に手形の割引に應ずると云ふも、然ればとて中央銀行は常に高き割引

歩合のみを以て割引するのではない。若し然るときは中央銀行は凡て割引の業務を普通銀行に奪はれ一の大なる利益の源泉を失ふに至るべく、又一且恐慌破裂し、財界動搖すれば中央銀行は手形割引の依頼を受け、金融政政上之れに應ぜざるべからざるも、中央銀行にして平素割引の業務を営まざれば手形關係人の信用其他の事情を知悉せず、割引政策上甚しき困難を感ずるの不都合が生ずる。之れを以て中央銀行に於ても一方に公定歩合を示し普通の手形の割引は之れに依るは勿論なるも、尙ほ信用あり確實なる或種の手形に對しては、普通銀行と同じく市場歩合を以て割引するのである。

第四節 手形仲買人

手形仲買人はビル・ブローカー (Bill broker) と稱せらるるもので十九世紀の初頭始めて英國に起つたものである。當時は唯單純なる手形割引の媒介をなしたるに過ぎざるもので、手形の賣買を周旋し、銀行をして手形を買はしめ手形を賣るものより手数料を取り、之れを自己の利益とし自らは手形上の責任を負はざりしものである。今日に於ても右の如き仲買人尙ほ存するも、現今の仲買人は多く巨大なる資金を擁し、單に手形割引の媒介者たるに止らず、自己の計算により自

己の名義を以て自ら手形の割引をなし、換言すれば手形關係人となり、獨立して手形割引の業に従事するものである。従ふて今日の仲買人は寧ろ割引銀行と稱するが至當である。

素より國民經濟發達進歩して信用大に行はれ、且つ取引複雑となるに至らば手形の如き信用證券は大に増加することとなるべく、其れと同時に交通機關の發展は取引の範圍を擴張し各地の手形到る所に流通することとなるが故に銀行が是を識別し誤りなきを期することは甚だ困難となるのである。茲に於て銀行は之れか爲めに自ら信用部を設け、或は興信所其他の力を藉り、之れが調査に従事して怠らざるも、銀行は單に割引にのみ専らにすることは出來ない。従ふて手形の割引に關して全然過失なきを保證し難い。之れを以て手形の割引を專業とする特別なる仲買人の必要起り、格段なる資料と經驗知識とを基として手形の割引に従事するものが發生する。之れ手形仲買人發生の理由で同時に社會の進歩と共に分業起るの理を説明するものである。

手形仲買人は自己資本の外に、尙ほ銀行又は會社より當座預金或は極めて短期なる要求拂一時借入金 (Call money) を借入れ之れを資金として手形割引の業に従事するものである。但し仲買人は斯る資金を借入れたる場合には自ら手形に裏書をなし之れを擔保として資金を借入れたる銀行に差入るを普通とする。又倫敦に於ては仲買人は普通銀行の習慣に反し、當座預金に利子を付す

ることとなせしが故にそれ以來多くの資金を集むることを得て、之れが爲め其の著しき發達を見たことと云ふことである。此の預金若くは借入金に對して支拂ふ利子と其の割引する手形の利子との差が即ち手形仲買人の利益となるのである。

倫敦に於て普通銀行が手形仲買人に預金をなすに至りしは、之れ普通銀行は其の準備金を英蘭銀行に預くるも、利子を得ざるに反し、手形仲買人に預くるときは利子を得べく且つコール・モネー即ち何時にても要求次第直ちに返濟せらるる資金として貸付くるを得るが故に自己の金庫中に保管すると大差なく、便利であるからである。但し普通銀行は其の貸付金に對して單に手形を差入れしむるに止り割引の危険は一切之れを仲買人に負擔せしめ、自ら之れを負はざるが故に之れは大なる利益なるが如きも、其實、銀行は割引より生ずる利益の多くを仲買人に奪はるることとなるものである。尙ほ手形仲買人は普通其の預金に對し準備金を置かない。之れ亦其の發達を助けし他の一理由である。之れを以て若し手形仲買人が預金若くは借入金返濟の要求を受け、資金に窮するときは直ちに自己の割引したる手形を英蘭銀行に再割引を求め、其の資金を以て之れに應ずる。斯る場合に於ては英蘭銀行は最長期を六十日として仲買人の割引したる利子歩合より尙ほ高き公定割引歩合を以て割引に應ずる。従ふて手形仲買人は之れが爲めに多少の損失を免

ることを得ないのである。手形仲買人は手形の割引を專業とし互に競争するが故に其の割引歩合は普通銀行の割引歩合よりも安い。但し手形仲買人の經驗と熟練とを利用し、普通銀行に於て割引を拒絶する手形を尙ほ進んで其の割引に應ずることがある。斯る際には危険に對する報償として其の割引料は甚だ高くなるのは自然である。

斯く英國に於て手形仲買業の著しく發達したのは之れ英國に於ては銀行に分業行はれ、殊に預金銀行の大なる發達進歩をなしたるによるであらう。然れば獨逸の如き銀行の分業行はれざる所には手形仲買業は未だ見るべき發達をして居ない。我が國に於てもビル・ブローカーは相當發達をした。今や金融市場に於て欠くべからざる一の機關であり、其の取扱ふ金額は巨額に達して居る。而して手形仲買人の發達したるものの業務は銀行業なるが故に自ら銀行法によりて支配することとなり、我が國に於てはビル・ブローカー銀行なるものの發生を見た、従ふて單にビル・ブローカーと稱するものと區別せらるるに至つた。

第十二章 貸付

第一節 貸付の意義

貸付 (Loan) とは金銭を貸付くるを云ふもので、割引と相並んで銀行の能働的業務の一として甚だ重要なものである。貸付は之れを割引に比すれば、多少資金を固定するの惧があると、割引は既に取引ありし結果振出されたる手形を買入るものなれども、貸付は未だ成敗利鈍豫め知ることを得ざる取引若くは事業を之れより新たになさんとするものによりて求められ、多少不確實の分子を含むものなるの故に銀行資金の運用方法としては割引に及ばざるものであると云ふことを得やう。されど割引にも空手形の如き危険なるものもあり、貸付にも確實なるものが少くはない。且つ銀行は其の資金を悉く割引にのみ運用すること能はざるものなれば、たとへば貸付は概して云はば割引に及ばざるものなりとは云へ銀行が其の資金を同一の取引先に夥しく貸付せず、銀行役員に對しては其の貸付を制限若くは禁止し、又た獨佛の中央銀行が貸付期限を三ヶ月以内に我が日本銀行が六ヶ月以内に制限するが如く大に貸付に注意して之れを警戒し且つ確實なるもの

を選めば貸付とて敢て甚しき危険あるものではない。貸付は銀行資金運用の方法として割引と並び行はるるものである。貸付の效用は適當なる企業的才幹を有するものに必要なる資金を供し、生産を最も有效なる方向に向はしめ、國民經濟の發達を助け、國富の充實を計り、同時に銀行に有利なる放資の途を與ふるものである。然れど若し銀行が貸付の方針を誤り、見込なき事業に資金を融通し、或は濫りに株券を擔保として貸付を輕卒にするが如きことあるときは、資金を固定して終に之れを回収することを得ず、或は投機を獎勵し、信用を攪亂して、國民經濟に有害なる影響を及ぼすに至るものである。

貸付は之れを區別して擔保貸付、信用貸付、保證貸付、當座貸越並に要求拂一時貸付の五種とすることが出来る。而して銀行が貸付をなすときは、直ちに現金を以て支拂ふものと、貸付を直ちに預金となさしめ必要に應じて小切手を以て引出さしむるものと及び契約したる範圍内に於て自由に引出さしむるものとの三方法がある。

第二節 擔保貸付

擔保貸付とは銀行が擔保物を取り、利息並に返済期限を定めて貸付金をなし、返済期限至りて

債務者其の債務を履行せざる時は其の擔保物を處分して返済に充てしむるを得るものを云ふのである。擔保物に動産と不動産とがあり共に之れに對して優先權を有する。而して動産を擔保として貸付ければ之れを動産擔保貸付と云ひ、不動産を擔保とすれば之れを不動産抵當貸付と稱する。不動産抵當貸付に就ては別に説明することとし、以下動産擔保貸付に就き説明しよう。

動産擔保貸付の擔保となるものには地金銀、外國貨幣、公債證書、大藏省證券、株券、債券、商品並に商品を代表する種々なる證券等がある。然れど銀行が此等の動産に資金を融通する場合には左の三條件に注意するが緊要である。即ち **イ**、價格の變動少なく殊に下落の虞れなきものたること。**ロ**、何時にても賣却することを得て且つそれが爲めに手数を要すること少きものたること。**ハ**、保存に便利にして且つ容易に其品質を識別し得るものなること即ち之れである。若し動産にして此等三條件を具備すること完全なれば完全なる丈、其れだけ貸付の擔保として適當なるものであると云ひ得る。今此の標準により種々なる動産を見れば **第一**、地金銀外國貨幣は何時にても内國貨幣に改造することを得べく、殆んど貨幣たると同様で右述べたる三條件を最も完全に具備するものなれば擔保品として最も適當なるものなりと云はねばならぬ。但し金貨國に於ては銀は金に劣る。又斯種の擔保品は主として中央銀行に於て取扱はるるものである。**第二**

公債證書には國債と地方債とあり、地方債は國債に比し信用薄く又之れを賣却すること多少困難なれども、國債證券は其の利率大凡そ一定し、國家が其の債務を履行せざるが如きことは殆んど想像するに難く、賣却するに容易なれば之れ又貸付の擔保品として適當なるものである。**第三**大藏省證券は多く會計年度内に於て償還せられ、恰も國家の發行する短期約束手形たるに外ならざるものなれば之れを擔保とするも銀行は資金を固定するの惧少なく擔保品として地金銀に次ぎ最も適當なるものである。**第四**、株券は概して、之れを云はば普通の場合に於ても之れを賣却するに多少の困難あり、銀行が其の擔保品たる株券を處分し之れを賣却せざるべからざる時は金融逼迫し株券の時價下落せる時なること多く又株券は其の會社自身の盛衰と一般金融市場の状況とにより其の價格變動常なく、之れを保存するには便利なれども往々偽造の株券あり、且つ銀行にして濫りに株券を擔保として貸付るときは泡沫會社の勃興を助けて投機熱を獎勵することあり、殊に一會社の株券に夥しき貸付をなせば其の會社事業の盛衰は銀行の死活を扼して資金を固定し、終には銀行の損失、甚しきは破産の不幸を招かざるべからざるに至るの虞れがある。かるが故に、株券擔保の貸付は大なる注意を拂はねばならない。銀行が株券を擔保として貸付をなす場合には確實なるものにて株式取引所に於て取引せらるるものを選択し、時價の動搖より生ずる

危険を避くるが爲め、株券の種類により異なれども時價の五掛乃至七掛以上の貸付は之れを濫りにしてはならない。又全額拂込済のものと未拂込のものに付ては銀行は成るべく拂込済の株券を撰ばねばならない。之れ拂込の株券は若し之れを賣却すること能はざるときは銀行自ら拂込をなさざるべからざるによるのである。第五、債券は株券と同じく會社の發行するものなれ共株券に優る。其の理由はイ、債券は始めより利率一定し時價の動搖株券より少なく、口、債券所有者は株主に先んじ會社財産に對して優先權を有するからである。第六、商品は時價の動搖甚だしく、擔保流れとなるが如き場合には必ず其の販路悪くして其の價格の下落する時なるべく、又商品は之れを賣却するに困難にして保存の爲めに費用を要し、腐敗毀損の虞あり、且つ常に之れを取扱ふものに非ざれば之れを識別すること難きものなれば概して貸付の擔保としては適當なるものではない。第七、商品を代表する證券例へば預證券、質入證券、船荷證券、鐵道貨物引換證の如きは普通指圖式で、裏書を以て質權を設定することを得るの便宜あれども、斯る證券は唯保存に便なるに過ぎない。何時か再び商品を受取らざるべからざるものなれば商品と同じ擔保品として之れ又適當なるものなりと云ふことは出來ない。

以上種々なる擔保品を掲げ之れが説明をなせしが、其の凡てに通じて銀行の注意せざるべから

ざることは銀行は單に擔保物を有すればとて決して之れにのみ依頼せず、債務者の財産信用を調査し、擔保品を處分せずして貸付金の返済を得るに重きを置かねばならぬと云ふことである。何となれば擔保品は萬一の場合に備ふべきもので、之れを處分して貸付金を返済せしむるを以て其の主眼とするものではなく、又債務者が其の債務を履行せざればとて直に之れを賣却せんか、債務者は之れが爲めに感情を害し、其の賣却の價格に不平を懷き、且つ其他種々なる手数を要するからである。最後に銀行は如何なる擔保品たるを問はず、其の價格全部に對する貸付をなすべきものではない。擔保品の種類によりて異なれども五割乃至七割を標準とすべく、若し擔保品の價格下落すれば更らに他の擔保品を差入れしむるの權利を保有するが安全である。尙ほ又銀行が擔保品を取るに當りては法律上の關係に注意するを要するもので不動産は登記を要し、記名式株券、債券は會社の原簿に登録しなければならぬ。

第三節 信用貸付

信用貸付とは銀行が全く借主を信用し擔保を徵せずして資金を貸付くるを云ふのである。人或は銀行は信用の機關たるものなれば對物信用によらず、對人信用たる此の信用貸付を主とすべき

ものなりとするものあれども、銀行は元と自己の資金を貸付くるものではない。一方に他人の資金を預り、之れを他方に貸付くるものなれば、其の信認を維持するが爲めに、最も安全確實なる方法によりて放資しなければならぬ。而して個人並に會社は縱令銀行が貸付をなしたる當時は如何に確實なる事業に従事し、豊富なる資金を有したるものにも、一般經濟界の狀勢と個人、會社の特別なる事情とによりて、權花一朝の夢、時に損失を蒙り破産の不幸を見ないとも限らない。されば銀行が信用貸付をなすは、素より大に望ましきことなるも、信用の十分發達せざる處にありては、銀行は寧ろ細心なる注意を之れに拂ひ、信認毫も疑なき時にあらざれば、濫りに此種の貸付をなすべきものではない。

第四節 保證貸付

保證貸付とは凡て保證人を立てて貸付くるを云ふものなれども、特に蘇格土に於て一時盛んに行はれたる保證貸付 (Cash credit) は、銀行が借主と前以て契約をなし、保證人を立てしめ、貸付金額を定め置き、借主をして其の範圍内に於て何時にても自由に引出さしむるものを云ふのである。借主は普通二人の保證人を立つるか或は時により保證人の代りに擔保品を差入ることがあ

る。其の起原は千八百二十七年設立せられしローヤルバンク・オブ・スコットランドが其の發行したる兌換券を割引其他の方法を以て貸付け、兌換券の發行を増加せんと欲せしも當時既に兌換券を發行する銀行存在し、蘇格土の商工業は未だ發達せず、容易に其の目的を達すること能はざりしにより、茲に新しき貸付の方法を案出し、貸付を盛んにし、以て兌換券發行の増加を計らんとしたるに起因するものである。然るに爾來有爲の才幹を有して資金に乏しき青年が此の方法により銀行に資金を仰ぎ、獨立事業の經營に任じ、蘇格土商工業の發達を助けしこと少々ではなかつた。夫れ以來大に有名となりアダム・スミスの如きも其の富國論に於て大に此の制度を賞讃した。されど現今に於ては蘇格土に於ても、經濟組織發達し、斯る貸付方法は餘り重要ならざるに至つた。

保證貸付の實質は當座貸越若くは割引と異なるものではない。保證人を立てて、貸付の契約をなし、取引の開始をなす點に於て保證貸付は當座貸越と異なれども、保證人の代りに根抵當を入るときは兩者は全く區別すること難く、保證人の信認によりて貸付くる點より見れば割引と同じである。

第五節 當座貸越

當座貸越とは銀行が當座預金をなす所の取引先に對し、其の預金額以上の小切手を振出すことを許すものでこれを *Over drawn* と云ひ通常根抵當を入れしむるものを云ふのである。此の貸付は銀行が預金者と取引すること年久しく、取引先を信認して一時の便宜を計らんとするに由るので根抵當あればとて之れを他の擔保貸付と同一視すべきではない。従ふて銀行は又信認十分なる取引先に對しては根抵當なくとも貸越を許すことがある。

當座貸越は預金者が預金を有せざるにも拘らず、銀行より資金を引出さしむるものなれば素より安全なる方法ではない。銀行は斯る貸付に對しては豫め貸越の金額、期限を契約し其の利子も亦他の貸付の利子よりも高くし、常に十分なる注意を之れに拂ひ、金融逼迫の際の如きは特に深き警戒を之れに與へねばならない。

第六節 要求拂一時貸付

コール・モネー (*Call money*) とは銀行が資金の餘裕を有するとき、要求次第返済を受くるの契

約を以て一時貸付を爲すものを云ふのである。我が國に於てはコール・モネーなる語を借り方に用ひ、貸方の方に於てはコール・ローンと云ふて居る。借主は通常信用ある手形仲買人若くは株式仲買人である。借主は此の借入金に對しては通常確實なる有價證券を擔保として差入るるものなるが、時に銀行は借主をして随意に其の擔保品を差換ふるを許すこともある。又擔保品下落するときは更らに追徴し、普通には擔保品の八割を貸付くる。

銀行は此の方法によりて資金を貸付くれば資金の必要あれば何時にても要求次第に其の返済を受くることを得るが故に、資金を固定するの虞れなく準備金利用の方法として最も適當である。但しそれがために利子は至りて安きが常で、又金融市場の状況により其の動搖も最も甚しい。

此の貸付方法は金融市場の中心地に於て最も盛んに行はるるものである。我國に於ても東京、大阪にコール・モネーの制行はれ、借主は手形仲買人で仲買人は單に銀行間に資金の周旋をなすこともあれば自ら借りて他に貸付くることもある。普通一週間の期限で銀行が返済を要求するときは一日前に通知し、返済當日の利子を取らず、仲買人返済を申込むときは一日前に通知し返済當日の利子を拂ふことになつて居る。其の種類は翌月拂、無條件、條件付、月越コール等である。此の貸付方法は甚だ便利なるものなれども、經濟恐慌の際には資金回収に甚しき困難を生ずる。

とがある。

第七節 貸付歩合

貸付の利子歩合に關しては割引歩合に於て述べたる所と大體の原則敢て異ならざるが故に説明を省略する。唯貸付の利子歩合と割引歩合とを比較すれば、貸付歩合にも要求拂、一時貸付の如き極めて低利なるものもあれど概して之れを云ふときは、貸付は割引よりも其の利子高きが常である。之れ手形の割引には再割引の方法あるに反し貸付には斯る方法なく、其の期限割引よりも長期で資金を固定すること多く、又貸付は其の資金多く事業の爲めに放下せられ、資金の回收事業の成敗に關係し危険の分子を含むこと割引よりも多きが故である。

第八節 不動産抵當貸付

不動産抵當貸付とは土地家屋の如き不動産を抵當として資金を融通するを云ふのである。同じく不動産の内にありても家屋は貸付の抵當としては其の確實なる點に於て遙かに土地に及ばない之に反して土地は天災地變の如き異常なる出來事さへなければ其の價格を全滅せしめらるるが如

きことなく、却つて人口増加し社會進歩するに伴ふて其の價格は常に騰貴する。従ふて斯る不動産を抵當とする貸付は他の如何なるものを擔保として資金を貸付くるよりも遙かに安全確實なるものなりと云はなければならぬ。但し兌換券發行銀行、普通商業銀行たる預金銀行は主として短期信用に關する業務を營み長期信用に屬する資金は之れを取扱ふものにあらずば若し此の種の銀行にして之れを不動産抵當貸付の如き長期の貸付に固定するが如きことあらば兌換券發行銀行は其の發行せる兌換券の兌換を要求せられたる場合、又預金銀行は其の預金拂戻の請求を受けたる場合に其の返済をなすこと能はず爲めに大なる困難に陥るの虞がある。故に斯る銀行は不動産を抵當とする貸付は之れを營むべきではない。然るに我が國の實際に於ては都會にある預金銀行にありては其の資金を多く不動産抵當貸付に固定するもの比較的少なきも、地方に於ける普通銀行に至りては表面預金を其の主要なる業務となすと標榜するにも拘らず、其の實資金の大部分を不動産貸付に固定するものが甚だ多い。之れ金融機關の不備に原因するものなるも、短期信用の機關が餘りに夥しく不動産に資金を貸付くるは銀行の破綻、財界動亂の原因となるものである。かるが故に不動産抵當貸付は長期信用を取扱ふ特殊の金融機關に之れを營ましむべきものである。今此處には主として我が國に於て不動産に資金を融通するが其の主たる業務たる特殊銀行の

貸付を左に説述して置かう。

一 日本勸業銀行及農工銀行の不動産抵當貸付

A 貸付の方法

不動産を抵當とする貸付は年賦償還と定期償還との二種に區別せられる。而して日本勸業銀行並に農工銀行は定期償還貸付よりも年賦償還貸付に重きを置くものである。然れば年賦償還貸付は五十ヶ年以内（但し農工銀行は三十ヶ年以内）に於て無制限に之れをなし得るものなれども定期償還貸付金は其の期限を五ヶ年以内とし、年賦償還貸付金總高の十分の一（但し農工銀行は五分の一）を超過することを許されない。

B 貸付の目的物

貸付の目的物たるものは不動産なること云ふまでもない。又不動産なる以上は農業に使用せらるるものなると、工業若くは商業の爲め使用せらるるものなると、又或は地方に存在すると、都市に存在するものなるとを問ふべきものではない。然れど市街地に存在する宅地又は建物に對する貸付金額は之れを制限するにあらざれば不動産を抵當として資金を融通する銀行はなるべく地方に存在する不動産に貸付くことを避け、市街地に存在するものに貸付け純然たる不動産銀行となる。

なるの必然的傾向がある。其の事情は蓋し左の理由に基くのであらう。即ち

- (1) 都市に存在する不動産は之れを評價すること容易である。
- (2) 都市に存在する不動産は價格下落の恐れ少なく、却つて其の價格騰貴の程度速で且つ大である。

かるが故に我が國に於ては、不動産銀行の都市不動産に對する貸付金額は法律を以て之れを制限せられて居る。次に不動産貸付の抵當となるものは、凡て第一抵當なることを要するもので土地は永續すべき確實なる収益の見込あるもの、建物は保険付のものに限られる。

C 貸付の割合

不動産を抵當として貸付をなす場合には先づ當該不動産の價格を鑑定調査し、公正證書を以て貸付契約を締結し、鑑定したる價格の三分の二以内の金額を貸付くるものである。然れど貸付けたる金額並に其の利子が果して相違なく支拂はるるものなるや否やは其の貸付の抵當物となりたるもの以外、債務者の人物、財産其他一切の事情、換言すれば債務者の人的關係によるに外ならざるものなれば、縦令確實なる不動産を第一抵當として貸付くる場合に於ても、債務者の凡ての事情如何は必ず之れを考慮せられねばならない。然らば銀行は不動産抵當貸付の抵當物となるも

の以外、如何なる事情を斟酌すべきものなりやと云ふに、其の第一は利子歩合の高低であり、其の第二は貸付金は何時にても返済を要求し得るものなるや、或は期限中は濫りに其の返済を要求し得ざるものなりやと云ふことである。其の第三は資金を借入るるものの財産上の状況如何である。

D 年賦金

年賦金とは元金と利子とを合せ、之れを年賦償還の期限を通じ、一定平等の償還額に割り宛てたるものを云ふのである。此の償還額は貸付金一部の償還ありたる場合に於て變更するにあらざれば、濫りに變更することを許されない。又貸付金に對する利子は年賦金中に包擁せられる。而して不動産特に農業に使用せらるる土地の如きは天災地變のあらざる限り年々年賦金の償還をなすに足る利益を生ずべきものなるが故に、其の利子は極めて安全且つ確實なるものであると云ふことが出来る。

E 償還

不動産抵當貸付金は債権者よりは期限中に其の返済を求むることを得ざるものなれども、債務者は期限前なりとも何時にても其の返済を申込み得るが原則である。されば我が國に於ても、年

賦償還の方法を以て借入をなしたる債務者は償還期限前に、借入金全額若くは一部を償還することを得べく、借入金五分の一以上の償還をなしたるときは、其の割合に應じて抵當物一部の解除を要求することも出来る。然れど如何に債権者は期限中其の貸付金の返済を要求し得ざるを原則とするものなりとは云へ、債務者にして其の年賦金の拂込を遅延せしめ、其の義務を怠るに於ては終には貸付金の償還を受くる能はざることとなり、債権者は甚だしき不利を蒙る。かるが故に斯る債務者に對しては債権者は期限前なりとも貸付金全部の償還を請求することが出来る。

二 北海道拓殖銀行の不動産抵當貸付

北海道拓殖銀行は北海道及び樺太の拓殖事業に資本を供給するを其の目的とするものである。従ふて其の目的の上より北海道並びに樺太にある不動産に對して資金を貸付くるは當然である。而して此の不動産抵當貸付は既に述べたる農工銀行の貸付と同じく、年賦償換貸付金は其の期限を三十ヶ年以内、定期償還貸付は五ヶ年以内とする。但し銀行は左に掲ぐる不動産に對しては之れを抵當として資金を貸付くることを許されない。

- (1) 公共の用に供する建物及其敷地
- (2) 鑛坑、石坑、池沼、鑛泉地

- (3) 海洋干場。但し定期貸付の場合に於ては此の限りではない。
- (4) 數人共有の不動産。但し共有者一同承諾の上其の全所有權を抵當とするものは此限りではない。

三 日本興業銀行の不動産抵當貸付

日本興業銀行は不動産抵當貸付を其の主たる業務とするものではなくが故に不動産を抵當とする年賦償還の貸付は一切之れを營まない。されど工場に屬する敷地、建物並に市制施行地及び勅令を以て指定せられたる市街地に存在する宅地建物を抵當として當座貸又は定期貸をする。但し此等の貸付金の總額は制限を置かれてゐる。

第十三章 附隨的業務

第一節 取立並に支拂

以上銀行業務の主要なるものに就き其の概要を説明した。されど銀行の業務は之を以て盡きたのではない。その他銀行は取立並に支拂のことを取扱ふ。取立とは銀行が其の取引先の爲めに小切手、手形、公債、社債の元利金、株式の配當金、並に預金手形の支拂を受け入るるもので、支拂とは小切手は云ふ迄もなく約束手形、爲替手形、其他の支拂の事務を取扱ふを云ふのである。之れ右の如き取立並に支拂は之を支拂ひ若くは受取るものに於て自ら之を爲し能はざるにあらざれども、銀行は金錢の出納に慣れ、其の機關完備せる上に其の取引の關係廣きに亘り、斯る事務を取扱ふに最も多くの便宜を有し、費用と時間とを要すること少なきが故である。小切手並に手形には當所拂と他所拂とがある。之れ銀行所在地に於て支拂はるるものなりや否やの標準に依りて區別せらるるので、銀行所在地に於て支拂はるるものは銀行自ら其の地に於て其の支拂を受け得べきも然らざるものは他へ依頼しなければならぬ。

第二節 兩替

兩替は貨幣と貨幣とを交換するを云ふもので、本位貨幣、補助貨幣、補助貨幣の一種と他の補助貨幣、若くは自國貨幣と外國貨幣等との間に行はるる。銀行は其の初め、兩替より發生したるものなりと云ふべく、經濟未だ幼稚で、貨幣制度未だ其の緒に就かざるか、或は其の制度、大に紊亂せる時代に於ては兩替は銀行と極めて密接なる關係を有し、之れより生ずる銀行の利益も少なからざりしが、今や各國共に其の貨幣制度を完備し、從ふて兩換の必要大に減少したるが故に兩替は餘り重要ならざる銀行業務となつた。我が國に於ては内外の交通頻繁なる處に於ては兩替の業務之なきにあらざれども、それとても銀行業務としては別に重要なものではなく、其他は全然附隨的の一業務たるに過ぎない。但し歐洲の諸國に於ては各國互に其の境を接し、種々なる交通甚だ頻繁なるが故に各國間の貨幣兩替の必要少なからず、兩替は我が國に於けるよりも重要な關係を有して居る。

第三節 地金銀の賣買

地金銀の賣買と云ふときは地金銀を一の商品として銀行が金銀商となり、物品販賣業を營むが如きも、銀行が地金銀の賣買に従事するは或は貨幣製造の爲めか、或は準備金増加の爲めなれば斯る業務は主として中央銀行の行ふ所に屬し、普通の銀行に於ては毫も重要な關係を有するものではない。又地金銀の賣買と云ふも實際上多くは地金銀の買入である。

第四節 保護預

保護預りとは銀行が金銀、有價證券、其他貴重なる物品を預り之を保管するのを云ふのである。社會の安寧秩序、未だ整然として維持せられざりし時代に於ては人は財寶を所有するも之を自ら保管するときは盜難火災の恐れあり、時には生命の危機にさへ遭遇せざるべからざる不安ありしが故に之を最も安全なる場所に寄託し、之れが保管を依頼した。之れ保護預りの起原なりと同時に銀行も亦斯る業務を行ふを以て當時、其の主要なる職能としたのである。されど、保護預りは唯安全に之を保管するを主とするもので、其の返濟は預りたるもの其のものを其の儘返濟するを要するのである。然るに貨幣の如きは代替物なるが故に、特に特別なる貨幣を其の儘保管せんとする場合を除き、其の返濟は必ずしも預りたるものと全然同一物たるを要せず、同一の金額を返

濟せば其れにて可なるが故に貨幣の預け入れは今日の所謂預金となり、預け入れたるものと全然同一のものを返済するを要するものを保護預りと云ふのである。

保護預りの業務は現在に於ては最早、其の重要性を失ひたるが如きも、信用の著しき發達は種々なる有價證券を夥しく増加せしめ、之に關する保護預りの業務大に増加し、従ふて保護預りは近代銀行の業務として決して等閑に付するを得ざるものである。保護預りは 一、閉鎖保護預り (Verschlossene Depot) 二、公開保護預り (Offene Depot) 並に貸金庫 (Safe 若しくは *Treasor Depot*) に區別せられる。

閉鎖保護預りは預け入るるものに封緘を施し、其の儘銀行に保管せしむるもので、其の内容を知らしめざるものである。銀行は危険ならざるものなる以上、之に手数料を徴して保管し、其の内容に關しては責任を負はないものである。

公開保護預りは預け主が其の預け入るるものの性質、種類を明かにして銀行に其の保管を依頼するものである。而して公開保護預けとせらるる最も主要なるものは有價證券で、單に保管せらるるのみならず、尙ほ之に其の必要とする管理、注意を伴ふものである。即ち有價證券が公開保護預けとせらるる場合には其の種類、枚數、金額、並に其の番號等を明かにし、銀行は其等の有

價證券より生ずる利子並に配當の取立、元金償還のある場合には之が注意と受取、新株發行の場合には其の申込、借換、資本金の減少、若しくは會社合併等の場合には之れが注意と其の手續及び有價證券の登録等の事務を行ふものである。預け主に對しては其の手續と時間と費用を節約せしめ、甚だ便利なるもので銀行は之に對して手数料を申し受ける。

貸金庫とは銀行が堅牢なる金庫を設け、其の内に設備せられたる引出、若しくは函を貸し與へ、保護預け主をして之を専用せしめ自由に其の中に欲するものを入れしめ、或は取り出さしむるを云ふのである。貸金庫は其の設備最も堅固なるを要するもので、盜難火災を防ぎ、同時に其の鍵は預け主に於て保管し、銀行員と立ち合ひの上開閉し、其の内容は他に之を知らしめざるものである。銀行も危険なるものならざる以上、自由に預け主をして出入せしめる。尙ほ保護預りの業務は銀行に對しては一の附隨的業務なるも、經濟狀態の進歩發達は此の種の業務を其の專業とする獨立の企業を營むものを發生せしむる。安全金庫會社 (Safe Deposit Company) 若しくは信託會社 (Trust Company) 即ち夫れである。

第五節 有價證券の引受並に賣買

有價證券の引受並に其の賣買は種々なる形式に於て行はれる。而して有價證券には公債あり社債あり株式がある。其の最も簡單なるものは國、府縣、市町村の如き公共團體が其の公債を募集せんとする場合、或は株式會社が其の株式、若くは社債を募集せんとする場合に銀行が其の申込所となり、此等募集に關する事務を取扱ひ、其の拂込を受取り、或は利子若くは配當を支拂ひ、之に對して手数料を受くるものである。此の種の業務は銀行が唯其の事務を取扱ふに過ぎざるもので、募集の如き其の危険は全く其の發行者にあり、銀行の關係する所ではない。次に説明する證券引受業務とは全然其の性質を異にするものである。但し銀行は平素貨幣、信用並に有價證券に關する業務を營み、右の如き有價證券の募集、其の拂込、若くは利子並に配當の支拂に對し、特別なる設備を有し、甚だ便利なるのみならず、公共團體にせよ、株式會社にせよ、其の公債、社債若くは株式を募集せんとする場合に信用ある銀行を其の申込所に充て、凡て其の事務を取扱はしむるときは自ら其の衝に當るよりも遙かに好成绩を擧げ得るに依るものである。

然るに公共團體が公債を募集せんとするとき、或は株式會社が其の創立、合併、若くは擴張の爲め、其の株式を發行せんとするとき、或は社債を發行せんとするときに於て此等の會社、若くは公共團體は其の自己の計算と危険とを以て自ら之を發行し、唯其の事務を銀行に取扱はしむる

の方法に依ることなく、始めより銀行をして其の發行せんとする有價證券を一定の價格を以て買入れしめ、自由に之を賣り放たしめ、以て其の募集の目的を達し、其の危険を全然銀行に負擔せしむることがある。之を證券の引受 (Underwriting) と云ふのである。即ち引受けは銀行が一定の價格を以て證券を其の發行者より買入れ、其の買入價格よりも高く賣り放ちて以て之れより利益を納めんとするものである。

若し又其の引受くべき有價證券の金額にして巨額に達し、到底一銀行の資金を以てしては其の力及ばずとなすか、或は其の危険を分配せんとするときは多數の銀行相團結し、引受の業務を行ふ。斯る結合を英語にては Syndicate と云ひ、獨逸語に於ては Konsortium と云ふ。孰れも銀行互に相團結して引受をなし、其の危険と責任とを分擔するを云ふのである。但し時には相團結したる銀行相互の關係は凡て平等で、其の責任を分つこともあれば、時には其の内に主腦となるものあり、直接に發行者より證券の引受をなし、更らに他の銀行をして從屬的に之に参加せしめ、引受の業に従事せしむることもある。斯る場合には其の主腦者となるものが Syndicate Manager となる。

引受の業務は公債の引受の如き確實なるものあり、基礎堅固なる會社の社債引受の如き必ずし

も危険なりと云ふことは出来ない。但し株式は往々にして不確實なるもの少なからざれば、危険之に伴ふことがある。茲に於て英國式銀行の如く短期信用の預金を最も重要な銀行資金となす銀行制度に於ては證券引受業務を以て甚だ危険なる營業なりとなし、銀行は斯る業務に斷じて從事すべきにあらずとして居る。我が國の銀行も久しく英國式預金銀行を模範とし、英國銀行に關する學說たる銀行は不動産に資金を固定すべからず、投機に手を出すべからずと之を金科玉條としたるが故に當然證券引受の業務は之を營むべきにあらずとし、最近に至る迄我が國の銀行は斯る業務に携はるを欲せざるの傾向があつた。されど、歐洲大陸に於ける銀行は殆んど凡て動産銀行に屬する銀行で、盛んに證券引受の業務に従事し、寧ろ之を以て其の最も主要なる營業なりとし、而も之れより特に甚しき危険の生じたること少なく、却つて國民經濟、殊に企業の發達進歩に貢献すること極めて莫大なるものがあつた。但し斯る業務を營む銀行は英國式預金銀行に於けるが如く銀行の營業資金を一に預金に仰ぐこと能はざるもので、又斯くすることは銀行經營の根本原則に反することとなるが故に銀行の自己資金たる資本金並に積立金を大に増加して、其の資金としなければならぬ。

次に銀行の證券引受は其の發行者より證券を買入れ、之を他方に賣却するものなれば、畢竟、

證券の賣買を營むものなりと云ふべく、又銀行にして證券を擔保として資金を貸付けたる場合、其の貸付金を回収すること能はざるに至れば、其の擔保たる證券を處分せざるべからざることとなるべく、之れ證券の賣却に外ならず。又銀行にして多くの資金を擁し、之を貸付、割引其他の銀行業務に利用すること能はざるに於ては證券に其の資金を放資することとなるべく、之れ證券の買入れであり、又擔保品を處分せざるまでも、將來、其の證券の時價下落するが如き虞ある場合に於ては銀行は其の危険を免るるが爲め、其證券にして株式取引所に於て取引せらるるものならば、之を賣り繋ぐことあるべく、其の必要消滅するに於ては、そを買戻すべく、銀行は其の營業上、證券の賣買をなすことを必要とする場合、決して少なからざるものである。然れど此等は其の營業上、必要なることに屬するものなれども、時に銀行は特に證券の賣買に従事し、之より利益を納めんとすることがある。之れ證券の時價は最も頻繁に動搖するが故に、斯る證券時價の騰落を利用し、其の利益を獲得せんとするもので、之れ全然投機に屬するものである。投機は時に莫大なる利益生ずることなきにあらざれども、斯の如きは稀で、多く損失を招くの惧が大である。従ふて信用の機關たる銀行は斯の如き危険なる投機的なる證券の賣買に斷じて従事すべきにあらざるや敢て云ふを俟たない。之に反すれば、之れが爲めに銀行の破綻を招くこととなる。

素より動産銀行に於ては證券を引受け、之を發行したるに其の發行未だ完了せざるに其の價格下落し、其の證券の信用を害し、引續き之を發行して、其の全部を賣却すること能はざる場合に遭遇することがある。斯る際に於ては銀行は其の價格を維持するが爲め、自ら發行したる證券を再び買入ることがある。之をManipulationと云ふので、之も證券の賣買に従事するに外ならず同時に投機的要素を含むものなりと云はねばならぬ。之れ素より健實なる方法なりと云ふこと能はず、時に甚しき弊害之に伴ふことなきにあらざれども、こは證券引受の業務に必然的に相關聯するものなりと云ふべく、始めより投機的に證券の賣買に従事するものと區別せらるべきである。而して預金を主とする純然たる英國式銀行に於ては其の債務は多く要求拂にして短期のものであり、且つ預金を其の最も主要なる銀行資金となすものなるが故に特に信用に注意せざるべからざれば、斯る銀行は決して證券の賣買に携はるべきものではない。但し斯る銀行にありても多くの遊資を懐くとき、其の利用方法として、公債證書、大藏省證券、若くは其他確實なる社債券等を買入るるは當然で、此等は茲處に云ふ所の證券の投機的なる賣買ではない。

尙ほ銀行は自ら直接に自己の計算を以て證券の賣買をなす外に其の取引先の依頼によりて證券の賣買をなすことがある。之れ證券の委託賣買であり、國により銀行制度の異なるにより銀行と

の關係必ずしも同様ならざれども敢て此處に特に説明する程のことでもない。

第六節 擔保付社債信託

最後に擔保付社債の信託なるものがある。之れ株式會社にして其の社債を募集せんとする場合若し其の社債に何等の擔保を付せざるに於ては、縱令そが如何に確實なる會社の社債なるも、其の社債は唯それだけで、全く純然たる信用關係に立ち、會社失敗し、其の社債を支拂ふこと能はざるに至るも、其の損害に對する何等特別なる保證なく、且つ株式會社の盛衰は變轉極りなきものなれば、斯る社債の募集は極めて信用確實なるものにあらざる限り容易に好成績を擧ぐることはざる場合が少なくない。茲に於て社債にも擔保を付することとなる。然るに社債権者の數は極めて多く、社債に擔保を付するも、其の一々に其の擔保物を提供する方法なく、若し假りに斯る方法ありとするも、社債権者が其の社債を賣買贈與し之を他に讓渡する場合には其の擔保物の占有をも併せて移轉せざるべからざることとなり、其の手續の煩雜や、到底、之を實際に行ふこと能はざるものである。之を以て株式會社が其の社債を募集する場合には其の社債の擔保物を社債権者に代りて管理し、一は以て株式會社の社債に擔保物を付せしめ、其の募集を容易にし、

他は以て社債権者の権利を確保し、其の安全を期せしめ、又其の社債の賣買贈與等を容易ならしむるの必要が起る。此の擔保物を提供する會社は其の委託者で、其の擔保物を管理するものは受託者で、其の利益を受くる社債権者は所謂受益者で之れ即ち信託の關係であり、擔保付社債の信託である。銀行は此の擔保付社債の擔保物を管理する信託業務を営むものである。

我が國に於ては明治三十八年三月始めて擔保付社債の信託法なる法律發布せられ同時に鐵道、工場、鑛業等に關する財團の抵當法布告せられ擔保付社債に關する法律上の關係明瞭となり社債権者は其の抵當物に對して優先權を有することとなり、日本興業銀行を主として此等の信託業務を営ましむるに至つた。されど其の後更らに信託業法發布せられ、信託會社續々として設立せられ、銀行と信託會社は區別せられ、擔保付社債の信託以外の信託は之を銀行に於て兼營することを許されざるに至つた。

尙ほ他に爲替に關する業務がある。之れ極めて重要なるものに屬し、殊に世界的に金本位の崩壞して以來、爲替相場に一定の確立したる標準なく、世界の經濟關係はこれが爲めに少なからざる影響を受けつつある。之れが研究や現代に於て最も喫緊なりと云はなければならぬ。之を以て

此等の理論並に實際の關係は別に國際金融に關聯して論述することとする。

貨幣銀行概論終

昭和十二年五月三日印
昭和十二年五月八日發行
昭和十六年三月三十一日第六版發行

停

貨幣銀行概論

定價 金四圓五拾錢



¥4.50

著者 服部文四郎

東京市本郷區元町一丁目十五番地

發行者 中園 恰

東京市小石川區關口水道町四六番地

印刷者 音成 貞吉

東京市小石川區關口水道町四六番地

印刷所 和交社印刷所

發行所

東京市本郷區元町一ノ十五番地
電話替東京六六六一三二二番
小石川(85)一四一〇番

明善社

29. 2. 2



